

第4期 美里町 地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和6年3月

美里町

美里町社会福祉協議会

ごあいさつ

本町では、地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指し、平成 31 年 3 月に「第 3 期美里町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、様々な施策を推進してまいりました。

本町においては、現在も人口減少の中、地域ごとの生活課題は多様化・複雑化しており、高齢者や障害のある人、子育て世帯に対して各制度の中で個別に対応していくだけでは、十分に応じられない状況が生じており、福祉の在り方も変革が求められております。



また、本年 11 月には、合併 20 周年を迎えます。平成 28 年熊本地震や豪雨災害などの大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症など、この 20 年間の経験から、日頃の地域のつながりがいかに大切であるかを改めて認識する中で、「知る」「備える」「支え合う」を基本理念とし、地域コミュニティの強化を目指した施策を推進してまいります。

今回策定いたしました「第 4 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域の課題解決のために町民、行政及び関係機関等がそれぞれの役割を認識し、協働して地域福祉を進めていくことに重点を置くとともに、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」も包含しており、地域福祉の取組と連動させて推進いたします。

今後とも、町民の皆さま、民生委員・児童委員、老人クラブ、女性の会、PTA、地域の NPO やボランティア団体及び福祉関係事業所の皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの町民・関係団体の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

美里町長
美里町社会福祉協議会長

上田 泰弘

— 目 次 —

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉のとらえ方	2
3 計画の位置づけ	7
4 計画の位置づけ	10
5 計画の期間	11
6 計画の策定体制	12
第2章 美里町の地域福祉を取り巻く現状	13
1 人口の状況	13
2 要介護者・障がいのある人の状況	19
3 生活困窮者の状況	24
4 自殺対策に関わる状況	26
5 アンケート調査について	27
6 ワークショップ・関係団体等調査について	28
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 重点取組	40
4 取組の体系	43
第4章 取組内容	44
基本目標1 福祉サービスの充実と豊かな福祉の実現	44
1 地域包括ケアの推進	49
2 各種支援サービスの推進	51
3 健康・介護予防の推進	53
基本目標2 地域のつながりや、地域参加への意識の強化	55
1 日常的な見守り体制の構築	62
2 地域活動への参加の促進	64
3 ボランティア活動の充実	66
基本目標3 福祉を推進する体制を強化する	68
1 福祉人材の育成	71
2 広報・啓発活動	73
3 相談支援体制の充実	76
4 関係機関の連携体制の強化	78
基本目標4 安心して暮らせる地域をつくる	80
1 防災・減災の取組	85

2 防犯・交通環境の整備.....	87
3 困難な状況にある人への支援.....	89
基本目標5 町民のこころの健康を保つ.....	91
1 自殺対策の推進.....	95
第5章 成年後見制度利用促進基本計画.....	98
1 計画策定の背景と趣旨.....	98
2 取組内容.....	99
第6章 再犯防止推進計画.....	101
1 計画策定の背景と趣旨.....	101
2 取組内容.....	102
第7章 計画の推進体制.....	106
1 協働による計画の推進.....	106
2 計画の進行管理.....	107
資料集.....	108
1. 策定委員会委員名簿.....	108
2. 計画策定の経緯.....	109

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用などの増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立に加え、制度の狭間において既存の行政サービスでは対応しきれない問題やダブルケア、ヤングケアラー、8050問題などの地域における様々な生活課題が多く発生しています。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う3密（密集・密接・密閉）の回避などの「新しい生活様式」は、人との関わり方などに大きな影響を与えており、様々な活動と感染防止対策をいかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

一方国際的には、豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられったりする相互の関係をつくっていくことが求められています。地域住民ができる範囲で互いに支え合う「地域共生社会の実現」に向け、地域包括ケアシステムの構築・深化、あらゆる相談に対応し、必要な支援につなげるための相談支援や連携体制の充実、参加支援などの地域づくりを中心に関連施策を推進する必要があります。

美里町では熊本地震において甚大な被害を受け、震災からの復興にあたり、住民が主体で、町・議会、地域、自治会及び民間などと協働で「自助・共助・公助」の概念を原則として推進してきました。また、平成31年3月に「第3期美里町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「知る」「備える」「支え合う」を基本理念に、福祉の充実した町を目指して地域福祉を推進してまいりました。

地域住民や地域の多様な人・団体・関係機関が参画し、人と人、人と資源が世代を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく『地域共生社会』を実現していくため、美里町における地域福祉を推進する指針として「第4期美里町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

2 地域福祉のとらえ方

(1)「地域福祉」に関わる法改正の変遷

近年、東日本大震災を始めとした災害を経験したことで、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来の様々な活動が停滞し、社会的な孤立感が高まるなど、町民の生活に大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

国では、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。さらに、このような国の方向付けの中で、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正され、地域福祉計画が、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）

日本全体が人口減少社会を迎えたなかで、美里町においても、少子高齢化が着実に進行しているなど、支援を必要とする人たちへの行政施策の狭間を補完する取組を地域全体で考え、支えていく体制を整備していく必要があります。

〈 国の動きなど 〉

年	国の動き	社会的な出来事
平成 28 年	・厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」 ・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（「地域共生社会」の実現を提唱） ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」設置	・熊本地震 ・改正公職選挙法施行 選挙権 18 歳に引き下げ
平成 29 年	・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ・「社会福祉法」改正（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、市町村による包括的な支援体制づくり、地域福祉計画の充実について提示）	・九州北部豪雨災害
令和 元年	・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」設置	
令和 2 年	・「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布 ・「社会福祉法」改正（重層的支援体制整備事業の創設等について規定）	・新型コロナウイルス感染症感染拡大
令和 3 年	・「障害者差別解消法」改正（「国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化）	
令和 4 年	・「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定	・成年年齢 18 歳に引き下げ ・福島県、宮城県で震度 6 強の地震
令和 5 年	・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」制定 ・障害者差別解消法に基づく基本方針の改定（「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例を新たに記載）	・新型コロナウイルス感染症「5 類感染症」へ

(2)「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

本計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示します。具体的には、町民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、町役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について記載し、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理します。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係のなかで、組織化されていなくとも、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切です。同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘されるなか、その重要度がますます高まっています。

〈 地域福祉の向上に向けた4つの助け 〉

自助	個人や家族による支え合い・助け合い (個人や最も身近な家族が解決にあたる)
互助	身近な人間関係のなかでの組織化を前提としない、お互い様の気持ちによる支え合い・助け合い (隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う)
共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければならないことは、行政がしっかりとする)

4つの助けの定義について

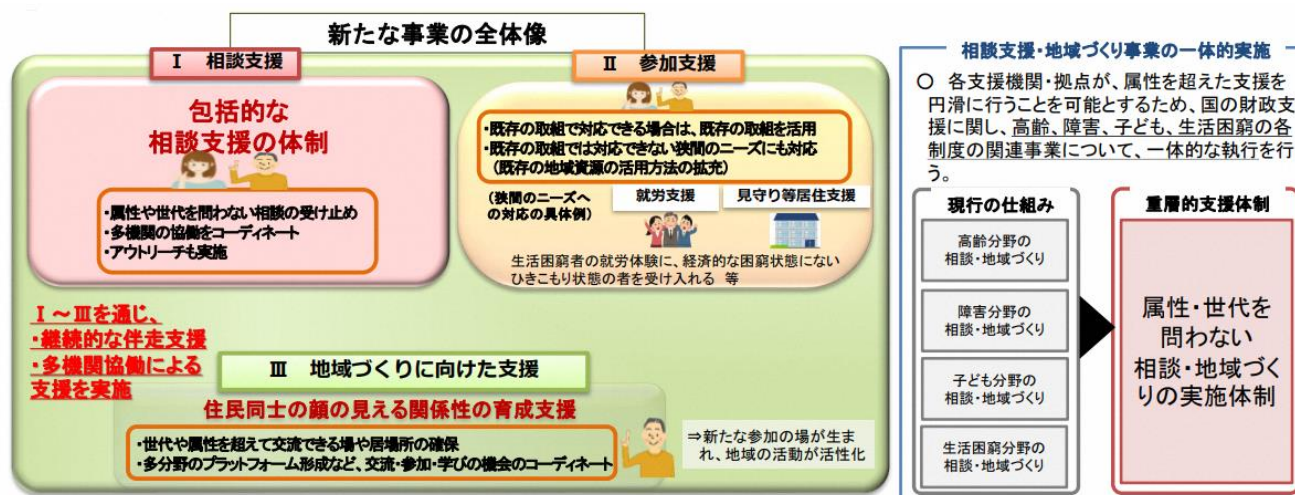
厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。この地域包括ケアシステムのなかで定義されている自助・互助・共助・公助は、費用負担のあり方により区分されています。すなわち、公助が税による公の負担であるのに対し、共助は介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけています。さらに、互助は費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとされています。

(3) その他の重要事項

① 重層的支援体制整備事業

福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送るなかで直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景とし、令和2年6月の改正社会福祉法で包括的支援体制整備を加速化させるため、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され、令和3年4月から施行されています。

〈 重層的支援体制整備事業の概要 〉



資料：厚生労働省 令和3年度全国厚生労働関係部局長会議資料

〈 重層的支援体制整備事業における各事業の概要 〉

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

② SDGs との関係

国際目標 SDGs（持続可能な開発目標）は、グローバルな課題解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには一人ひとりの行動、さらには国・県・市町村レベルでの取組が必要です。本計画においても、地域福祉の推進に係る現状の課題を把握し、継続する取組と新たに取り組むべき事項を体系的に関連付けて実践し、互いに支え合い、地域を共につくっていく社会の実現を目指す必要があります。

〈 17の国際目標 〉



(4) その他の計画との一体的な策定

本計画は「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を包含しており、様々な方向から「目指す姿」の実現に向けた体制の構築を図ります。

3 計画の位置づけ

(1)「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、美里町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組をすすめ、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。また、本町の最上位計画である「美里町第2次振興計画」の方針に基づき関連計画との整合・連携を図りながら策定するとともに、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他福祉の各分野における「上位計画」として位置づけます。

(2)「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」とは、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

(3)「自殺対策計画」とは

「自殺対策計画」とは、あらゆる分野の庁内事業に自殺対策（生きることの包括的な支援）の視点を反映させつつ地域づくりを進めていき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すための計画です。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に関する施策は、広範多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難となっているため、計画策定を通して、各般の行政領域にまたがる施策を、整合性を図りながら効果的に推進することが求められています。

厚生労働省の「市町村自殺対策計画策定の手引き」では、地域自殺対策計画は地域福祉計画または地域福祉支援計画などの他の計画の一部として策定することも可能であるとされており、美里町においては前計画と同様に、今回策定する美里町地域福祉計画・地域福祉活動計画の一部として、自殺対策計画を策定します。

（４）「成年後見制度利用促進基本計画」とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方の権利や財産などを、法律に基づき保護・支援をするための制度です。全国どの地域でも、成年後見制度を必要とする人がみな安心して利用できるような体制を目指して、平成 28 年 4 月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布され、同年 5 月 13 日に施行されました。地域共生社会を実現するために、権利擁護支援を推進していくこと、成年後見制度はその中の仕組みのひとつであることが明示されており、成年後見制度を使うことが目的ではなく、その人の目指す暮らしを支えるひとつの仕組みとしてこの制度が役割を果たすことができるよう、地域の体制を整備することを目的としています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、今回策定する美里町地域福祉計画・地域福祉活動計画の一部として、成年後見制度利用促進基本計画を策定するものとします。

（５）「再犯防止推進計画」とは

我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返を防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。再犯防止政策強化のために、平成 28 年 12 月「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止等推進法）が公布・施行されました。この再犯防止等推進法は、再犯防止などに関する国や地方公共団体の責務や再犯防止などに関する施策の基本事項を明確にし、安全・安心な社会の実現を目指しています。

再犯防止等推進法に基づき、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定める「地方再犯防止計画」として、今回策定する美里町地域福祉計画・地域福祉活動計画の一部として、再犯防止計画を策定するものとします。

（６）地域福祉計画・地域福祉活動計画両計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の理解と協力と参加を得ながら、取組を展開するという共通の目的をもつものです。

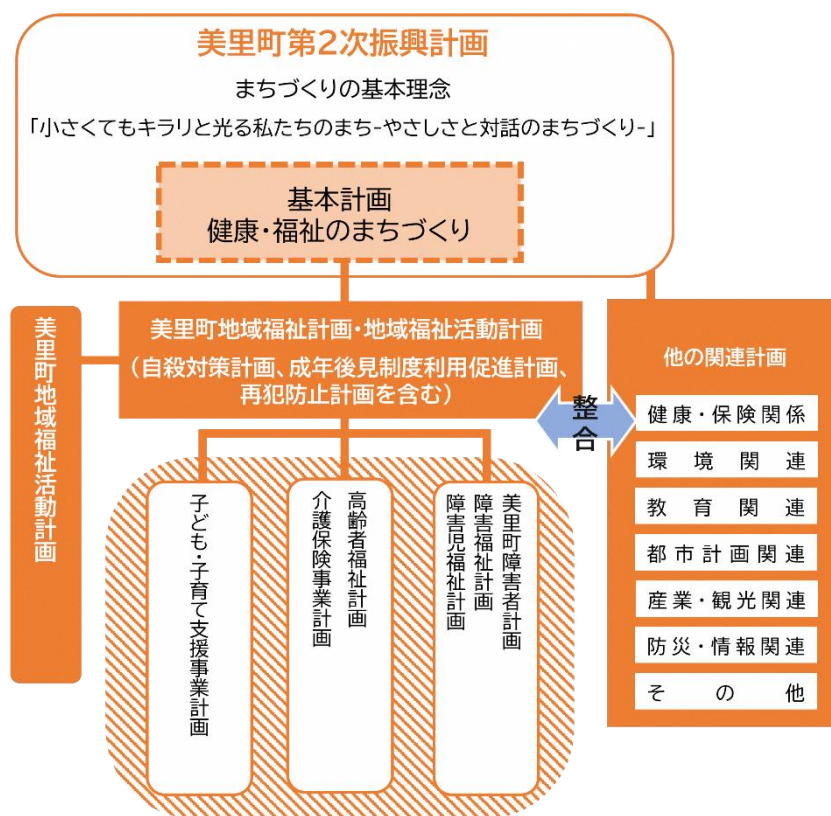
これらが一体となって計画が策定されることにより、美里町役場と美里町社会福祉協議会とともに、地域住民と、民生委員児童委員、地縁組織である行政区（公民館会）や各種団体、さらに、ボランティア団体、NPO 法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手の役割や協働のあり方が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方に基づき、美里町および美里町社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

4 計画の位置づけ

「美里町第2次振興計画」の基本構想及び基本計画に基づき、「小さくてもキラリと光る私たちのまち-やさしさと対話のまちづくり-」を目指すとともに、高齢者福祉、子育て支援・児童福祉、障がい者福祉など、各福祉分野における行政計画（個別計画）の上位計画として、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本に町民生活全般にわたる福祉の向上を目標とします。

〈 本計画の位置づけ 〉



5 計画の期間

本計画の期間は、2024 年度（令和6年度）から 2028 年度（令和 10 年度）までの5年間とし、最終年度には見直しを行います。また、計画期間内であっても、社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

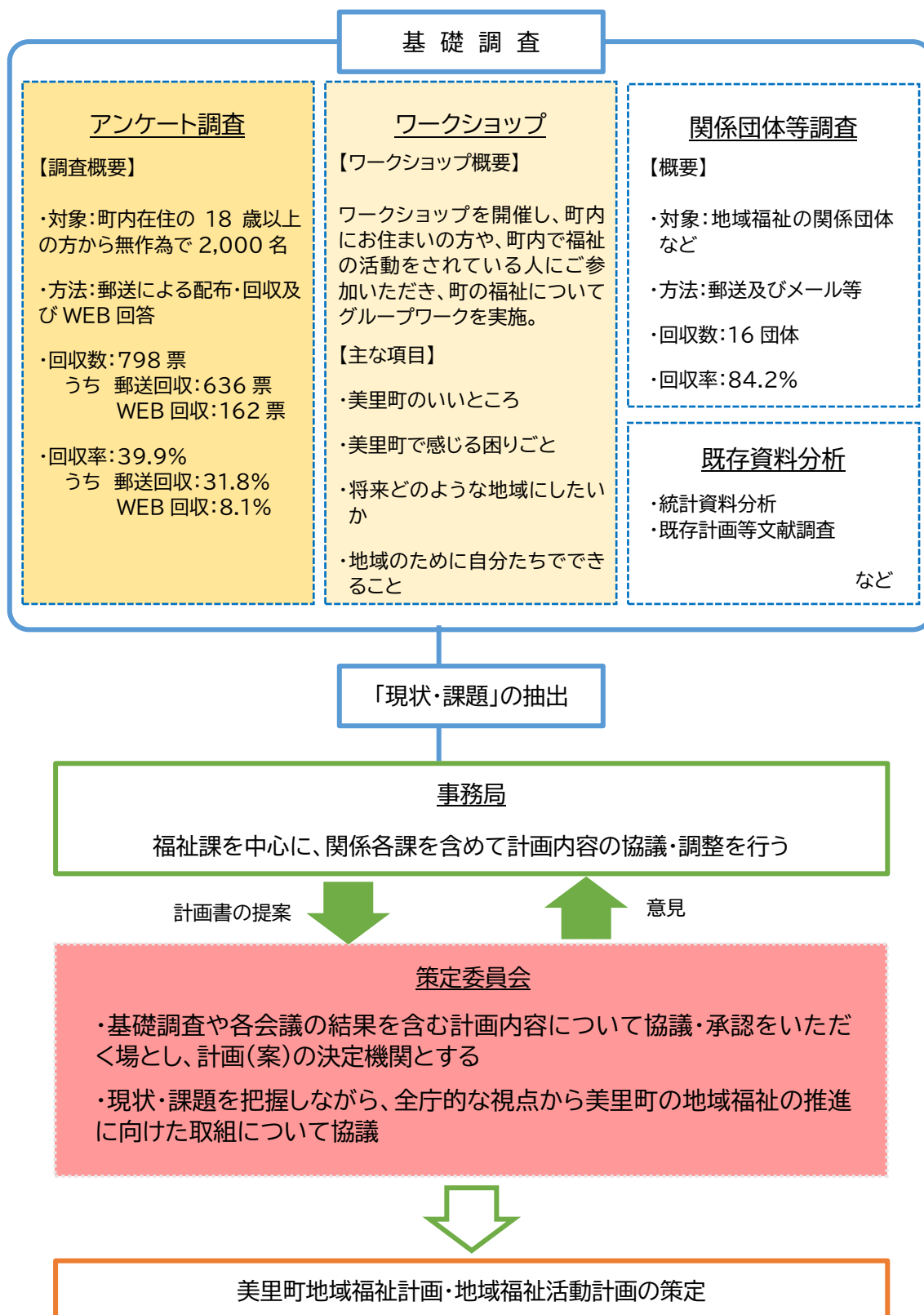
〈 計画の期間 〉

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第3期 計画						
↑見直し	第4期美里町地域福祉計画・地域福祉活動計画 自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画、再犯防止計画含む					
					↑見直し	第5期 計画

6 計画の策定体制

本計画は以下のような体制で策定を行います。

〈 計画の策定体制 〉



第2章 美里町の地域福祉を取り巻く現状

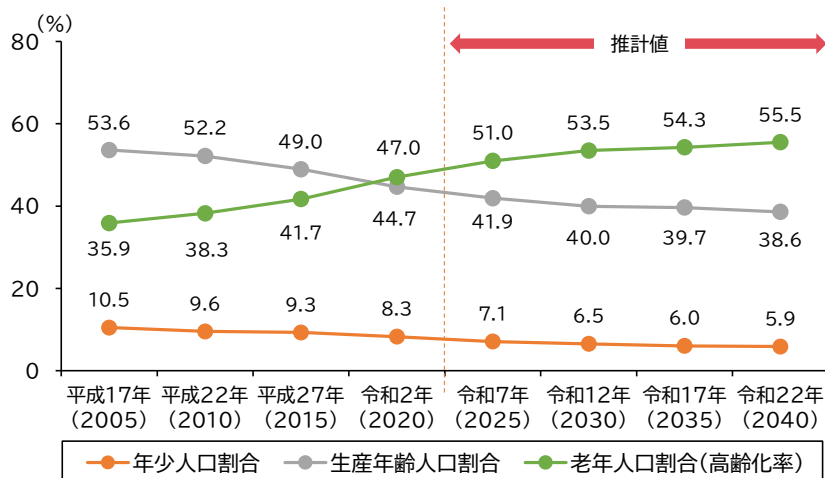
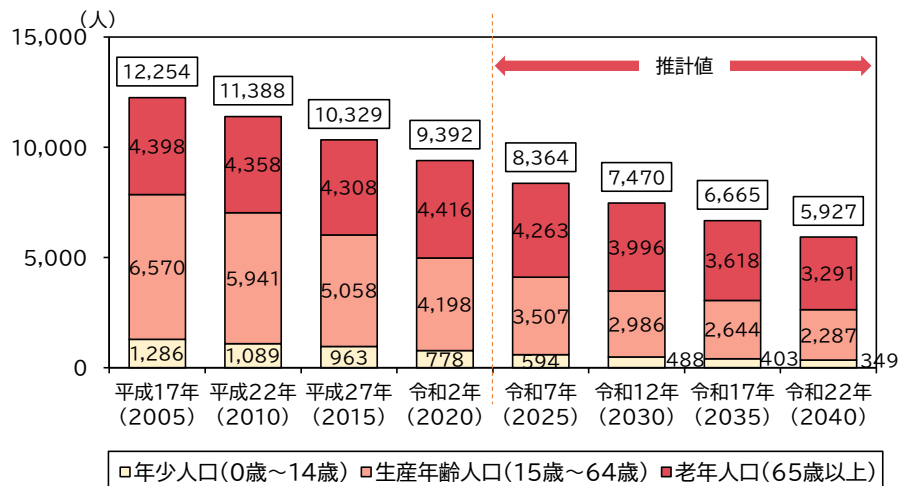
1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口構成の推移

総人口は減少傾向にあり、平成17年の12,254人から令和2年の9,392人へと15年間で2,862人減少しています。

年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が大きく減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）の減少幅は少なくなっており、それに合わせて高齢化率も35.9%から47.0%へと11.1ポイント上昇しています。美里町においても少子高齢化が進行していることがわかります。

〈 年齢3区分別人口構成の推移 〉



資料：H17～R2：国勢調査

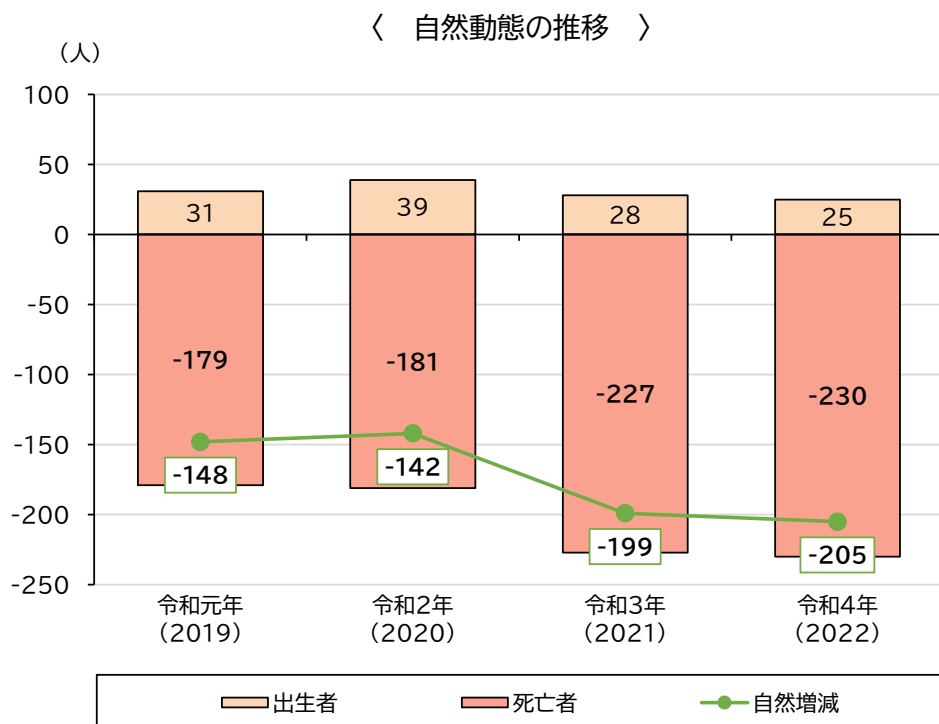
R7～R22：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

※総人口は年齢不詳を含まない

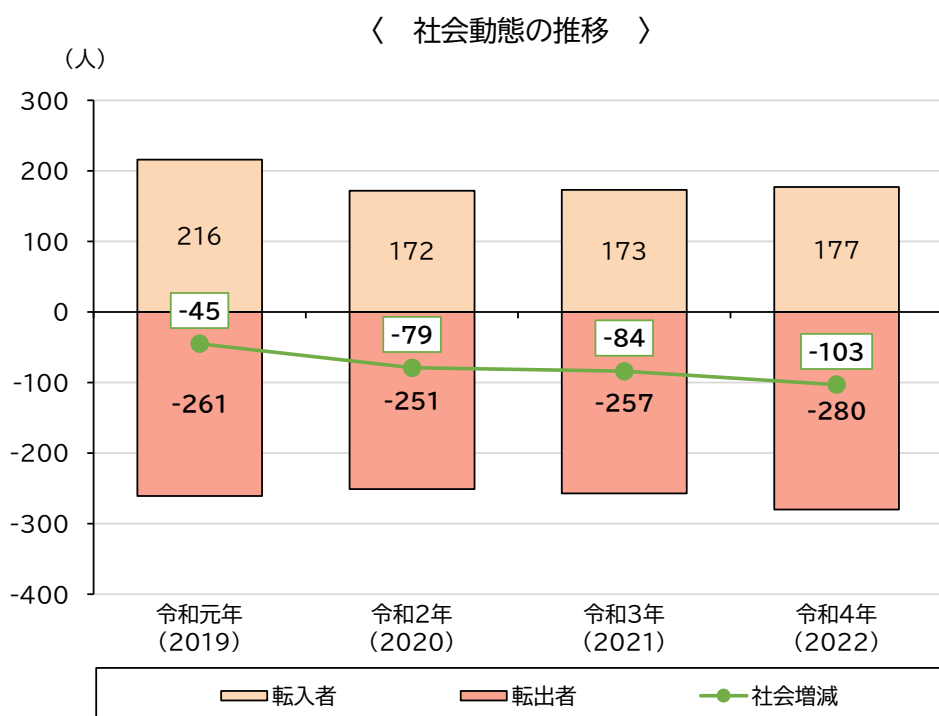
(2) 自然動態、社会動態

自然動態の推移をみると、令和元年から自然減の状態が続いており、令和4年には出生者は25人、死亡者は230人となり、自然減は205人と大きくなっています。

社会動態の推移をみると、令和元年から社会減の状態が続いており、令和4年には転入者は177人、転出者は280人となり、103人の転出超過となっています。



資料：熊本県推計人口調査（年報）



資料：熊本県推計人口調査（年報）

(3) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は減少傾向にあり、平成 17 年の 3,870 世帯から令和 2 年の 3,405 世帯へと 15 年間で 465 世帯減少しています。

一般世帯総数が減少する一方で、単独世帯については増加傾向にあり、15 年間で 175 世帯増加しています。これは、高齢者のひとり暮らし世帯の増加による影響が大きいものと考えられます。

〈 世帯構成の推移 〉

単位：世帯

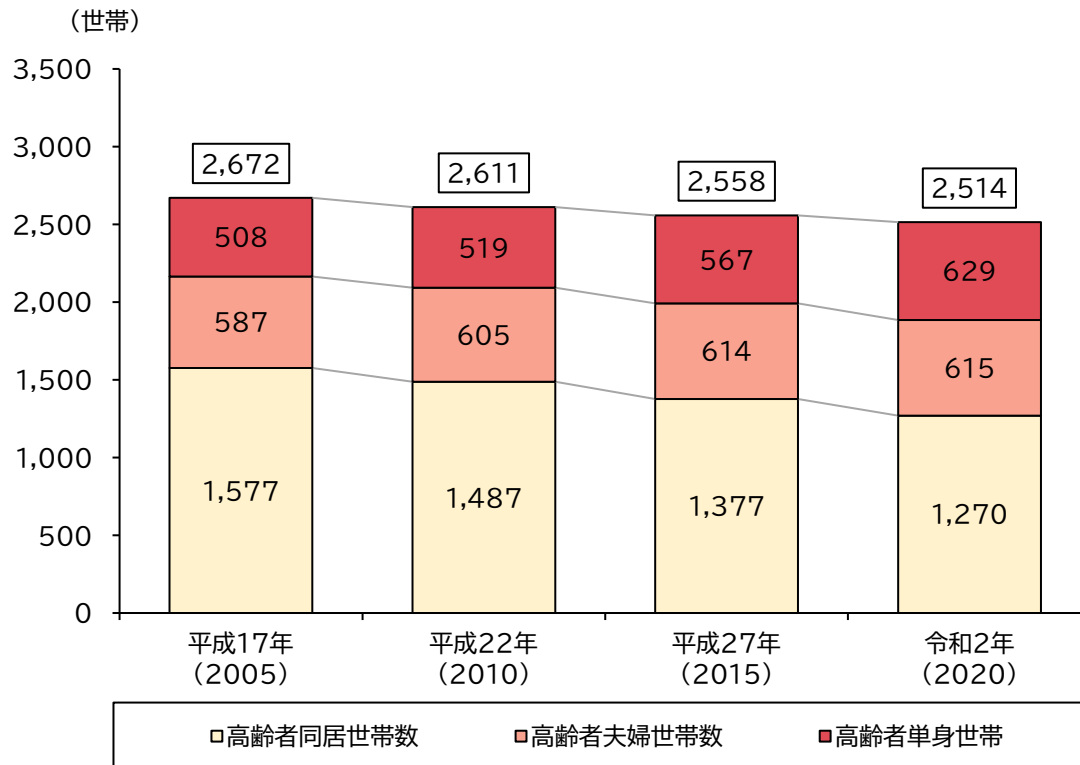
平成27年度 世帯・人口											
	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数（人）
		親族世帯 総数	核家族世帯					その他の親族世帯			
			核家族世帯 総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成 17年	3,870	3,141	2,004	845	801	44	314	1,137	10	719	11,710
平成 22年	3,763	2,990	1,980	818	761	60	341	1,010	20	753	10,808
平成 27年	3,580	2,747	1,883	789	711	60	323	864	15	818	9,767
令和 2年	3,405	2,498	1,816	756	657	61	342	682	13	894	8,709

資料：国勢調査

高齢者のいる世帯の推移をみると、世帯総数は減少傾向にあり、平成 17 年の 2,672 世帯から令和2年の 2,514 世帯へと 15 年間で 158 世帯減少しています。

高齢者のいる世帯総数は減少している一方で、高齢者単身世帯数の伸びが顕著となっており、平成 17 年の 508 世帯から令和2年の 629 世帯へと 15 年間で 121 世帯増加しています。

〈 高齢者世帯の推移 〉



資料：国勢調査

※高齢者夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

(4) 校区別人口・高齢化の状況

校区別の人口・高齢化の状況をみると、高齢化率が約 40%以上と高くなっている地区が多くみられます。75 歳以上の割合が 30%以上と高くなっている地区も多くなっています。

また、年少人口（0～14 歳）の割合が 5%未満となっている地区も多くなっています。

〈 校区別人口・高齢化の状況 〉

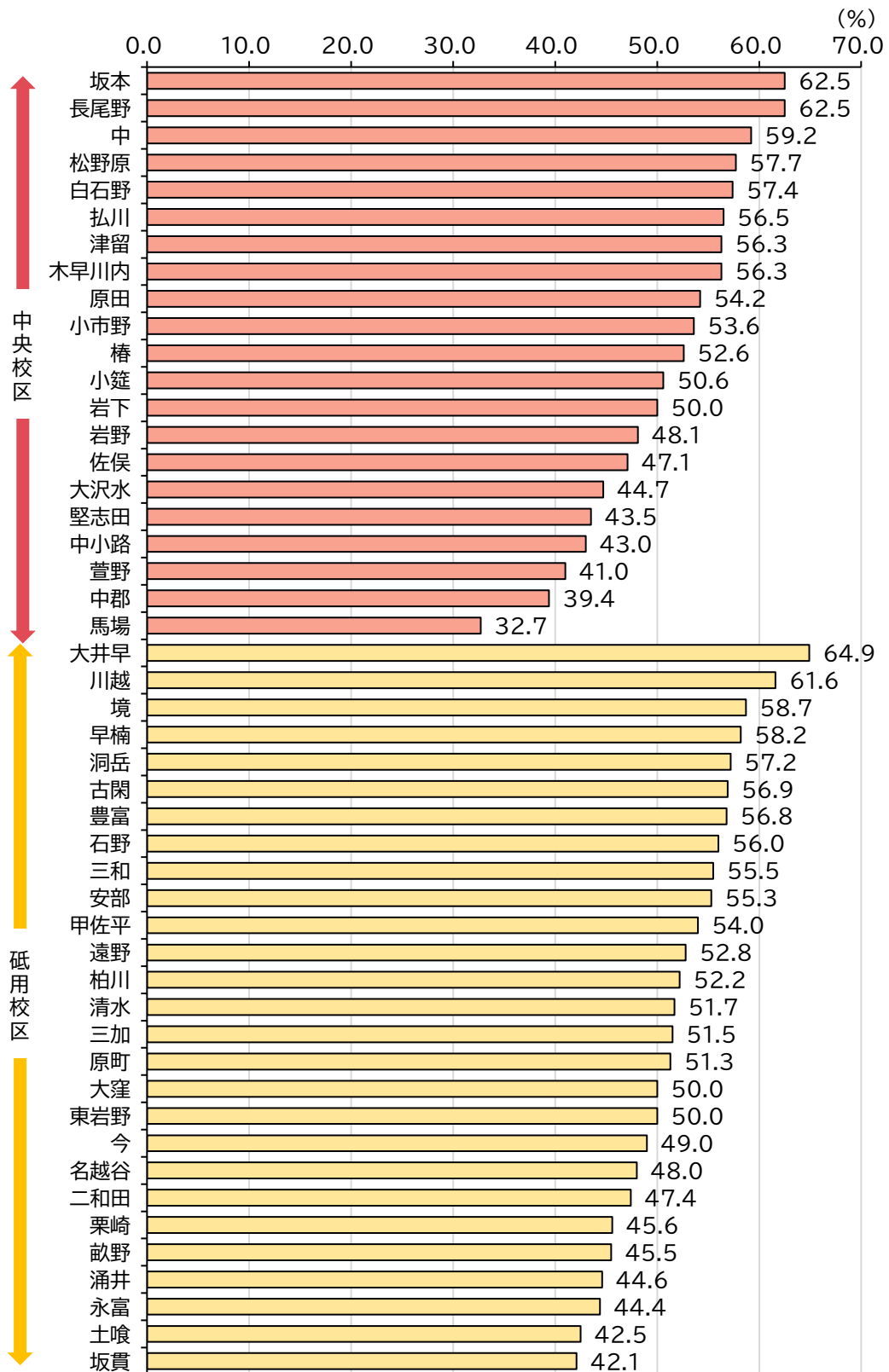
単位:人

校区	地区	総数	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳以上	年少人口割合	高齢化率	75歳以上割合
中央校区	坂本	80	4	26	20	30	5.0%	62.5%	37.5%
	長尾野	24	2	7	8	7	8.3%	62.5%	29.2%
	中	76	0	31	19	26	0.0%	59.2%	34.2%
	松野原	26	0	11	5	10	0.0%	57.7%	38.5%
	白石野	129	9	46	32	42	7.0%	57.4%	32.6%
	弘川	138	9	51	43	35	6.5%	56.5%	25.4%
	津留	48	1	20	12	15	2.1%	56.3%	31.3%
	木早川内	48	0	21	20	7	0.0%	56.3%	14.6%
	原田	48	0	22	13	13	0.0%	54.2%	27.1%
	小市野	56	7	19	12	18	12.5%	53.6%	32.1%
	椿	38	1	17	7	13	2.6%	52.6%	34.2%
	小筵	154	11	65	40	38	7.1%	50.6%	24.7%
	岩下	96	4	44	17	31	4.2%	50.0%	32.3%
	岩野	156	14	67	34	41	9.0%	48.1%	26.3%
	佐俣	367	33	161	69	104	9.0%	47.1%	28.3%
	大沢水	253	19	121	48	65	7.5%	44.7%	25.7%
	堅志田	340	29	163	62	86	8.5%	43.5%	25.3%
	中小路	237	23	112	49	53	9.7%	43.0%	22.4%
	萱野	400	21	215	89	75	5.3%	41.0%	18.8%
	中郡	487	51	244	100	92	10.5%	39.4%	18.9%
	馬場	682	80	379	106	117	11.7%	32.7%	17.2%
砥用校区	大井早	171	7	53	48	63	4.1%	64.9%	36.8%
	川越	138	2	51	39	46	1.4%	61.6%	33.3%
	境	126	3	49	33	41	2.4%	58.7%	32.5%
	早楠	67	5	23	16	23	7.5%	58.2%	34.3%
	洞岳	250	9	98	60	83	3.6%	57.2%	33.2%
	古閑	123	3	50	31	39	2.4%	56.9%	31.7%
	豊富	146	4	59	48	35	2.7%	56.8%	24.0%
	石野	84	1	36	26	21	1.2%	56.0%	25.0%
	三和	155	3	66	34	52	1.9%	55.5%	33.5%
	安部	150	5	62	24	59	3.3%	55.3%	39.3%
	甲佐平	139	8	56	38	37	5.8%	54.0%	26.6%
	遠野	216	15	87	40	74	6.9%	52.8%	34.3%
	柏川	67	1	31	18	17	1.5%	52.2%	25.4%
	清水	147	10	61	26	50	6.8%	51.7%	34.0%
	三加	165	5	75	34	51	3.0%	51.5%	30.9%
	原町	224	16	93	48	67	7.1%	51.3%	29.9%
	大窪	192	21	75	42	54	10.9%	50.0%	28.1%
	東岩野	26	1	12	6	7	3.8%	50.0%	26.9%
	今	98	10	40	29	19	10.2%	49.0%	19.4%
	名越谷	321	17	150	64	90	5.3%	48.0%	28.0%
	二和田	171	15	75	16	65	8.8%	47.4%	38.0%
	栗崎	79	3	40	13	23	3.8%	45.6%	29.1%
	畝野	323	36	140	65	82	11.1%	45.5%	25.4%
	涌井	121	6	61	24	30	5.0%	44.6%	24.8%
	永富	666	57	313	141	155	8.6%	44.4%	23.3%
	土喰	372	24	190	61	97	6.5%	42.5%	26.1%
	坂貫	271	24	133	56	58	8.9%	42.1%	21.4%
全体		8,891	629	4,021	1,885	2,356	7.1%	47.7%	26.5%

資料：住民基本台帳（令和5年10月31日現在）

※年少人口割合が5%以下、高齢化率50%以上、75歳以上割合が30%以上のデータに

〈 校区別高齢化の状況 〉



資料：住民基本台帳（令和5年10月31日現在）

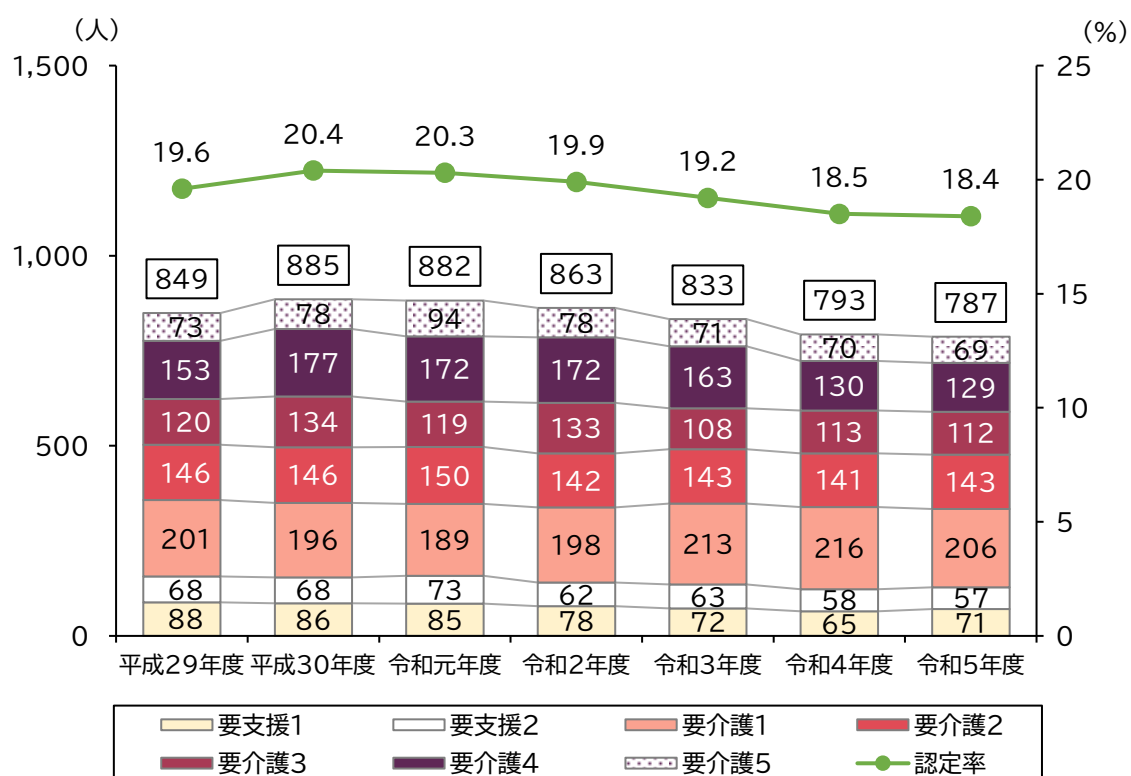
2 要介護者・障がいのある人の状況

(1) 要介護（支援）認定者の状況

要介護（支援）認定者数の推移をみると、全体では平成30年度まで増加し、それ以降減少傾向にあります。

内訳では、「要介護1」と「要介護2」の人数が高くなっており、令和5年度では、「要介護1」は206人、「要介護2」は143人となっています。

〈 要介護(支援) 認定者数の推移 (第1号被保険者のみ) 〉



資料：介護保険事業状況報告書

（２）障害者手帳所持者の状況

手帳所持者の状況をみると、平成 30 年度の 922 人から令和 4 年度の 820 人へと 4 年間で 102 人減少しています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では、平成 30 年度の 666 人から令和 4 年度の 573 人へと 93 人減少、療育手帳所持者では、平成 30 年度の 147 人から令和 4 年度の 140 人へと 7 人減少、精神障害者保健福祉手帳所持者では、平成 30 年度の 109 人から令和 4 年度の 107 人へと 2 人減少しています。

〈 手帳所持者の状況 〉

単位：人

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合 計	922	897	868	842	820
身体障害者手帳	666	636	610	585	573
療育手帳	147	151	150	150	140
精神障害者保健福祉手帳	109	110	108	107	107

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

① 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者の状況を年代別にみると、「18 歳未満」は横ばい、「18 歳～64 歳」と「65 歳以上」は減少傾向にあります。また令和 4 年度では「65 歳以上」が 465 人で全体の約 8 割を占めています。

障がい程度別にみると、すべての障がい程度が減少傾向にあります。また令和 4 年度では「1 級」が 175 人で全体の約 3 割と最も多く、次いで「4 級」、「2 級」の順となっています。

障がい種別にみると、「音声・言語・そしゃく機能障がい」は微増傾向、その他の種別は減少傾向にあります。また令和 4 年度では「肢体不自由」が 255 人で全体の 4 割強と最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」の順となっています。

〈 身体障害者手帳所持者の状況 〉

単位：人

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計		666	636	610	585	573
年代別	18 歳未満	7	6	7	6	6
	18 歳～64 歳	122	111	113	102	102
	65 歳以上	537	519	490	477	465
障がい 程度別	1 級	202	194	198	185	175
	2 級	98	96	80	80	76
	3 級	84	78	76	73	75
	4 級	163	150	144	141	139
	5 級	49	47	46	42	41
	6 級	70	71	66	64	67
障がい 種別	視覚障がい	48	49	43	35	33
	聴覚・平衡機能障がい	97	99	89	91	94
	音声・言語・そしゃく機能障がい	5	6	6	6	7
	肢体不自由	318	299	282	269	255
	内部障がい	198	183	190	184	184
	複合	—	—	—	—	—

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

② 知的障がいのある人

療育手帳所持者の状況を年代別にみると、「18 歳未満」は減少傾向にあり、「18 歳～64 歳」は微増傾向、「65 歳以上」は横ばいで推移しています。また令和 4 年度では「18 歳～64 歳」が 88 人で、全体の 6 割強を占めています。

障がい程度別にみると、「A 1（最重度）」と「B 2（軽度）」は横ばい、その他の障がい程度は減少傾向にあります。また令和 4 年度では「B 1（中度）」と「B 2（軽度）」が 42 人で全体の約 3 割と最も多く、次いで「A 1（最重度）」、「A 2（重度）」の順となっています。

〈 療育手帳所持者の状況 〉

単位：人

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計		147	151	150	150	140
年代別	18 歳未満	27	26	25	25	17
	18 歳～64 歳	85	89	89	92	88
	65 歳以上	35	36	36	33	35
障がい 程度別	A 1（最重度）	30	32	31	31	29
	A 2（重度）	33	31	31	28	27
	B 1（中度）	46	46	45	46	42
	B 2（軽度）	38	42	43	45	42

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

③ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を年代別にみると、「18 歳未満」は横ばいに推移しており、「18 歳～64 歳」は微減、「65 歳以上」は微増傾向で推移しています。また令和 4 年度では「18 歳～64 歳」が全体の6割強を占めています。

障がい程度別にみると、「1 級」は減少傾向にあり、「2 級」は増加傾向、「3 級」は横ばいとなっています。令和 4 年度では「2 級」が6割強で最も高く、次いで「1 級」、「3 級」の順となっています。

〈 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 〉

単位：人

			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計			109	110	108	107	107
年代別	18 歳未満		0	1	1	0	0
	18 歳～64 歳		73	72	68	69	67
	65 歳以上		36	37	39	38	40
障がい 程度別	1 級		37	35	31	30	28
	2 級		58	60	65	68	67
	3 級		14	15	12	9	12

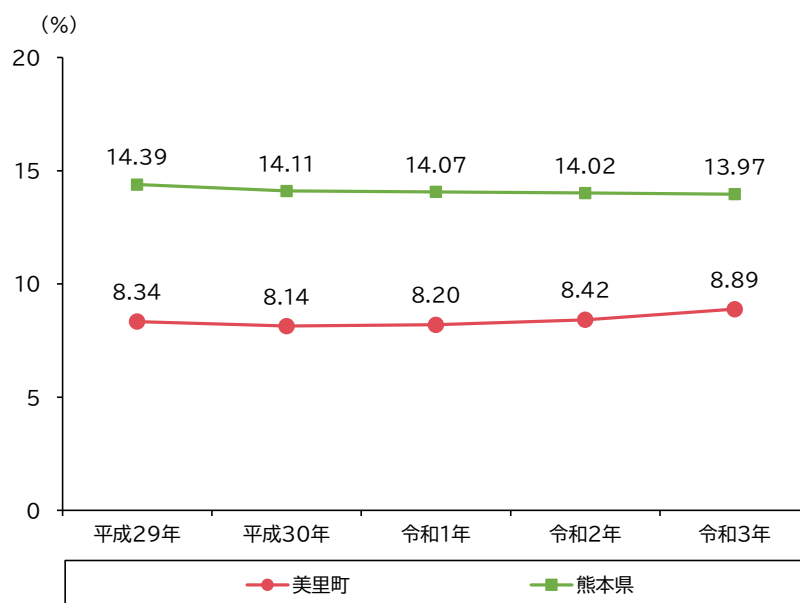
資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

3 生活困窮者の状況

(1) 生活保護率の推移

生活保護率の推移をみると、熊本県は微減傾向、美里町は平成30年以降微増傾向にあり、平成30年の8.14%から令和3年の8.89%へと0.75ポイント増加しています。また、熊本県と比べると、各年で熊本県平均の数値を下回っています。

〈 美里町と熊本県の生活保護率の推移 〉



資料：熊本県の生活保護

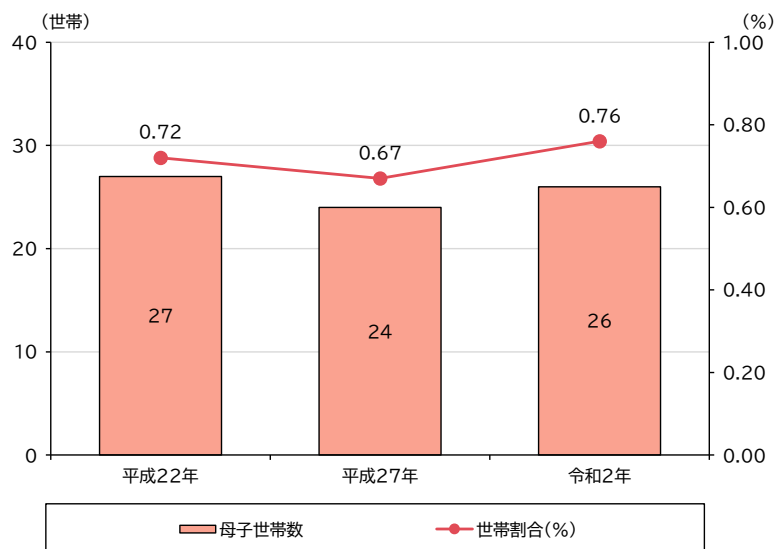
※生活保護率とは、人口1,000人あたりの被保護実人員の数を示します。

(2) ひとり親家庭数の推移

母子家庭数は、横ばいで推移しています。

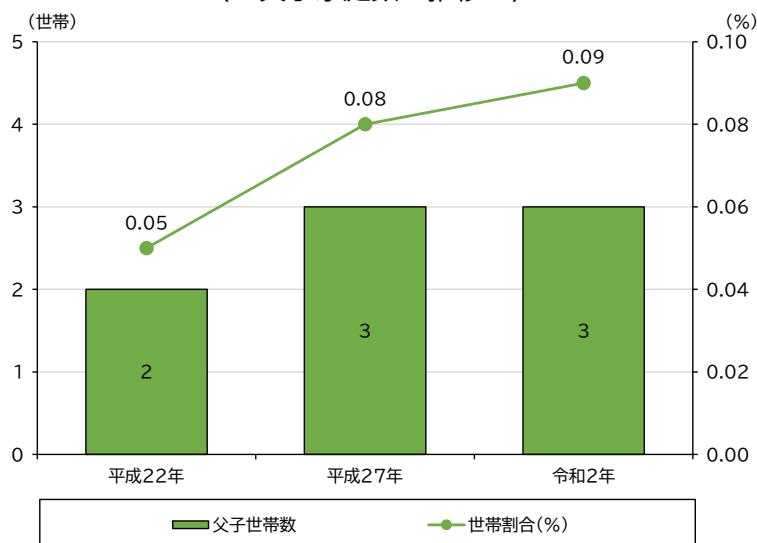
また、父子家庭数は平成 22 年の 2 世帯から令和 2 年の 3 世帯へと 1 世帯増加しています。

〈 母子家庭数の推移 〉



資料：国勢調査

〈 父子家庭数の推移 〉



資料：国勢調査

※母子世帯・父子世帯

未婚、死別又は離別の女親（男親）と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。（20 歳以上の子供が 1 人でもいる世帯や、父親（母親）の単身赴任や長期出稼ぎなどによって、調査時に女親（男親）と子供のみとなっている世帯は含めていない。）

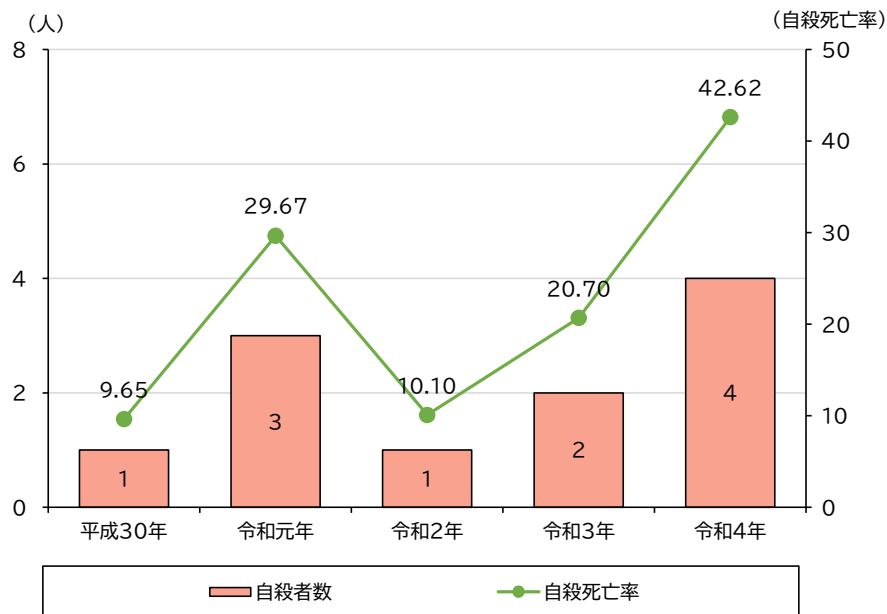
平成 22 年調査から、上記「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員（20 歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」として表章します。

4 自殺対策に関わる状況

自殺者数の推移をみると、令和2年から増加傾向にあり、平成30年の1人から令和4年の4人へと3人増加しています。

平成30年～令和4年の間の自殺者数を年齢別にみると、「70～79歳」が5人と最も多く、次いで「20～29歳」が2人となっています。

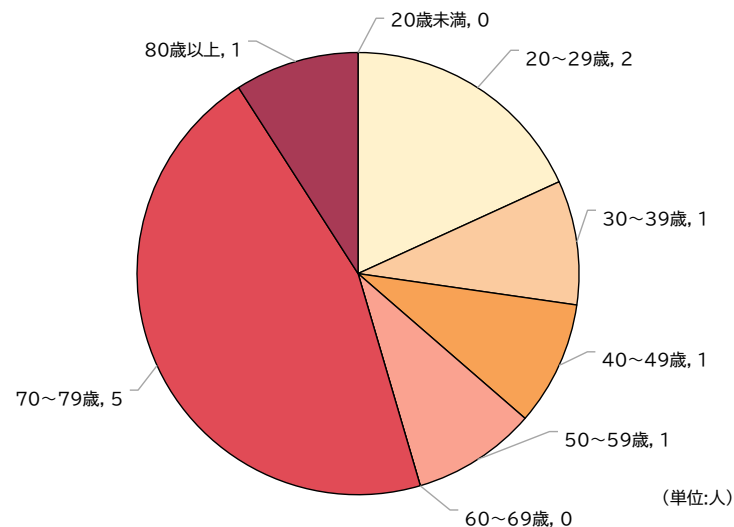
〈 自殺者数の推移 〉



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

※自殺死亡率とは、10万人あたりの自殺者の人数を示しています。

〈 年齢別自殺者数の内訳（平成30年～令和4年の合計） 〉



資料：厚生労働省地域における自殺の基礎資料

5 アンケート調査について

(1) 調査設計

① 調査の目的

地域福祉を推進するための基礎資料として、町民の生活実態や、行政に対する要望などを把握するため下記の調査を実施しました。

② 調査の設計

- 調査地域 美里町
- 調査対象 町在住の18歳以上の男女 2,000人
- 調査方法 郵送（郵送配布・郵送回収）及びWEB回答
- 調査期間 令和5年9月29日（金）～令和5年10月28日（土）

③ 回収結果

発送数	有効回収数	有効回収率
2,000人	798人	39.9%

※結果については「第4章 取組内容」で紹介しています。

6 ワークショップ・関係団体等調査について

(1) ワークショップの結果

① 第1回ワークショップ（令和5年11月2日（木）実施）

活動分野毎に4つのグループに分かれて、身近な地域で行っている福祉活動や参加者が思う地域のいいところや身近な地域で感じる困りごとや心配ごと、近い将来のことで気になることなどを話し合ってもらいました。

グループ	① 美里町のいいところ	② 美里町で感じる困りごと
障がい福祉	資源	資源
	● 町内（施設）にお店がある ● 施設の近くにお店がある ● 障がいを持っておられる方が次のステップにつながる ● 事業所が多くサービスの選択肢が多い	● 公共の交通機関が欲しい ● 地域などから孤立している人の支援 ● 高齢化に伴いその方の移動手段の確保
	地域	人材
	● 地域に密接につながってきている ● 行事に住民が参加してくれる ● 地域の方々との繋がりが強い	● ヘルパーさんがいない ● 人材不足、新しい人が入ってこない ● 人材が住むところが少ない
	環境	環境
	● 自然が多くて散歩コースが多い	● 荒れ地が増え、動物の動きが活発（農作物への二次被害） ● 空き家が多い（通学路沿いは危険） ● 上水道設備（中央校区）
	連携	その他
	● ボランティアが多い ● 事業所間での連携がしっかりとれている ● 事業所間での連携がスムーズ ● 熊本市内から30分圏内であり、通所・送迎が使える ● 月1回の障がい者相談会がある ● 他町村との利用者さん（施設間）の交流	● 広報誌の字が小さい ● インボイス ● 賃金が上がっても雇う方がきつい
	その他	
	● 障がいのある方を雇用している ● 賃金が上がった	

グループ	① 美里町のいいところ	② 美里町で感じる困りごと
子ども福祉	地域のつながり	人口
	● 親の知り合いが多い ● 地域の人で子どもを見ることができる ● 外にいても、どこの子か大体分かる	● 人口が減っている ● 子どもの数が少ない ● 中学まで1クラスで友達がずっと一緒 ● 高校になり外に出た時が心配
	アクセス	行動範囲が狭い
	● 熊本の中心にあり、色々なところへのアクセスはできる	● 昼間子どもが遊んでいるところを見ない、遊び場がない ● 外で遊ぶ子どもをなかなか見かけない ● 登下校時は姿を見るが、それ以外では見かけない ● 勉強が忙しく外での声が聞こえない
	教育の環境	安全な道がない
	● 自然が多くて散歩コースが多い ● 地域密着型の保育園、小学校 ● 少人数クラスでわきあいあいとしている ● 保育園が多い（充実している）	● 通学が危ない ● 街灯がない ● 暗くなるとシカ・イノシシが出て危ない
	性格	交通手段
	● のびのびしている ● 子どもたちが素直	● 子どもが自分で利用できる交通アクセスが少ない ● 夜間の病院がない・遠い ● 歩いていけるお店がない ● 遊ぶところが少ない（子どもだけでいけない）
	あいさつ	将来
	● 町や道で会うと元気にあいさつをする ● あいさつできる子どもが多い	● 今の子どもたちが美里で仕事ができる職場が少ない
	自然環境	その他
	● 自然を身近に感じることができる ● 環境が良い	● 空き家が多い ● 昔ながらの財産を大切にしている ● 勉強関連の習い事が少ない ● 核家族が増えている
	イベント	
	● お祭り・神社・相撲 ● 地域の方とのふれあいが多い ● 季節に応じた食育ができる ● 田植え・芋掘り・餅つきなどが体験できる	

グループ	① 美里町のいいところ	② 美里町で感じる困りごと
高齢者福祉	情報交換の場	移動手段
	● 75歳以上対象の「敬老の日」に食事会の集いを開いている※佐保区の行事として（公民館で） ● サロンでは皆と集まっておしゃべりできるのが良いと言っています ● 週1回のサロン参加者は楽しくおしゃべりしながらやっています ● サロン月1回 ● 通いの場週1回 ● 週3回グランドゴルフ	● 車に乗れなくなった時の外出、買い物、病院 ● 高齢になって免許返納後の交通手段が心配（病院、買い物） ● 足が悪くなったなどでサロンに来なくなった ● 近所に病院が少ない ● 移動手段が限られている ● 高齢ドライバーが多い ● 美里バスが利用しづらい
	元気な高齢者	買い物
	● 元気な高齢者が多い ● 働いている（農業も含む）高齢者が多い ● 高齢者ドライバーが多い	● 近所に商店がない ● 近くに買い物できる所が少ないので困る ● 車が運転できなくなると買い物に困る
	自然	人材育成
	● 高齢になっても自然豊かな環境で生活できる	● 若い人がサロンに来ない、後継ぎがいらない ● 何をするにもリーダー不足 ● 若い人との交流の場が少ない
	共助	世帯問題
	● 買い物支援などができている ● ひとり暮らしの方などに声かけする人が多い ● 地域のまとまりがある ● 隣近所の見守り ● 隣近所の支援がある（近所づきあいがある） ● 住民の人柄が温かい ● インフォーマルなサービスが充実している ● シルバーさんが活動している ● 民生委員の活動力がある	● ひとり暮らし、二人暮らしの高齢者が多い ● 高齢者世帯が多い ● 認知症高齢者のひとり暮らしがいる ● 若者が少ない ● 空き家が増え野生動物の住処になっている
	ハード面	財政問題
	● 高齢者施設が充実している ● 病院の無料送迎がある	● 少子高齢化により人口減少し町の財政が心配される ● 若い人が少ないので町の財政が不安定 ● 介護保険料が高い ● 施設サービス費が高い ● 国民年金の方が多い ● 高齢化率県下2位
		行政
		● 役場のラスパイレス指標の他の町村との比較 ● 役場の役職、職員の男女比 ● 役場の職員正規・非正規の割合 ● 企業誘致の努力をしてもらいたい ● 行政無線の不具合が続いている
		その他
		● 猪や猿、アナグマ、鹿に（害獣）食われてしまう ● ごみ出し・リサイクルの持ち込みができない人がいる ● 高齢者の困難事例が多い（ごみ屋敷・未受診など）

グループ	① 美里町のいいところ	② 美里町で感じる困りごと
若者・人材	新しい人たち	高齢化
	● 移住の若者がぽつぽつ増えている ● 外国人が少しずつ増えている ● 町内清掃とか、町内イベントに人が出てくる ● 施設の若返り	● 町内活動参加者が高齢者ばかり ● 町内会の役員・民生委員など高齢化 ● 高校卒業後、町を出ていく
	新しい人たちによる変化	若者が定住
	● 若者が考えたイベント（ランタンフェスなど）が増えている ● イベントで訪れる若者が多い ● イベントを応援するスポンサーがいる ● クリスマスマルシェを開催しようとしている	● 公共交通機関が不便・通学に不便 ● 若い人で残って住む人がいない ● 働き場所がない ● きれいなアパートがない ● 空き家があるのに住めない
	気質と才能	少子化
	● 小学生が朝夕のあいさつを良くしてくれる ● 素直 ● 習字は県トップ ● 神社のお祭りで若手が活躍	● 若者がいない・少ない ● 少子化で部活が低調 ● 若い人との交流・世代間交流が少ない

② 第2回ワークショップ（令和5年11月28日（火）実施）

活動分野毎に4つのグループに分かれて、将来像（キャッチフレーズ）の作成や自分たちができることなどを話し合っまとめてもらいました。

グループ	① 将来像 (キャッチフレーズ)	② 自分たちができること
障がい福祉	誰もが自分らしく笑顔で元気に 安心安全に共生できる みさと	地域交流 ● 職員と利用者の町内のイベントに参加 ● イベント開催 ● 地域の子どもとの交流 ● ボランティアに参加する ● 地域の方とのコミュニケーション ● 高齢者福祉との連携 ● 町外での利用者たちとの交流 ● 町内外での職員・利用者の交流 基盤づくり ● 職員合同での研修会 ● スキルアップ（障がい者への対応力アップ） ● 事業所連携（各分野の強みを合わせる） ● 職員の資質向上で利用者の余暇活動を広げる ● 補助金などの周知 ● 情報発信 防災 ● 防災訓練（行政・住民）
子ども福祉	地域で支え合い 子どもが笑顔 で伸び伸びと育つ未来をつくる みさと	交流 ● 他の地区からも参加 ● 昔遊びで交流 ● eスポーツ ● 絵・習字などの先生から教えてもらう ● 交流で情報交換 ● 世代間交流 イベント ● 永富地区収穫祭 ● バザー ● 神社でイベント ● 親子で参加する美里全体を使ったスタンプラリーで、子どもに美里の良さを伝える 声かけ ● 登校時の子どもへの声かけ ● あいさつ ● 子どもを怒れるじいちゃんばあちゃんの育成 職場体験 ● 子どもがやってみたい仕事を地域に ● 子どもが体験できる場所 ● 地域の方の協力で体験させてもらう ● 美里の農業の良さを伝える

グループ	① 将来像 (キャッチフレーズ)	② 自分たちができること
高齢者福祉	高齢になっても地域の人たちと 支え合えながら自分らしく生き 生きと暮らせる みさと	助け合い ● 買い物支援 ● ゴミ出し支援 ● 高齢者同士の助け合い 楽しみ ● 地域の交流の場を増やしていく ● サロンの参加を促し、送迎する ● サロンなどの通いの場の充実 声かけ ● 隣近所で声かけを行い、独居高齢者の孤立を防ぐ ● こんにちは！ ありがとう！ ● 認知症の人にもサロンに来てもらう ● 今日は元気かなと話をする 人材育成 ● 次世代の担い手を育成する ● 誘い合う 健康 ● 百歳体操 ● 通いの場やサロンに参加する ● 毎日食事をきちんととる ● 1日3回食事をとって健康でいること
若者・人材	1人1人が発信者！森呼吸で 心も身体も健康になるまち みさと	情報発信 ● SNS発信（YouTube） ● 写真を撮って皆に見せる 食について ● お米がおいしいことを発信 ● 食育（お米）のアピール ● 美里のおいしいものをアピール つながる場 ● おしゃべりの場の開催 ● イベントやSNSをまとめて紹介するまとめ役 イベント ● 健康になるツアー ● 自然と触れ合うワークショップ ● 地区のイベントを復活 新しい人のために ● 住める場所を増やす（空き家を活用など） ● 移住者や起業家への支援

(2) 関係団体等調査の結果

① 調査の目的

地域福祉を推進するための基礎資料として、団体として把握している、団体の活動上の課題や地域における福祉課題などについて調査を実施しました。

② 調査の設計

- 調査地域 美里町
- 調査対象 地域福祉の関係機関・団体 19 団体
- 調査方法 郵送（郵送配布・郵送回収または、メール回答にて回収）
- 調査期間 令和5年10月5日（木）～令和5年11月7日（火）

③ 回収結果

発送数	有効回収数	有効回収率
19 団体	16 団体	84.2%

④ 調査結果

<福祉活動での課題と解決策>

分野	課題	解決策
高齢者福祉	● 人材不足（スタッフの高齢化、採用が難しい、紹介料の高騰） ● 高齢化に伴うサロンなどへの参加者減少、リーダーの不在 ● 若い世代の参加がなく、サロンの継続が困難な地区が増加 ● 週1回のサービス提供で補えない部分がある ● 事業終了後の利用者の生活について情報交換や評価のできる機会がない ● 独居高齢者、認知症高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯の増加 ● 身寄りがない方の入退院支援 ● 地域住民（特に高齢者や精神障がい者など）の未受診未相談による対応の遅れ ● かかりつけ医のいない地域住民（特に高齢者や精神障がい者など）の医療への結び付け方	● 官民が共同して介護人材確保に向けた事業に取り組む ● 若いうちからの健診などで早期発見、早期治療を行い、健康寿命を延ばす ● 行政、福祉関係者に加え、医療関係者も含めた、情報課題共有のネットワーク構築

分野	課題	解決策
障がい福祉	● 障がい者への理解 ● 利用者の重度化、高齢化により、手厚い職員配置が必要だが、少子化（人口減少）もあり、人材確保が困難 ● スタッフの育成 ● 活動内容のアピール ● 障がい者の就労移行に関するサービスがない ● 社会活動や通院の際に移動手段が少ない ● 障がい者（児）に対する、ホームヘルプサービスの不足 ● ひきこもりの方への支援不足	● 障がい者への理解 ● 利用者や一般の方への情報提供方法を工夫する ● 町単位で興味がある方、就労希望者を登録する ● 地域生活拠点のコーディネーターの活躍 ● 地域生活拠点での課題の洗い出しや連携策、新しい資源の開発 ● 知識を得る仕組みやその窓口（多くの相談員に相談できるシステム）
子ども福祉	● 少子化による利用者の減少 ● 子どもも大人も安心して生活できる、教育保育環境を整えるための人材育成	● 教育保育の質（子どもへの大人の関わり方考え方）の向上を促進し、それが何を目的とするのか、どんな効果につながるのかを行政現場町民がしっかりと理解する（人を育てることは町をつくること） ● 就学前教育保育の内容と学校の教科教育の始まりを対話と協働をもってつなぎ、美里のオリジナリティのある（キラリと光る）教育環境を行政施設町民が協働して考え、実施する ● 若者たちの定住、移住などを促進や町外からの移住者呼び込み ● 子育て世帯への公的支援（さらに子どもを産みたいと思うような）

<地域の課題と解決策>

課題	解決策
● 他の市町村以上に少子高齢化が顕著 ● 独居高齢者夫婦二人暮らしの増加 ● サロンや通いの場への参加者減少 ● コロナ禍で、支え合う意識の低下 ● 人口減少や少子高齢化の進行から、地域のコミュニティ活動が低下している ● 近所づきあいをはじめとした地域のつながりが弱くなっている ● 潜在化している困難事例（ゴミ問題、未受診の認知症患者） ● 日常生活に必要な物資の買い出しができない（商店がない） ● ゴミステーションへのゴミ出しができない ● 地域福祉活動への協力者の発掘が十分ではない ● 高齢による免許返納後の移動手段（移動手段確保のため免許を返納しない、返納できない高齢者も見受けられる）	● 地域の課題を地域全体で共有する取組 ● 地域住民への定期的な勉強会などの開催 ● 潜在化した地域問題の早期発見早期対応ができるように、行政や関係機関のアウトリーチ活動の実施 ● 郵便配達員などのインフォーマルな社会資源を活用し、潜在的な問題（ゴミ屋敷、ひきこもり、ヤングケアラーなど）の早期発見介入ができる体制づくり ● 行政、福祉関係者に加え、医療関係者も含めた、情報課題共有のネットワーク構築 ● 近隣自治体との連携 ● 町の社会資源をまとめた資料の配布（全世帯）、高齢者への説明 ● 次世代の人材育成に向けた体制づくり ● 社会資源の開発 ● 民間ボランティアを増やす取組

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「美里町第2次振興計画」では、「小さくてもキラリと光る私たちのまち」を将来像として掲げ、豊かな自然環境の保全と活用、地域で支え合う暮らしづくりと町民と行政との協働を目指し、まちづくりに取り組むこととされています。本計画の推進にあたって、このような目標を前提とすることが重要だと考えます。

美里町においても、人口が減少し、高齢化が進んでいくことが避けられないなかで、高齢者や子どもたち、障がいのある人など含め、地域でともに暮らす人々がともに助け合うことがますます重要となっています。そのため、それぞれが地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭のなかで、主体的に地域に参加し、支え合うことが大切になってきます。

以上のような考え方を踏まえ、本計画では前回計画から基本理念を引き継ぎ、地域のみんなが協力し合い、支え合うことで、安心して暮らし続けることのできる町を目指します。町民が支援を必要としている人の存在に気づき、その置かれた立場や状況を正しく理解し、問題の構造を知ることが最初のステップとして大事になります。

そのうえで、そうした状況で適切な対応ができるよう技術を身につけたり、連絡網を構築したりして備えておきます。さらに、地域での交流の機会を増やすとともに、日常生活のなかで支え合いを実践します。

基本理念

知る・備える・支え合う

5つの基本目標

基本目標1 福祉サービスの充実と豊かな福祉の実現

基本目標2 地域のつながりや、地域参加への意識の強化

基本目標3 福祉を推進する体制を強化する

基本目標4 安心して暮らせる地域をつくる

基本目標5 町民のこころの健康を保つ（自殺対策計画）

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、社会福祉法第 107 条で掲げられている「地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえ、本計画における基本目標として、以下の5本の柱を設定します。

基本目標1 福祉サービスの充実と豊かな福祉の実現

身近な地域で質の高い福祉サービスを提供・利用することができるよう立場の違いに関わらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりを目指します。

そのために、各種サービスの推進、質の向上などを図っていくとともに、多様な福祉課題にきめ細やかに対応できる福祉サービスを整えていき、誰もが豊かな生活を送ることができるまちをつくっていきます。

基本目標2 地域のつながりや、地域参加への意識の強化

これからの地域福祉は、町民みんなが参加していくことが大切となります。町民みんなが互いにあいさつし、声をかけ合い、気をかけ合うことによる見守り体制をつくり、同時に地域住民の交流の場を充実させていきます。

また、みんなが気軽に地域交流やボランティアなどの福祉活動に参加し、取り組むことができる地域づくりを目指します。

基本目標3 福祉を推進する体制を強化する

町民みんなの安全安心な暮らしを支えるために、困ったことを気軽に相談できる場をつくるとともに、福祉人材を育成する体制や、関係機関のネットワーク体制を充実させます。

また、福祉に関する広報・啓発活動を行い、福祉サービスの狭間にある人たちや生活に行き詰まった人たちなど、どのような方でも福祉サービスが受けられるよう分かりやすく情報を発信していくとともに、町民みんなの地域活動への参加を促すために、分かりやすく福祉に関する情報を提供し、福祉課題を学べる場を充実させていきます。

基本目標4 安心して暮らせる地域をつくる

町民みんなの安全安心な暮らしを支えるために、防災など非常時の時に落ち着いて対応できる体制づくりや、住民が犯罪や事故に巻き込まれないための体制・環境の整備を推進していきます。

また、生活困窮者やひとり親家庭など、困難度が高い要支援者に対し、きめ細やかな対応ができるよう、行政の体制づくりや、まちの見守り体制の充実などを図ります。

基本目標5 町民のこころの健康を保つ（自殺対策計画）

町における自殺者を 0 人にすることを目標に、様々な自殺対策事業について推進していくとともに、町民のこころの健康の保持に努め、こころ豊かに過ごすことができるまちを目指していきます。

3 重点取組

本計画において重点取組として3つ設定します。

重点取組1 将来の移動や買物支援を考える

買物などの外出について、アンケート調査では、現在「買い物や通院などの外出」には困っていないものの、10年後には困っていると思うと回答した割合が大幅に増加していました（現在「困っている」が4.6%→10年後「困っていると思う」が36.8%）。ワークショップでも移動手段や買物については課題が多く上がっており、地域福祉の観点から、地域と連携を取りながら支援対策などを検討する必要があります。

そのため、既存の事業を継続・充実させながらも、地域住民の意見も聴きながら、支援の在り方を関係者及び関係団体と共同で検討していく必要があると考えられます。

取組名		内容
買物	買物支援モデル事業	必要とされる方や地域のニーズを把握し、民間企業等と連携した様々な取組みについて検討します。
買物	生活支援ボランティア養成講座の実施	高齢者などの生活を支えるため、買い物などの日常生活での困りごとを支援するボランティア養成講座を開催します。
移動	有償運送事業	要介護状態などで公共交通機関の利用が難しい人を対象に、安価な運賃で運行する福祉有償運送事業（自家用有償旅客運送者登録 九熊福第13号）を実施します。
移動	障がい者移動支援事業	屋外で移動が困難な障がいのある人などの外出のための移動支援を行い、地域における自立支援や社会参加を促すことを目的として実施します。 また、より利用しやすい事業とするために提供事業者増加に努めます。
買物・移動	福祉関係者・機関などと連携・協力した移動支援のありかたの検討	福祉関係者や関連機関と連携を想定し、既存の資源などを活用した買物支援の在り方や支援内容などを検討します。

【新規事業の実施スケジュール】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	推進主体
買い物支援モデル事業	開始					美里町

【計画最終年度の目標値】

	現 状 令和5年度	目 標 令和10年度	参考資料
現在、「買物や通院などの外出」で困っている人の割合の維持	4.6%	現状維持	地域福祉等に関する町民アンケート（令和5年度実施）

重点取組2 誰もが悩みを解消できるまちをつくる

住民が抱える課題が複雑化・複合化しているため、庁内でも連携し「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」などを継続的な伴走支援として、他機関協働による支援を実施できる体制づくりが必要です。そのため本町でも、重層的支援体制整備事業が実施できるように、検討を進めていきます。

取組名	内容
重層的支援体制整備事業の検討	「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援の実施に向けて検討します。

【新規事業の実施スケジュール】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	推進主体
重層的支援体制整備事業の検討	検討				開始	美里町

【計画最終年度の目標値】

	現 状 令和5年度	目 標 令和10年度	参考資料
不安の相談先が「町役場などの行政機関の窓口」の割合の増加	4.1%	10%	地域福祉等に関する町民アンケート（令和5年度実施）

重点取組3 健やかにこどもが成長できるまちにする

こどもが健やかに育つためには、地域の多様な人々とのふれあいや、地域における見守りが欠かせません。地域全体でこどもが健やかに成長できる環境をつくる必要があります。また、こども家庭センターを設置し、専門的な支援を行っていきます。

取組名	内容
こども家庭センターの設置	拠点とセンターの機能を併せたこども家庭センターを設置（令和6年4月1日）し、専門員の配置と専門性の向上を図り、支援体制の整備を行います。

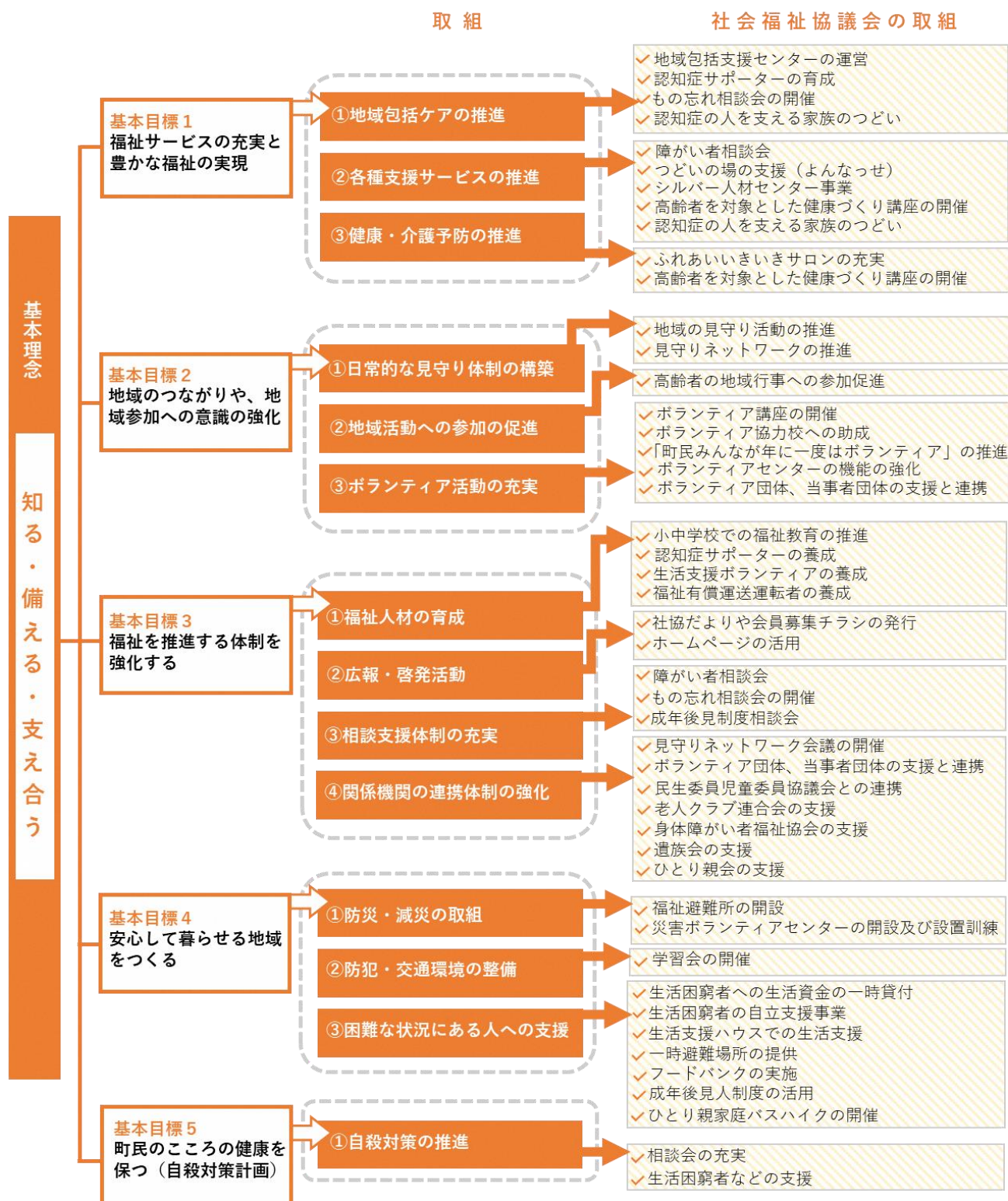
【新規事業の実施スケジュール】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	推進主体
こども家庭センターの設置	設置					美里町

【計画最終年度の目標値】

	現 状 令和5年度	目 標 令和10年度
こども家庭センターに専門的な相談員を配置	0	3

4 取組の体系



【3つの重点取組】

- 1 将来の移動や買物支援を考える
- 2 誰もが悩みを解消できるまちをつくる
- 3 健やかにこどもが成長できるまちにする

【その他の計画】

成年後見制度利用促進計画
再犯防止計画

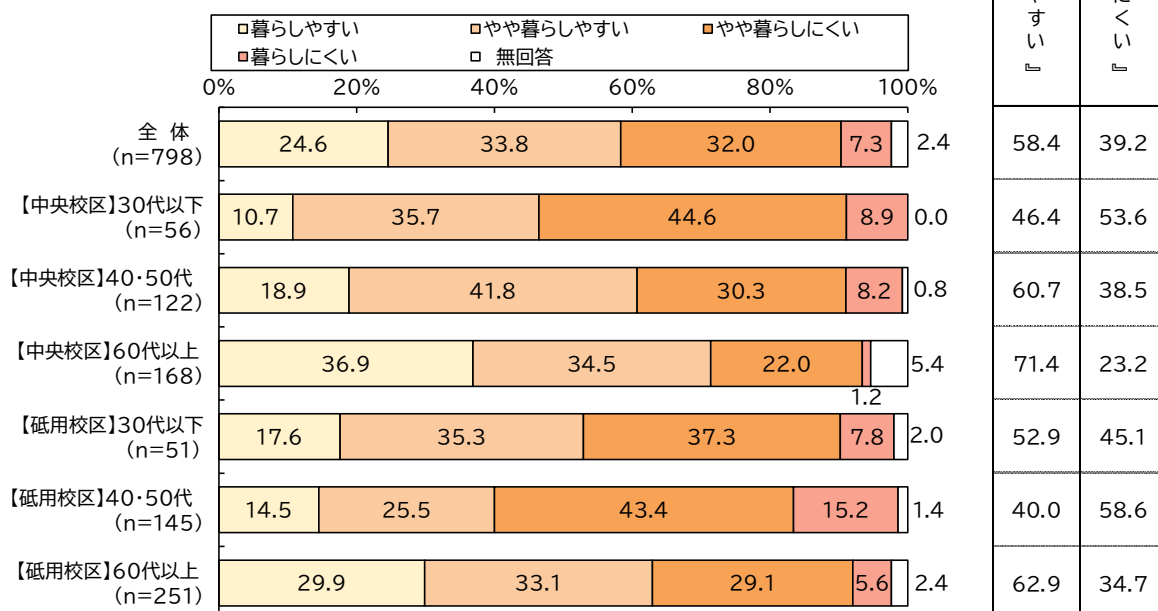
第4章 取組内容

基本目標1 福祉サービスの充実と豊かな福祉の実現

アンケート結果より

問 あなたは、「美里町」を暮らしやすいまちだと思いますか。（1つだけ○）

〈 美里町の暮らしやすさ／校区・年代別 〉



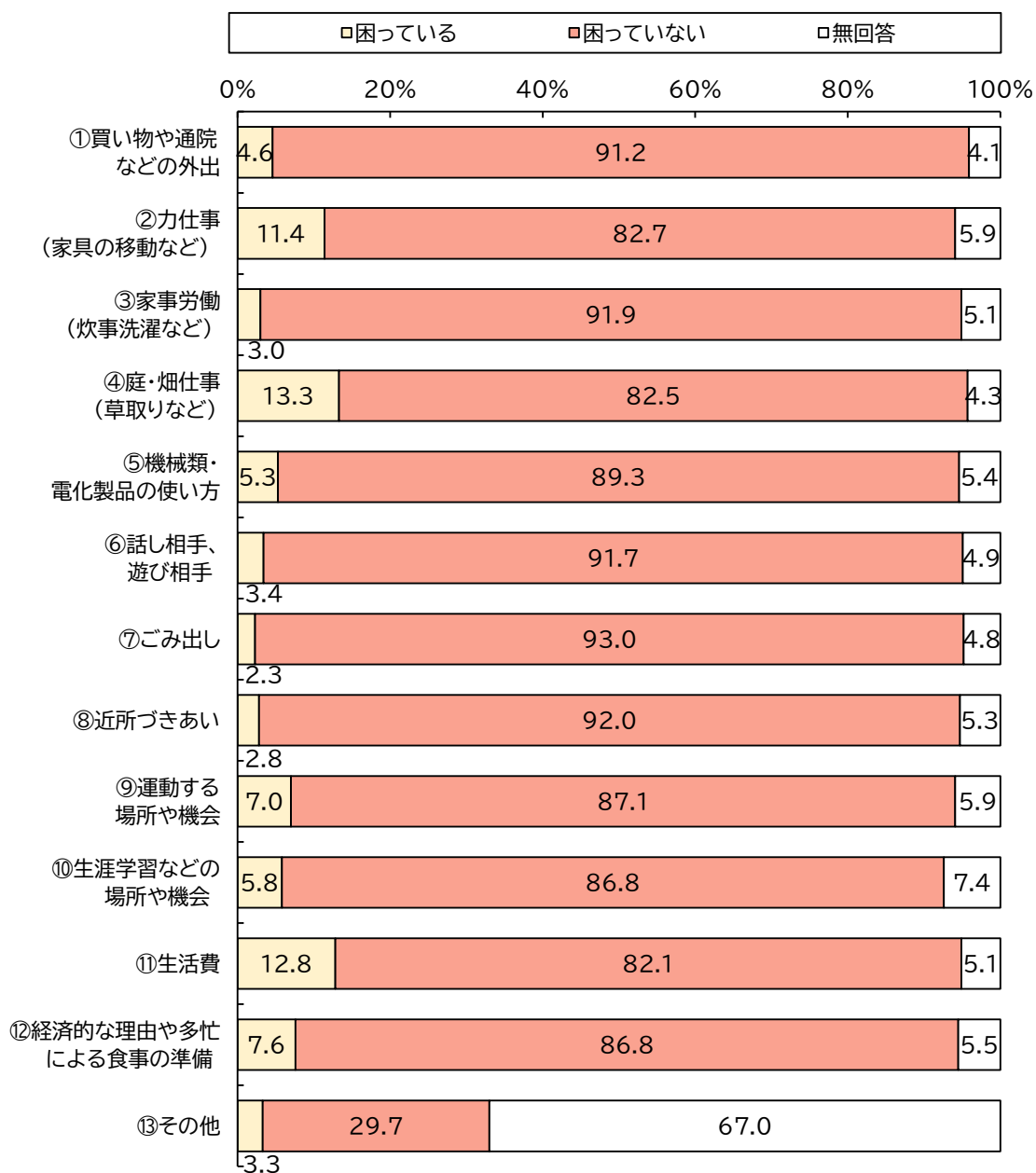
美里町の暮らしやすさを校区・年代別にみると、中央校区の30代以下では『暮らしにくい』（「やや暮らしにくい」＋「暮らしにくい」）が半数を超えていますが、40・50代、60代では『暮らしやすい』（「暮らしやすい」＋「やや暮らしやすい」）が6～7割台となっています。

砥用校区の30代以下、60代以上では『暮らしやすい』が半数を超えていますが、40・50代では『暮らしにくい』が半数を超えています。

それぞれの選択肢を選んだ理由について記述式で尋ねたところ、『暮らしやすい』理由は、「自然環境」や「今まで暮らしていたところで暮らしやすい」などといった意見があがっています。『暮らしにくい』理由では、「交通に関する不便さ」、「買い物をする場所が少ない」などの意見が多くなっています。この「交通」や「買い物」は『暮らしやすい』を選んだ人からの意見でもあがっています。その他には、「過疎化の問題」、「病院や高校が遠い」などの意見がありました。

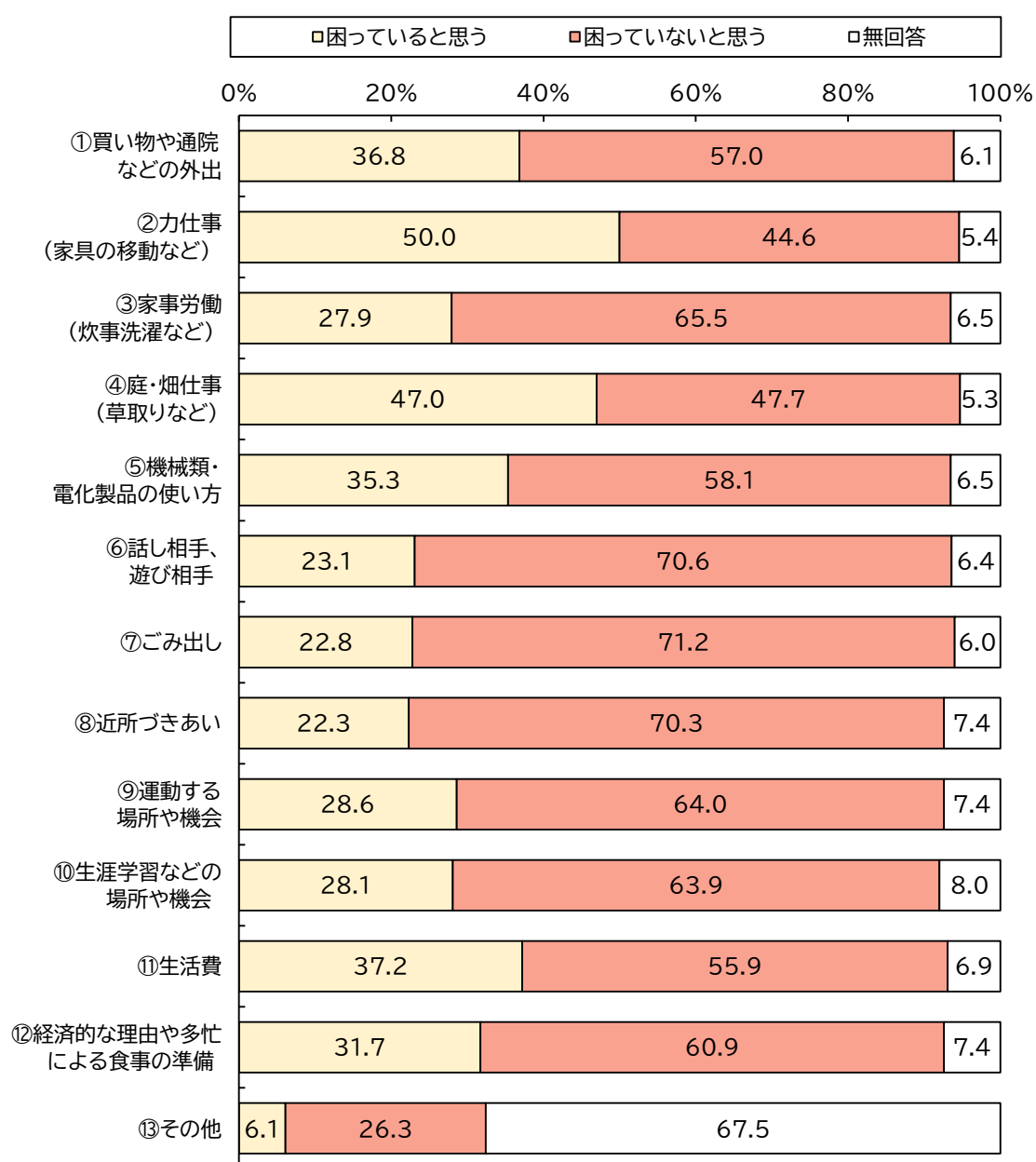
問 毎日の暮らしのなかであなたの困りごとはどのようなことですか。今現在困っていることと、現在は困っていないが、10年後くらいには困りごとになっているかもしれないと思うものはどのようなことですか。(①～⑬それぞれの項目ごとに1つだけ○)

〈 現在困っていること 〉



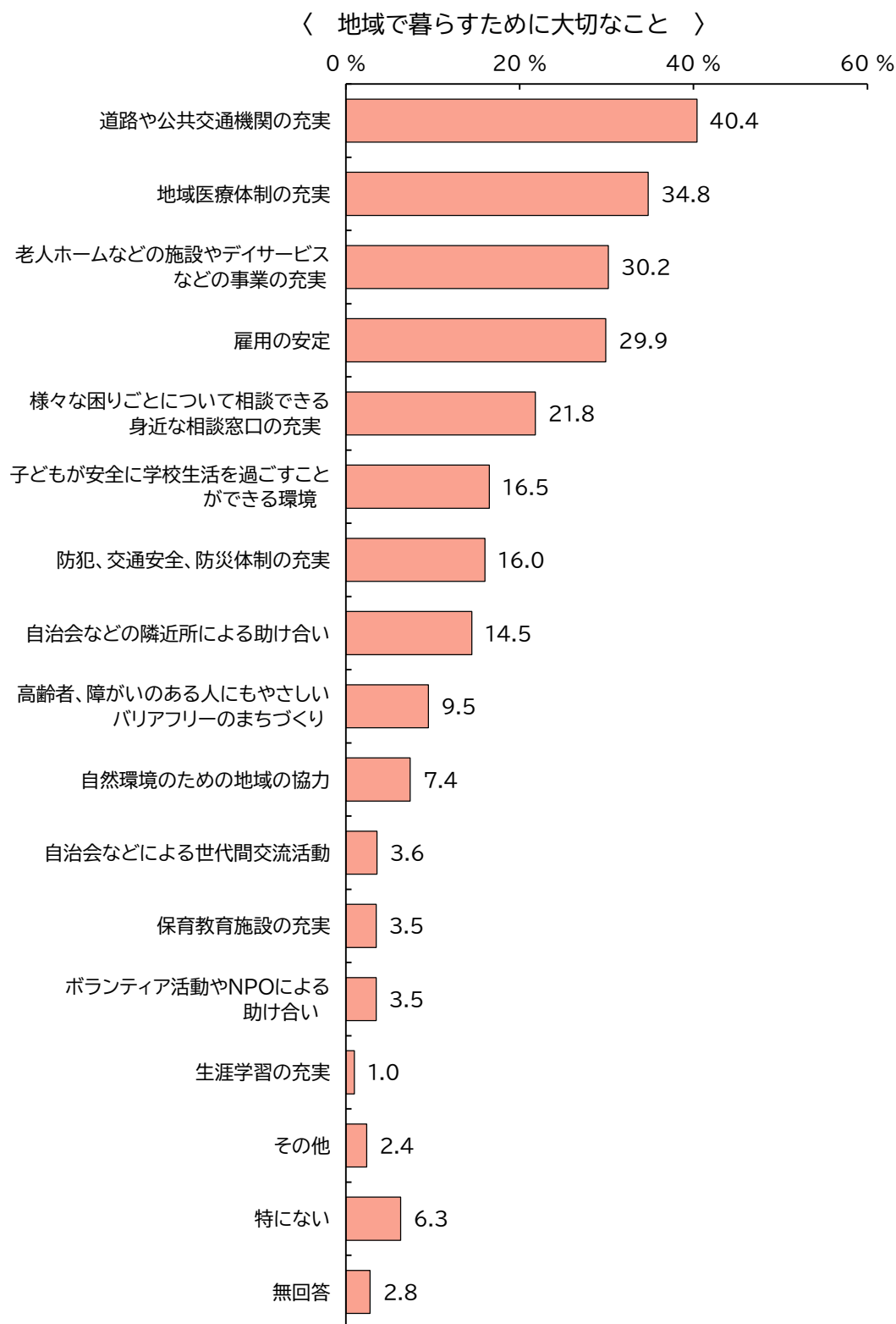
現在困っていることをみると、「困っている」では、「④庭・畑仕事（草取りなど）」（13.3%）が最も高く、次いで「⑪生活費」（12.8%）、「②力仕事（家具の移動など）」（11.4%）となっています。

〈 将来困りそうなこと（１０年後くらい） 〉



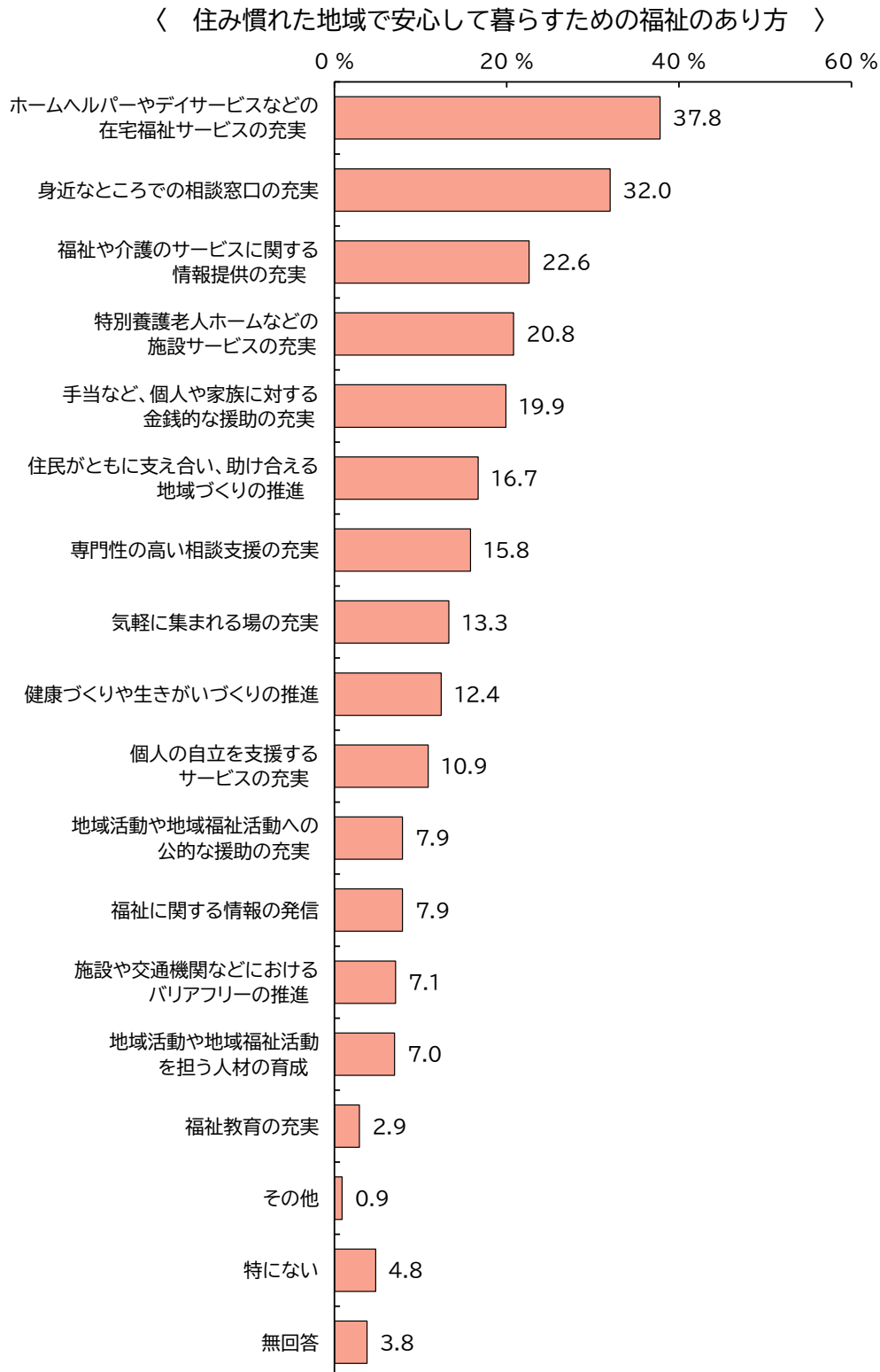
将来困りそうなことをみると、「困っていると思う」では、「②力仕事（家具の移動など）」（50.0％）が最も高く、次いで「④庭・畑仕事（草取りなど）」（47.0％）、「⑪生活費」（37.2％）となっています。

問 あなたは地域の中で暮らしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか。（主なものを3つまで○）



地域で暮らすために大切なことをみると、「道路や公共交通機関の充実」（40.4％）が最も高く、次いで「地域医療体制の充実」（34.8％）、「老人ホームなどの施設やデイサービスなどの事業の充実」（30.2％）となっています。

問 住民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか。（主なものを3つまで○）



住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉のあり方をみると、「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」（37.8%）が最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」（32.0%）、「福祉や介護のサービスに関する情報提供の充実」（22.6%）となっています。

1 地域包括ケアの推進

誰もが重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現を目指します。

取組の方針

各種福祉サービスについて、支援の量の確保と質の向上を図り、必要とする住民に対し適切に提供できる体制づくりを進めながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現を目指します。

それぞれの取組

自助 互助	● 町の福祉サービスの情報を集めましょう。 ● 地域の情報を、家族や近所の人と共有しましょう。 ● 町の地域包括支援センターや相談窓口を積極的に活用しましょう。
共助	● 福祉サービス事業所は利用者の利益を最優先に考え、サービスの質の向上に努めましょう。 ● 各種福祉サービス事業者は、各事業所や団体との情報共有を図りましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 町における福祉サービスの状況や町民のニーズを把握し、必要な事業の精査をすることで、多様なサービスの質や量の拡充を図ります。	福祉課	継続
	● 福祉サービス事業者との連携を強化し、現状や課題を整理して把握するとともに、情報共有体制を整えます。	福祉課	継続
	● 福祉サービスの利用に関しての相談窓口体制を充実させます。	福祉課	継続
	● 福祉サービスの利用について町民に周知するとともに、分かりやすく説明します。	福祉課	継続

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
地域包括支援センターの運営	介護保険の申請手続きや高齢者の日常の困りごとに対する相談支援、権利擁護、虐待、介護予防、在宅医療介護連携などの取組を通して、高齢者の生活を総合的に支援します。孤立している方や支援を必要としている方を把握し、早い段階での相談窓口としての機能強化に努めます。	継続
認知症サポーターの育成	認知症の正しい知識、早期発見の方法、認知症の方との接し方などを学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。認知症になっても支援を受けながら地域で暮らしていくことができるよう、認知症の当事者や介護している家族への住民の理解を深めていきます。	継続
もの忘れ相談会の開催	認知症に悩む方々やその家族を対象に、定期的なもの忘れ相談会を開催します。それぞれの問題に応じて認知症の専門家がアドバイスをを行い、適切なサービスや制度の利用につなげます。参加者のすそ野を広げるため、活動の周知に努めます。	継続
認知症の人を支える家族のつどい	地域の家族介護者のニーズ、地域資源を把握し、地域の既存団体や集いの場につながりそうな取組の支援等、住民が主体となって取り組める仕組みづくりを行っていきます。	継続

2 各種支援サービスの推進

地域福祉計画は各福祉分野における計画の上位計画であるため、高齢者福祉・障がい者福祉・子育てといった各福祉分野の支援サービスについて、計画策定を通して充実を図ります。

取組の方針

各福祉分野における現状や課題について把握し、地域の人や事業者と連携しながら、支援体制の充実を図ります。また、行政が相談窓口や情報提供の充実を図り、サービスを必要とする住民を適切な支援へとつなぎます。

それぞれの取組

自助 互助	● 町の福祉サービスの情報を集め、どんな支援を受けることができるのか知り、活用しましょう。 ● 福祉サービスの情報について、家族や地域の人と共有しましょう。 ● 町の相談窓口を積極的に活用しましょう。
共助	● 地域の人や事業者とスムーズな連携を心がけましょう。 ● 地域の人とのコミュニケーションをとって、必要とされている情報を見つけましょう。 ● 福祉サービス事業所は研修などを実施し、職員の質の向上を図りましょう。 ● 地域のボランティア団体などは、各福祉サービス事業所の活動や行事に積極的に参加し、支援しましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 各種福祉分野の計画策定を通し、町の現状・課題について把握するとともに、福祉の総合的な推進を図ります。	福祉課	継続
	● 各種福祉分野における事業所や活動者との連携を強化します。	福祉課	継続
	● 各種福祉分野における相談窓口体制を充実させます。	福祉課	拡充
	● 各種福祉分野において、町が行っている支援について町民に周知するとともに、分かりやすく説明します。	福祉課	継続
	● 福祉の移動支援について、町の現状・課題を把握し、検討します。	福祉課	検討

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
○障がい者福祉に関する支援		
障がい者相談会	障がい関係の町内事業所と協力して、障がい者本人やその家族を対象とした相談会を開催し、福祉サービスの利用につなげるなど、障がい者の生活支援を実施します。	継続
つどいの場の支援 (よんなっせ)	障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加できる場を提供し、障がい者に対する正しい理解を深めます。参加者のすそ野を広げるため、参加者に気軽に楽しく参加してもらえるように内容を工夫していきます。	継続
○高齢者福祉に関する支援		
シルバー人材センター事業	高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の確保及び就業援助を通して、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進を図るとともに高齢者の能力を活かした地域社会づくりを目指します。また、新規会員（若手）の登録数の増加に努めます。	継続
高齢者を対象とした健康づくり講座の開催	美里町老人クラブ連合会と協力・連携し、健康づくりをテーマとした講演会の開催や健康ダンス、健康麻雀などの趣味クラブの活動を支援します。さらに、60代の会員向けの新しい事業を検討し、会員の増強を目指します。また、地域の高齢者の自主的活動である「いきいき百歳体操」の開催を支援します。	継続
認知症の人を支える家族のつどい	地域の家族介護者のニーズ、地域資源を把握し、地域の既存団体や集いの場につながりそうな取組の支援等、住民が主体となって取り組める仕組みづくりを行っていきます。	継続

3 健康・介護予防の推進

住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加するためには、住民が健康に過ごすことができる環境を整えることが重要です。福祉分野においては、地域包括ケアの視点のもと、健康増進や介護予防に向けて取組を行うことが大切です。

取組の方針

各福祉分野における現状や課題について把握し、地域の人や事業者と連携しながら、支援体制の充実を図ります。また、行政が相談窓口や情報提供の充実を図り、サービスを必要とする住民を適切な支援へとつなぎます。

それぞれの取組

自助 互助	● 町の健康・介護に関する福祉サービスの情報を知り、活用しましょう。 ● 健康に関心を持ち、健康や介護サービスの情報について、家族や地域の人と共有しましょう。 ● 家族や近所の人と、健康について話しましょう。 ● 健康管理のために、定期的に健診などを受けましょう。 ● 町の相談窓口を積極的に活用しましょう。 ● 町のサロンやイベントなどで行われる健康・介護予防の取組に積極的に参加して、参加者との交流を楽しみましょう。
共助	● 町のサロンやイベントなどで行われる健康・介護予防の取組に積極的に携わり、住民の健康づくりを支援しましょう。 ● 健康や介護予防に関する知識や、健康づくりの大切さを積極的に発信しましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 健康や介護予防に関する情報や知識について、広報誌などを活用して周知・啓発します。また、健診結果の説明会について、参加者が固定化しているため方法や内容を検討します。	福祉課 健康保険課	継続
	● 健康づくり・介護に関する事業所や活動者との連携を強化します。また、健康づくり推進員と協力し、特定健診の受診勧奨に努めます。	福祉課 健康保険課	継続
	● 健康・介護予防に関する相談窓口の周知を図り、より多くの相談に対応します。	福祉課 健康保険課	継続
	● 各地域でのサロン活動などを通じた健康づくり活動や、介護予防の活動を支援します。	福祉課	継続

社会福祉協議会の取組

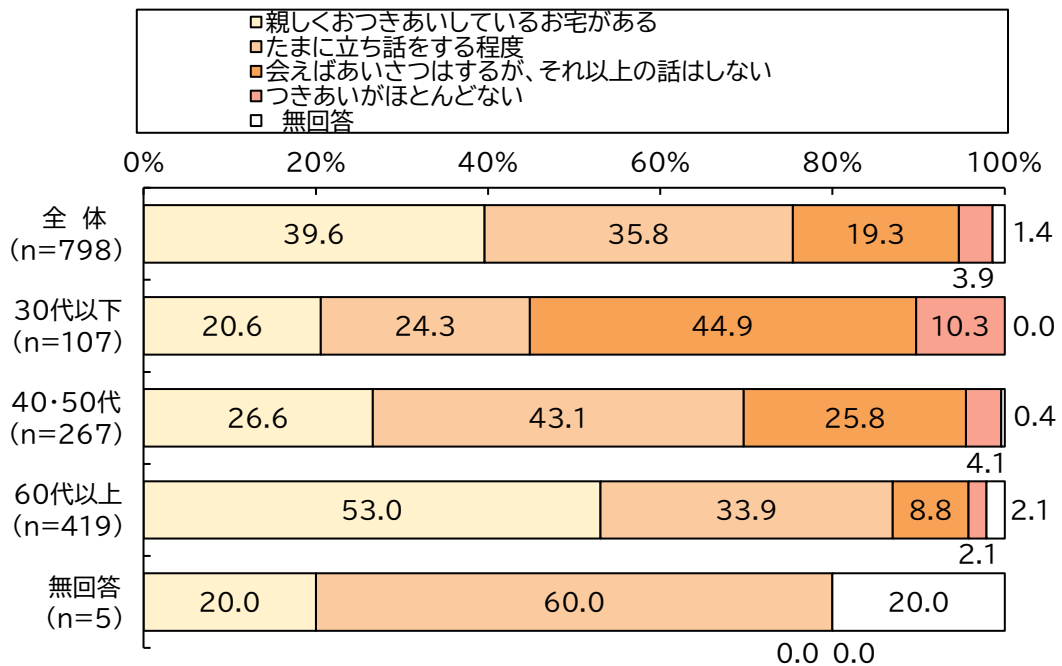
取組名	取組内容	方向性
ふれあいいきいき サロンの充実	地域の公民館・集会所などをふれあいの場として活用し、高齢者の健康づくり、生きがいづくりとして開催されるふれあいいきいきサロンに対し、その活動資金として助成金を交付します。さらに、サロン自体がその地域での見守りや支え合い・助け合いの組織となるよう、割増の助成金を交付します。買い物支援などをサロンと組み合わせて新しい活動を検討します。	継続
高齢者を対象とした 健康づくり講座の 開催	美里町老人クラブ連合会と協力・連携し、健康づくりをテーマとした講演会の開催や健康ダンス、健康麻雀などの趣味クラブの活動を支援します。さらに、60代の会員向けの新しい事業を検討し、会員の増強を目指します。また、地域の高齢者の自主的活動である「いきいき百歳体操」の開催を支援します。	継続

基本目標2 地域のつながりや、地域参加への意識の強化

アンケート結果より

問 あなたは、普段近所の人と、どの程度のつきあいをされていますか。
(1つだけ○)

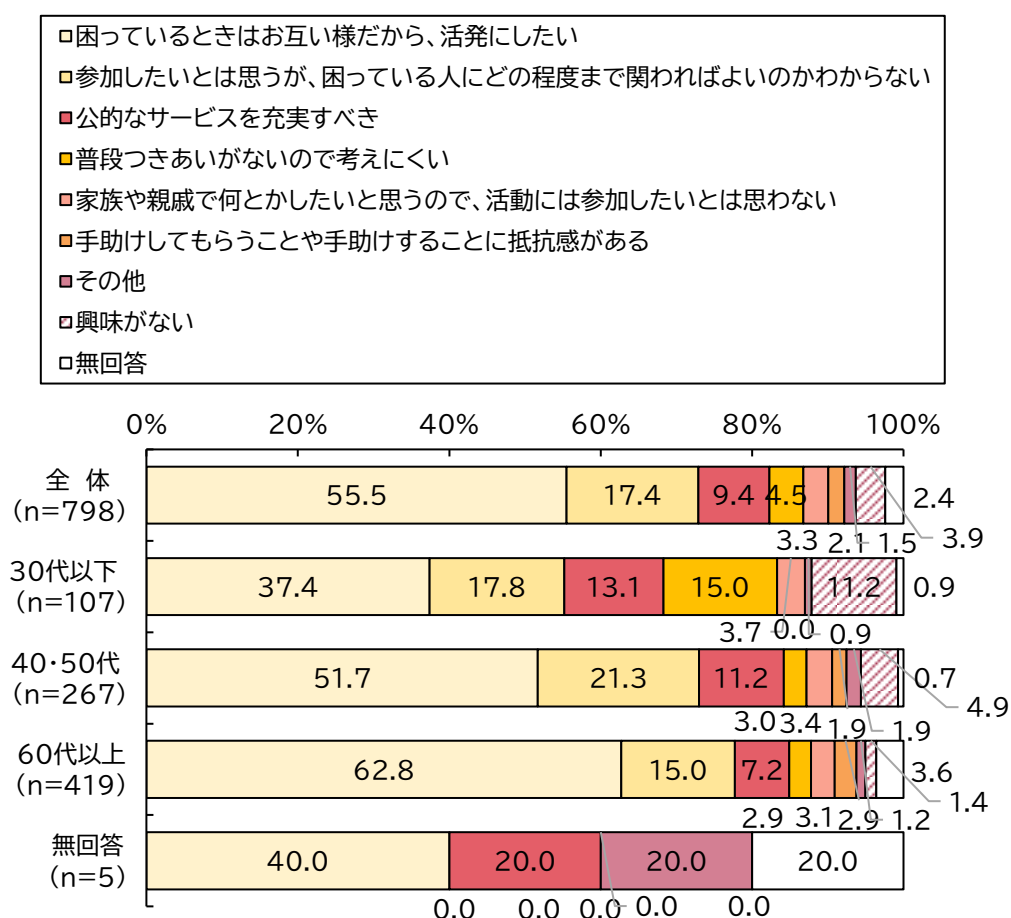
〈 近所づきあいの状況／年代別 〉



近所づきあいの状況をみると、年代が上がるほど「親しくおつきあいしているお宅がある」が増加傾向となっています。一方で、年代が下がるほど「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」、「つきあいがほとんどない」が増加傾向となっています。

問 あなたは、地域の人同士の助け合いや支え合いの活動をすることについてどのように思いますか。（１つだけ○）

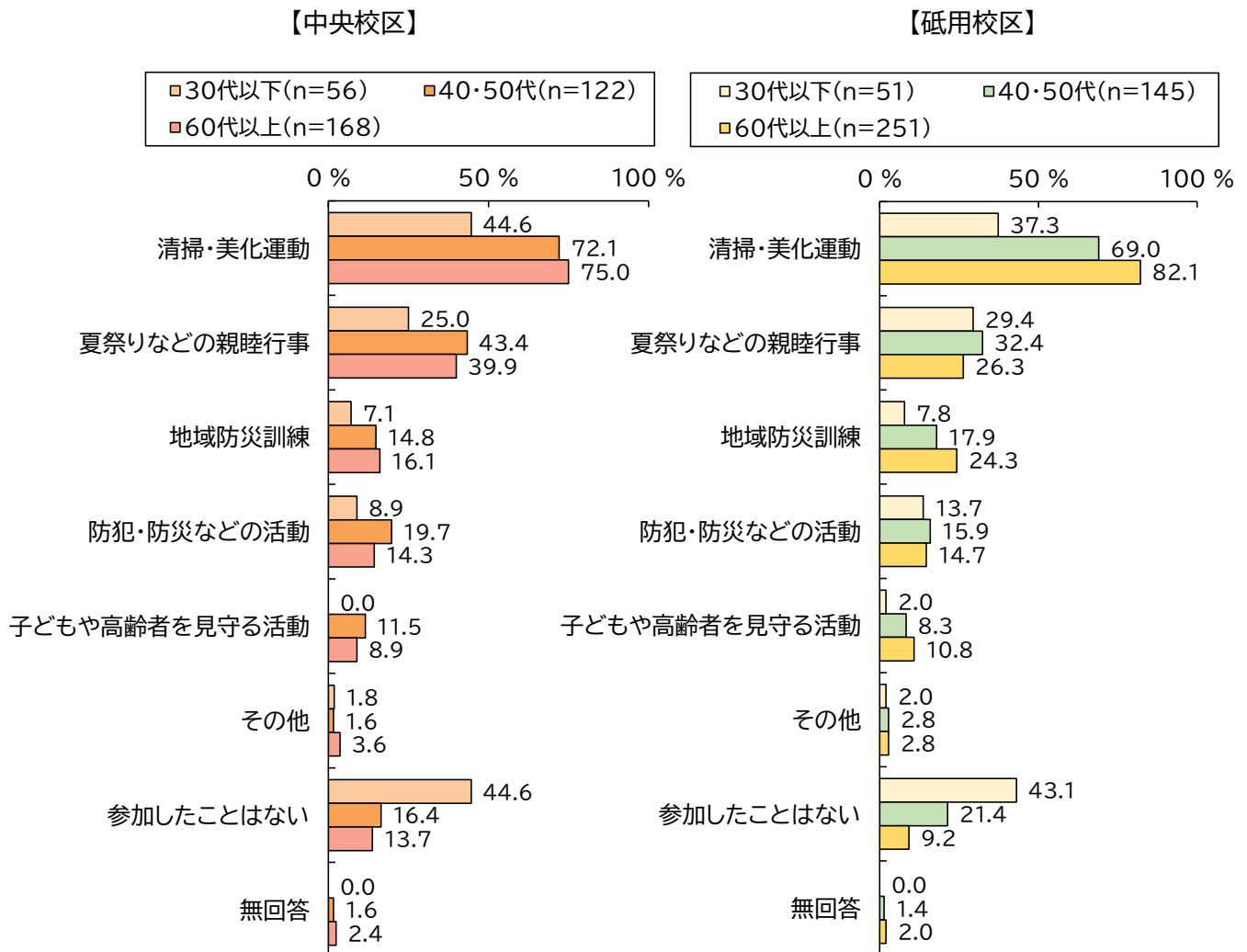
〈 地域の支え合いについて／年代別 〉



地域の支え合いについてみると、すべての年代で「困っているときはお互い様だから、活発にしたい」（３０代以下：３７．４％、４０・５０代：５１．７％、６０代以上：６２．８％）が最も高く、次いで「参加したいと思うが、困っている人にどの程度まで関わればよいのかわからない」となっています。３０代以下では「普段つきあいがないので考えにくい」の割合が他の年代よりも高くなっています。

問 あなたは、お住まいの地域での自治会活動で、どのような活動に参加している・参加したことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

〈 自治会活動への参加状況／校区・年代別 〉

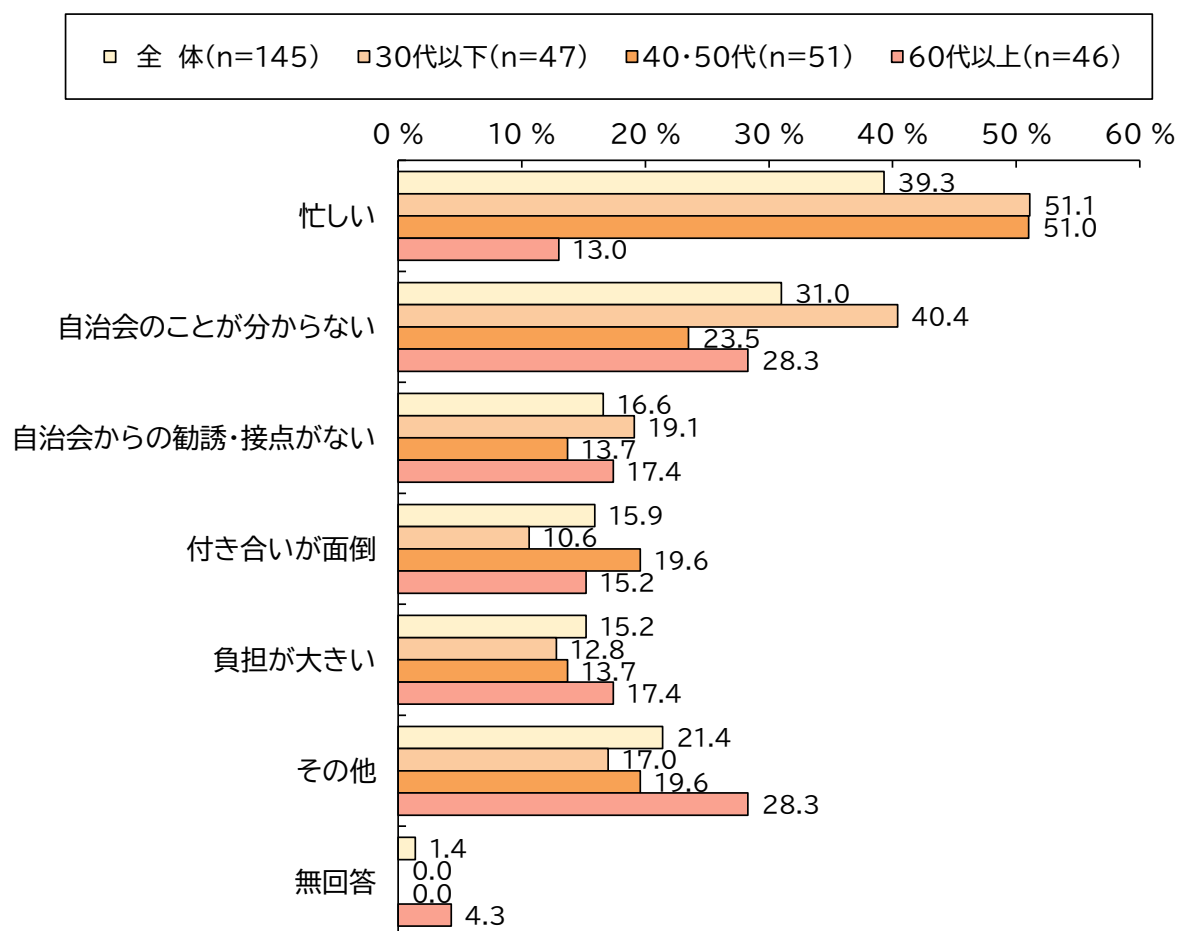


自治会活動への参加状況をみると、すべての校区・年代で「清掃・美化運動」が最も高くなっています。

30代以下では、それぞれの校区で「参加したことはない」が40%強となっており、活動が活発な地区の取組を参考にしながら、それぞれの地区の活動の活性化につなげる必要があります。

問 あなたが自治会活動に参加していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

〈 自治会活動に参加していない理由／年代別 〉

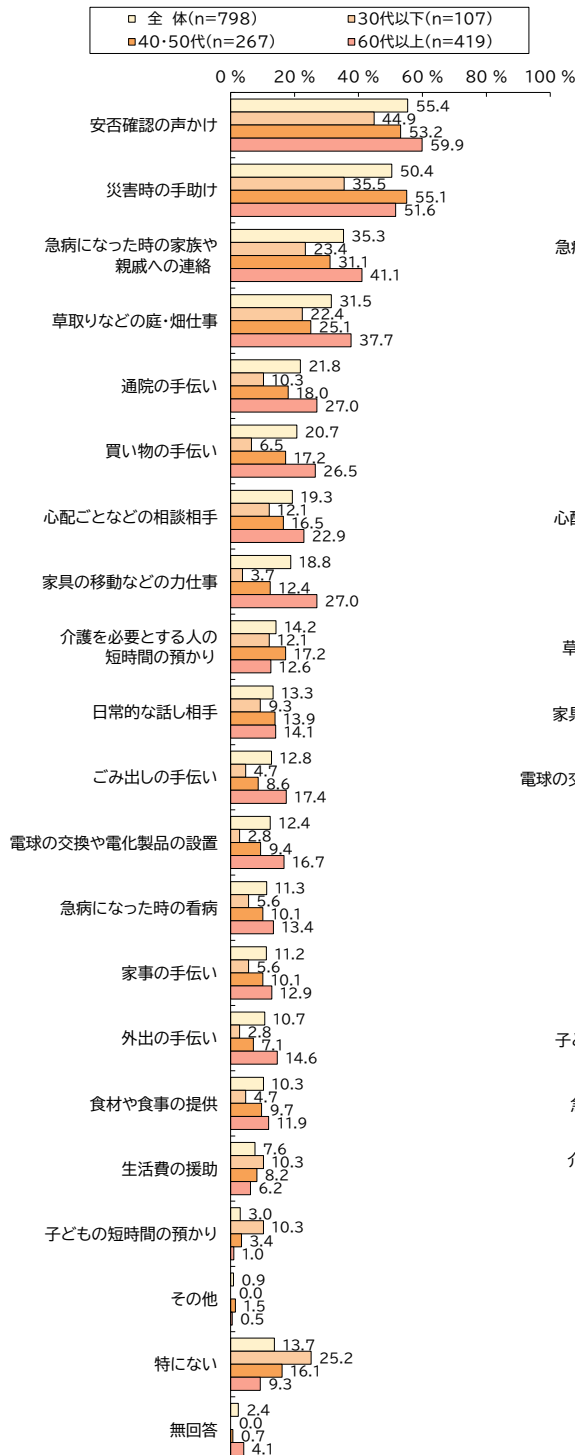


自治会活動に参加していない理由を年代別にみると、30代以下、40・50代では「忙しい」が約5割となっています。また、30代以下では「自治会のことが分からない」と回答した人が約4割となっています。

働いている世代では「忙しい」、若い世代では「自治会のことが分からない」といった理由が高いため、自治会の活動内容を発信していき、自治会活動の重要性を伝えていく必要があります。

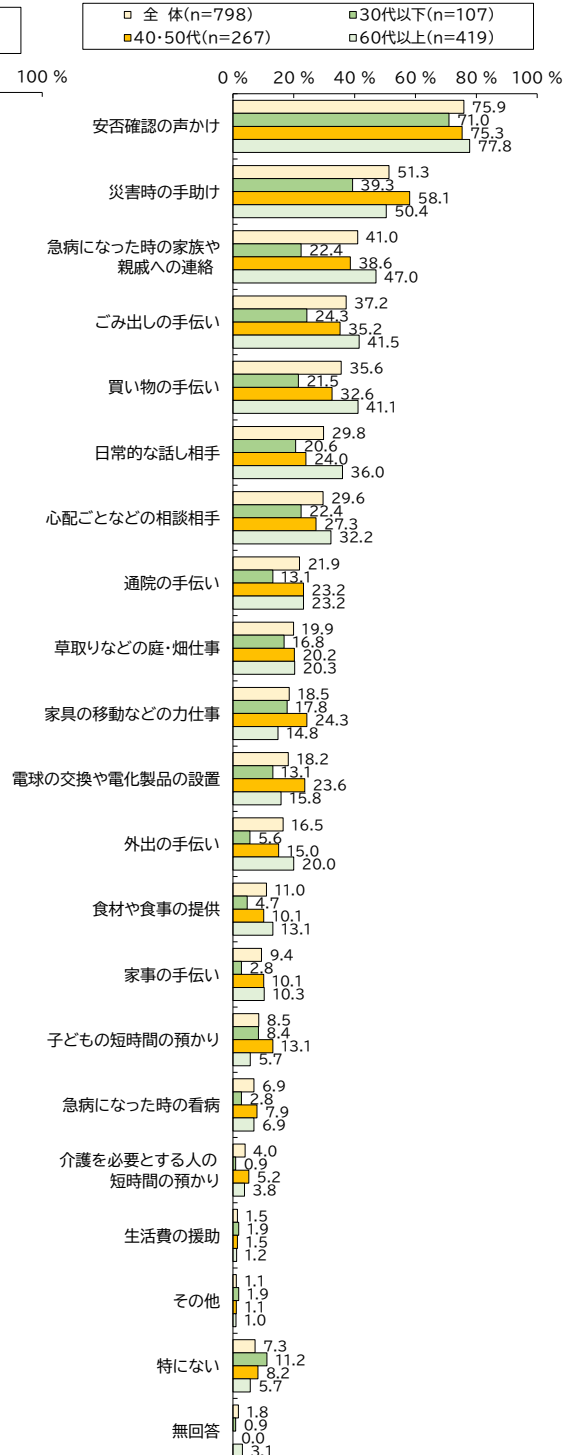
問 あなたやご家族に助けが必要になった時、地域の人たちにどのような支援をしてほしいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

〈 必要な支援／年代別 〉



問 あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

〈 できる支援／年代別 〉

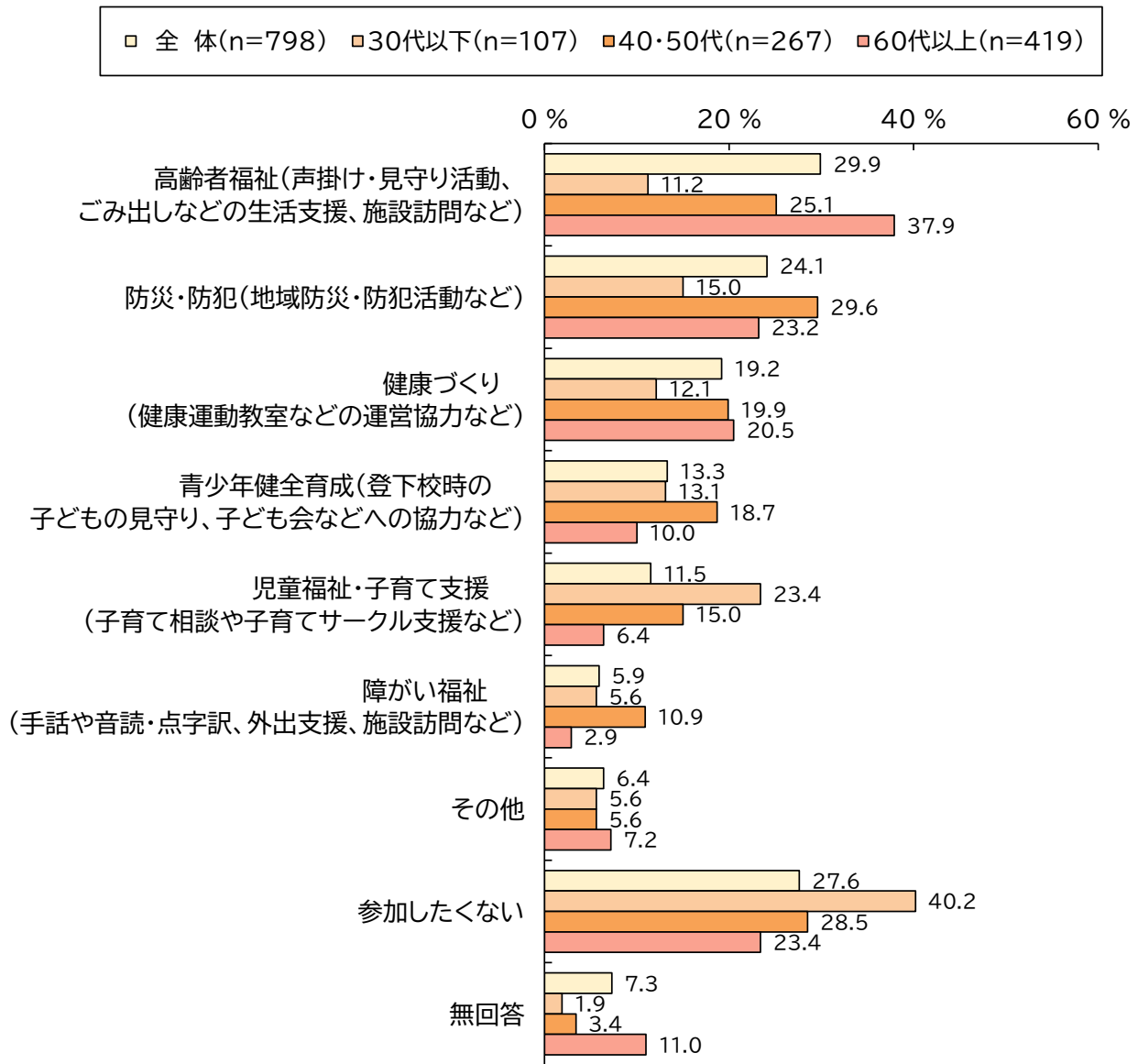


必要な支援をみると、すべての年代で「安否確認の声かけ」が最も高く、次いで「災害時の手助け」、「急病になった時の家族や親戚への連絡」となっています。

できる支援をみると、すべての年代で「安否確認の声かけ」が最も高く、次いで「災害時の手助け」、「急病になった時の家族や親戚への連絡」となっています。

問 あなたは、今後次のような福祉に関わる地域活動やボランティア活動などに参加したいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

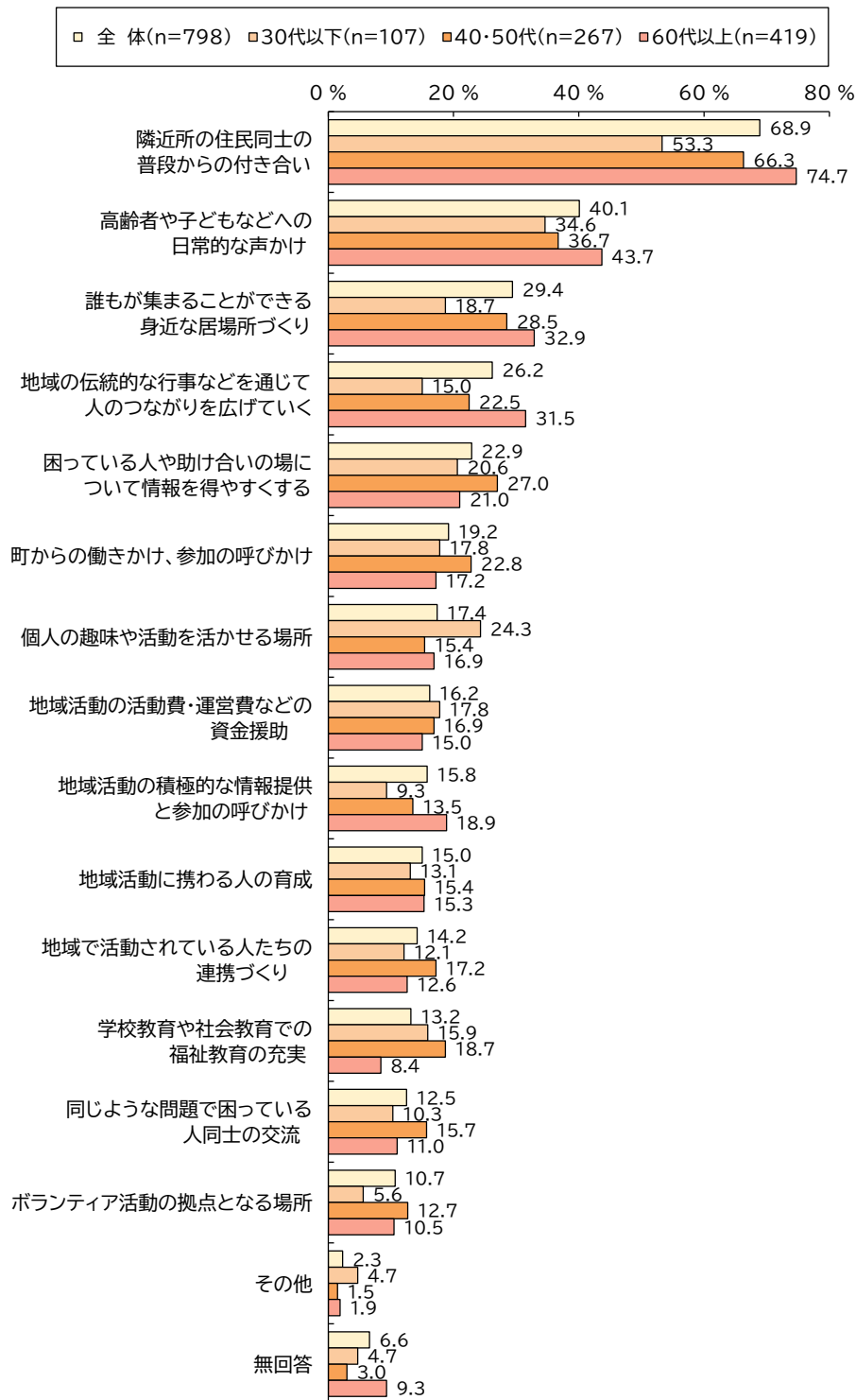
〈 ボランティア活動などの参加意向／年代別 〉



ボランティア活動などの参加意向を年代別にみると、30代以下では「参加したくない」（40.2％）が最も高く、次いで「児童福祉・子育て支援（子育て相談や子育てサークル支援など）」（23.4％）となっています。40・50代では、「防災・防犯（地域防災・防犯活動など）」（29.6％）が最も高く、次いで「参加したくない」（28.5％）となっています。60代以上では、「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、施設訪問など）」（37.9％）が最も高く、次いで「参加したくない」（23.4％）となっています。

問 あなたは、地域における助け合いなどを活発にするためにはどのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

〈 地域の助け合い活発化のために必要なこと／年代別 〉



地域の助け合い活発化のために必要なことをみると、すべての年代で「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が最も高く、次いで「高齢者や子どもなどへの日常的な声かけ」となっています。30代以下では、「個人の趣味や活動を活かせる場所」、40・50代、60代以上では、「誰もが集まることができる身近な居場所づくり」が高くなっています。

1 日常的な見守り体制の構築

地域福祉を推進していくためには、隣近所での顔の見える関係づくりや、日常生活でのちょっとした困りごとでの助け合いなどを通して、安心して暮らすことができる基盤づくりが大切です。また、行政や団体が支援を必要としている住民を把握し、見守り体制を整えていくことも重要です。

取組の方針

隣近所の人たちや地域の人たち同士での関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、誰もが安心して過ごすことができる地域づくりを目指します。また、そういった関係・体制づくりを行政・団体は支援します。

それぞれの取組

自助 互助	● 近所の人や地域の人に、積極的にあいさつや声かけをしましょう。 ● 日常の困りごとは隣近所の人たちにできる範囲での手助けをお願いし、逆に隣近所の人困っているときは、自分からも積極的に手助けをしましょう。 ● 気軽に声かけして、自分の用事のついでにできることをしてみましょう。
共助	● 地域の人と、ひとり暮らしの方への声かけを心がけましょう。 ● ボランティア活動者は、活動を通して地域の人同士でのつながりを深められるよう促しましょう。 ● 地域の人同士だけで困りごとが解決できないとき、ボランティア活動者は積極的に支援しましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 隣近所の人たちや地域の人たち同士での関わりを深め、日頃から支え合うことの大切さについての啓発をします。	福祉課	継続
	● ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人など見守りが必要な人を把握します。また、日頃の安否確認や緊急時の駆けつけの体制を整えます。	福祉課	継続
	● 虐待問題に対応する相談窓口の周知と機能充実を図ります。また、相談や連絡に対し速やかに対応できる体制づくりと、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。	福祉課	拡充
	● 拠点とセンターの機能を併せたこども家庭センターを設置（令和6年4月1日）し、専門員の配置と専門性の向上を図り、支援体制の整備を行います。	こども応援課	新規

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
地域の見守り活動の推進	● 地区住民、シルバーヘルパー、サロン見守り人、民生委員児童委員などによる日常的な見守り活動を推進するとともに、支援を必要とする方の情報を集め、行政や専門機関との連携のもと、適切な福祉サービスにつながるよう調整します。	継続
見守りネットワークの推進	● 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の様々な団体、機関、事業所などの協力を得て、平成24年度に立ち上げた美里町見守りネットワークの充実を図ります。	継続

2. 地域活動への参加の促進

地域活動は、活動自体が要支援者に対するサポートになるだけでなく、隣近所の人との関係づくりや、生きがいづくりにおいても非常に重要です。

取組の方針

住民が積極的に地域活動に参加するよう、町や社会福祉協議会で啓発していくとともに、活動に参加しやすい環境づくりや、地域活動の開催・充実のために町や社会福祉協議会で支援を行います。

それぞれの取組

自助 互助	● 地域活動や地域の行事に、近所の人を誘って参加しましょう。 ● 特に普段地域活動やボランティア活動にあまり参加していない人に対して、地域の人同士と一緒に地域活動に参加しようと呼びかけ合いましょう。 ● 開催されるイベントに参加して、いろいろな世代の人と交流しましょう。 ● 地域活動のなかで、参加者同士でのコミュニケーションを積極的に図りましょう。 ● 町内の各地区・各地域間での交流やコミュニケーションに積極的に携わりましょう。
共助	● 地域活動に、ボランティアとして積極的に参加し、活動や地域の課題解決を支援しましょう。 ● 地域のイベントなどに参加して交流を深めましょう。 ● ボランティア活動者は、地域活動を通して地域の人とのつながりを深めましょう。 ● 身体的な理由など、様々な理由で地域活動に参加していない人たちに対し、地域活動に参加できるようサポートしましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 地域活動に住民が積極的に参加してもらえるよう広報などを活用し、周知・啓発します。	美しい里創生課	継続
	● 地域活動の開催・充実のために支援を行います。	美しい里創生課	継続
	● 町で行われる地域活動について住民に知ってもらえるよう、周知や広報に努めます。	福祉課	継続

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
高齢者の地域行事への参加促進	● 老人クラブが休止中、またはない地域に対して、老人クラブの復活や設立に向けた支援を実施します。また、老人クラブの会員増強運動を行い、高齢者の健康づくり・地域行事への参加を促します。活動計画の見直しを行い、活動内容の充実を図りながら加入率の向上を目指します。	継続

3 ボランティア活動の充実

ボランティア活動は地域の福祉サービスの身近な担い手としてとても重要なのはもちろん、ボランティア活動への参加は、社会参加への機会となるほか、生きがいの創出にもつながります。

取組の方針

ボランティア活動のさらなる充実を図るとともに、ボランティア活動の意義や役割などについても周知して住民のボランティア活動に対する理解を深め、参加促進と活動の活性化を促します。

それぞれの取組

自助 互助	● ボランティア活動について知り、支援をしましょう。 ● ボランティア活動に積極的に参加して、地域の課題について考えましょう。 ● ボランティア活動で経験したことを、みんなに伝えましょう。 ● 地域活動に、ボランティアとして積極的に参加し、活動や地域の課題解決を支援しましょう。 ● 趣味や特技、経験をボランティア活動に活かし、生きがいの創出へとつなげましょう。
共助	● ボランティア活動に積極的に参加して、地域の課題について共有しましょう。 ● 地域で取り組んでよかった取組をみんなに伝えましょう。 ● ボランティア活動者は、自身の活動内容ややりがいについて、周囲の人に積極的に発信しましょう。 ● ボランティア活動者はボランティア活動に主体的に取り組み、活動参加者と活動の楽しみややりがいを共有しましょう。 ● ボランティア活動を通して培った技術や知識を、地域の人と共有しましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● ボランティア活動に対し、住民に積極的に参加してもらえるよう啓発します。	福祉課	継続
	● ボランティア活動の開催・充実のために支援を行います。	福祉課	継続
	● 町で行われるボランティア活動について住民に知ってもらえるよう、活動者の生の声や活動内容について、周知や広報に努めます。	福祉課	継続
	● 社会福祉協議会やボランティア団体と協力し、福祉課題の解決に努めます。	福祉課	継続

社会福祉協議会の取組

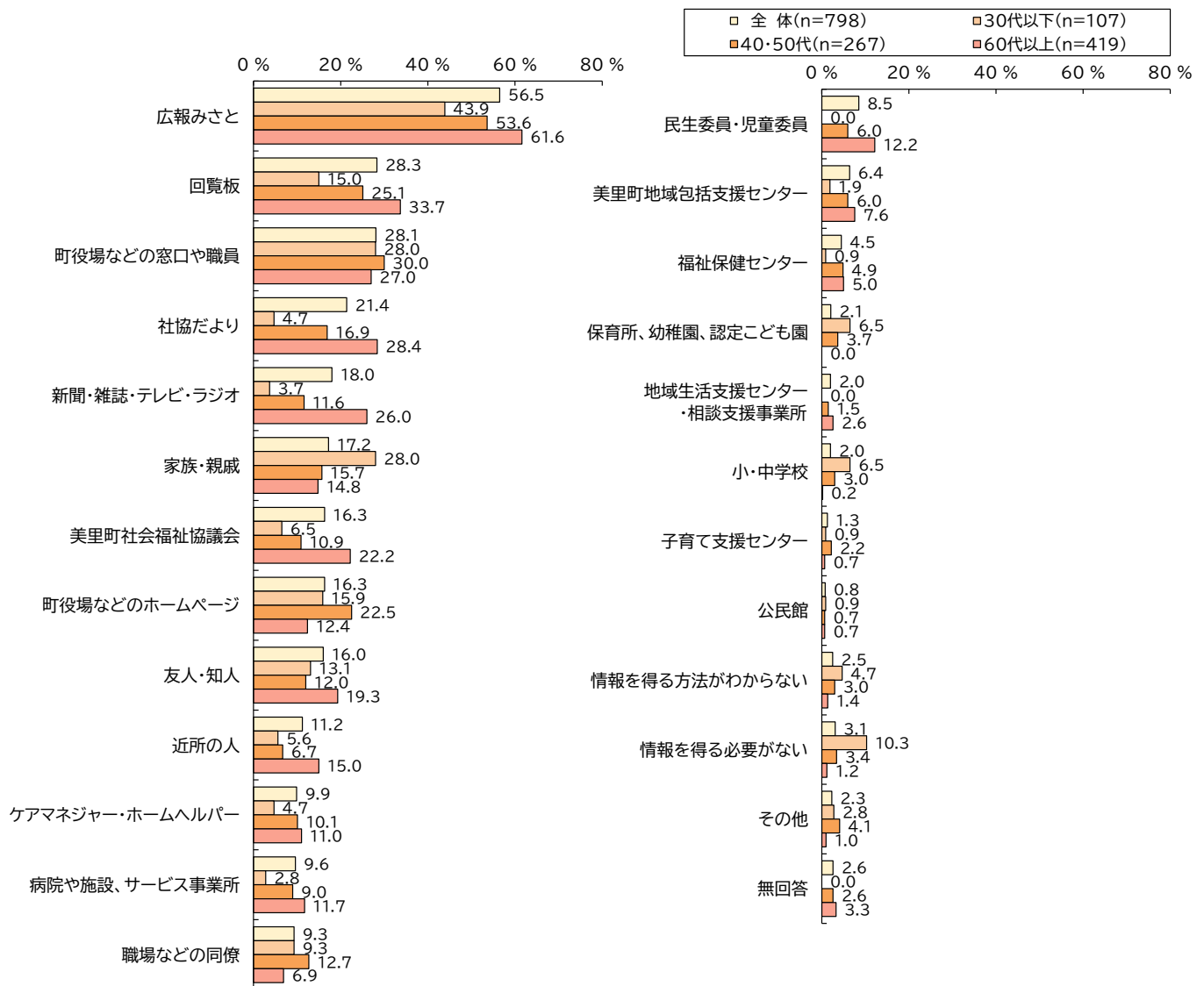
取組名	取組内容	方向性
ボランティア講座の開催	生活支援ボランティア養成講座を開催し、ボランティアが買い物、ゴミ出しなどの日常生活での困りごとにあった支援をすることにより、高齢者などの生活を支えていきます。	継続
ボランティア協力校への助成	小・中学校をボランティア協力校として指定し、福祉教育やボランティア活動を行うための活動資金を助成します。	継続
「町民みんなが年に一度はボランティア」の推進	二人一組で自分たちにできるボランティア活動を年に一度は行う「町民みんなが年に一度はボランティア」の取組を推進します。地域住民への周知方法を考え直し、地域住民が誰でもボランティアに参加しやすい環境づくりを検討します。	継続
ボランティアセンターの機能の強化	ボランティア活動に関する各種相談、情報提供、ニーズとボランティア活動の調整、研修会の開催などを通して、ボランティア活動の普及を図ります。また、ボランティア講座の開催などを通して、ボランティアの新規登録を推進します。さらに、ボランティア人材の発掘、ボランティアのニーズの掘り起こし、また、ボランティア活動がしやすい・利用しやすい仕組みづくりを検討します。	継続
ボランティア団体、当事者団体の支援と連携	ボランティア団体に対し、活動資金の一部を助成するとともに、ボランティア連絡協議会の事務局として、ボランティアグループの交流を図ります。また、障がい者団体、ひとり親会などの当事者団体の活動支援や連携を強化し、各団体の枠を超えて誰でも気軽に参加できるようなボランティア活動を推進します。	継続

基本目標3 福祉を推進する体制を強化する

アンケート結果より

問 あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）
得ていますか。（あてはまるものすべてに○）

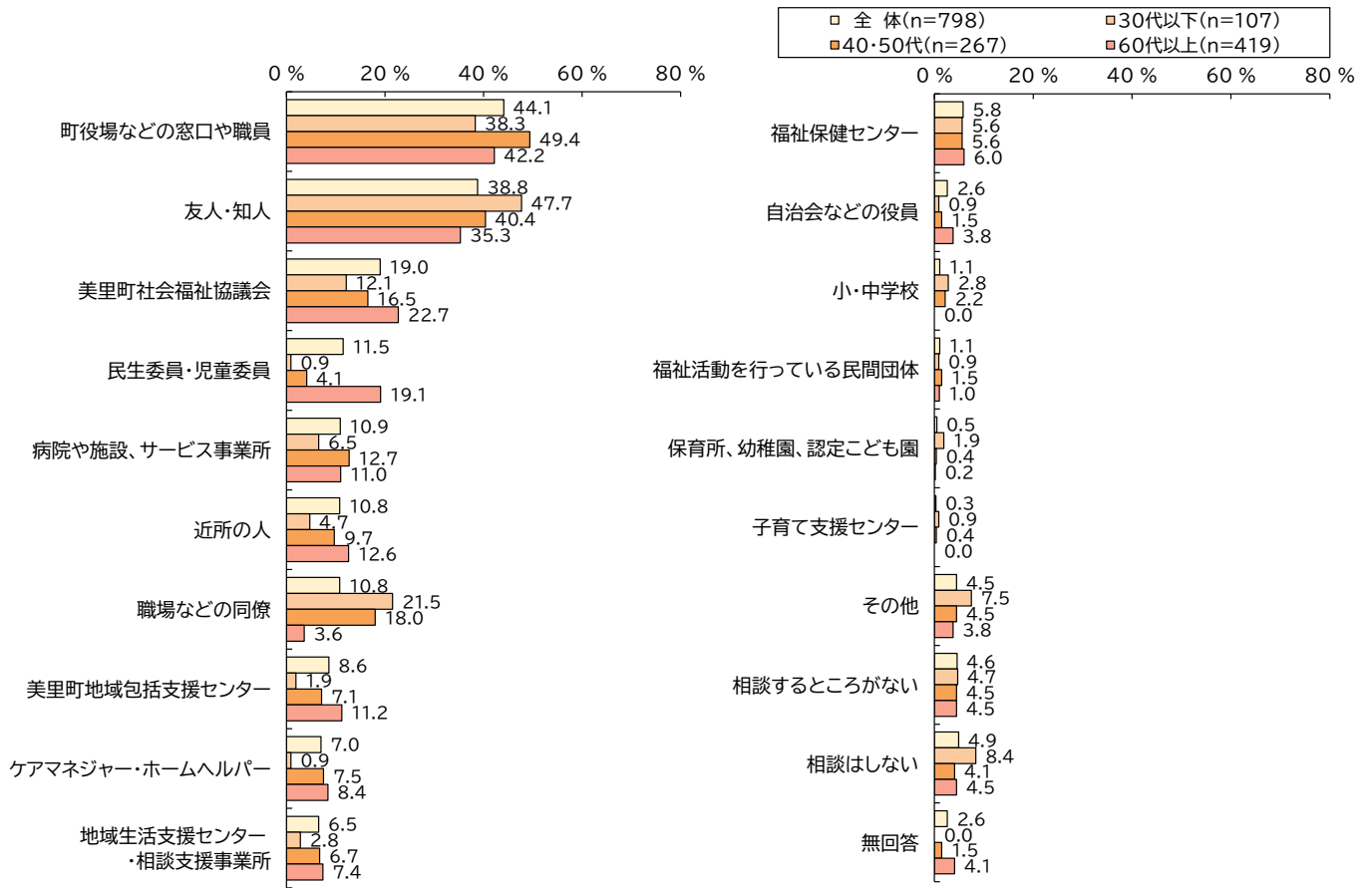
〈 福祉サービスの情報入手源／年代別 〉



福祉サービスの情報入手源をみると、すべての年代で「広報みさと」が最も高く、60代以上では61.6%が「広報みさと」から福祉サービスに関する情報を得ています。しかし、30代以下では「情報を得る方法がわからない」が約5%となっています。すべての人に必要な情報を伝えるために情報の発信方法などの工夫が必要です。

問 あなた自身やご家族が、生活上の困りごとを抱えたとき、家族以外で、どこ（誰）に相談しますか。（主なものを3つまで○）

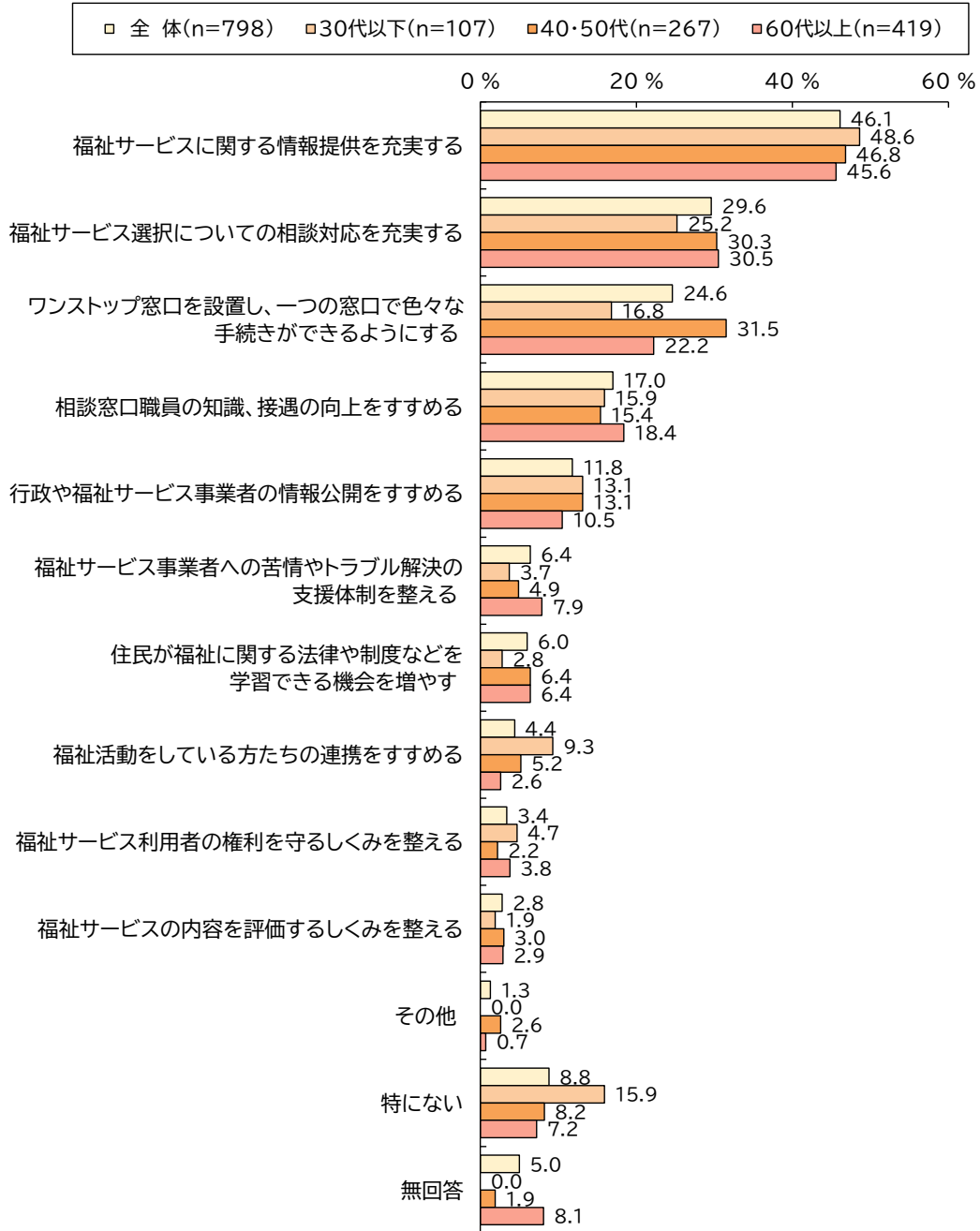
〈 生活上の困りごとの相談先／年代別 〉



生活上の困りごとの相談先をみると、すべての年代で「町役場などの窓口や職員」や「友人・知人」が高くなっています。しかし、「相談するところがない」はすべての年代で約5％存在しています。相談するところがなく困っている人へ町が取り組んでいる相談事業の情報提供や気軽に相談できる体制の整備が必要であると考えられます。

問 福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するため、町役場ではどのようなことに取り組む必要があると思いますか。
(主なものを2つまで○)

〈 福祉サービス利用者のために必要な取組／年代別 〉



福祉サービス利用者のために必要な取組をみると、すべての年代で「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が最も高くなっています。

40・50代では「福祉サービス選択についての相談対応を充実する」、「ワンストップ窓口を設置し、一つの窓口で色々な手続きができるようにする」、60代以上では「福祉サービス選択についての相談対応を充実する」が高くなっており、3割を超えています。

1 福祉人材の育成

これからより進むことが考えられる少子高齢社会や、福祉を取り巻く多様かつ複雑な課題に対応していくためにも、各種サービスの担い手だけでなく、日頃から福祉に関心を持つ住民を増やしていくことが大切です。

取組の方針

介護などの福祉サービスや、ボランティア活動の担い手となる人材を育成できる体制を整えるとともに、住民に対して福祉についての知識や情報を知ることができる場や機会を町や社会福祉協議会で提供します。

それぞれの取組

自助 互助	● 身の回りの「福祉」について考える機会を設けましょう。 ● 町や社会福祉協議会が発信する福祉についての情報に関心を持ちましょう。 ● ボランティア活動など、福祉に関して自分ができることに積極的に携わりましょう。
共助	● 福祉に携わる人たちは、福祉・介護の制度や支援の方法・技術についての学習会などに参加して、スキルアップに努めましょう。 ● 福祉に関する情報や知識について学ぶことができる学習会などを開催しましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 町における福祉を取り巻く現状・課題について把握し、人材が不足している分野を中心に人材確保に努めます。	福祉課	継続
	● 福祉をテーマにした出前講座や学習会などを実施し、住民が福祉について学ぶ場や機会を提供します。	福祉課	継続
	● 福祉サービスの担い手や、ボランティア活動者を育成し、福祉人材を継続的に確保できるような体制を整えます。	福祉課	継続

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
小・中学校での福祉教育の推進	● 児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動に対するきっかけづくりを目的として、身近な社会福祉施設での体験学習を実施します。 ● 小・中学校をボランティア協力校として指定し、福祉教育やボランティア活動を行うための活動資金を助成します。	継続
認知症サポーターの養成	● 小学5年生と中学2年生を対象に、認知症の正しい知識、早期発見の方法、認知症の方との接し方などを学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。	継続
生活支援ボランティアの養成	● 生活支援ボランティア養成講座を開催し、ボランティアが買い物、ゴミ出しなどの日常生活での困りごとにあった支援をすることにより、高齢者などの生活を支えています。	継続
福祉有償運送運転者の養成	● 要介護状態や何らかの障がいによって公共交通機関の利用が難しい方々を対象に、安価な運賃で運行する福祉有償運送事業（自家用有償旅客運送者登録九熊福第13号）の運転者を養成し事業の安定的継続を図ります。	継続

2 広報・啓発活動

地域福祉の推進においては、住民に福祉について知り、理解を深めてもらうことが重要です。住民に福祉について関心を持ってもらい、福祉活動への参加者を促していくほか、日常生活における様々な場面でも、地域福祉の視点から支え合いに携わってもらうことが大切です。

取組の方針

町が発行する広報誌や、社会福祉協議会の発行する社協だよりなどを活用し、福祉活動や福祉に関する知識、支援の窓口などを周知・啓発していくほか、福祉に関する講演会などを開催し、住民が福祉について深く学ぶことができる場や機会を設けます。

それぞれの取組

自助 互助	● 町や社会福祉協議会の発行する広報誌をチェックし、福祉に関する知識や情報を身につけましょう。 ● 地域の人との会話のなかから、必要とされている情報を発信しましょう。 ● 福祉についての講演会や学習会に参加するよう心がけましょう。 ● 福祉の知識や情報について、周囲に積極的に発信しましょう。
共助	● 福祉・介護の制度や支援の方法・技術について、積極的に周知・発信しましょう。 ● 福祉サービス提供者やボランティア活動者は、自身の活動や知識について積極的に発信しましょう。 ● 地域の人とのコミュニケーションから、必要とされている情報を発信しましょう。

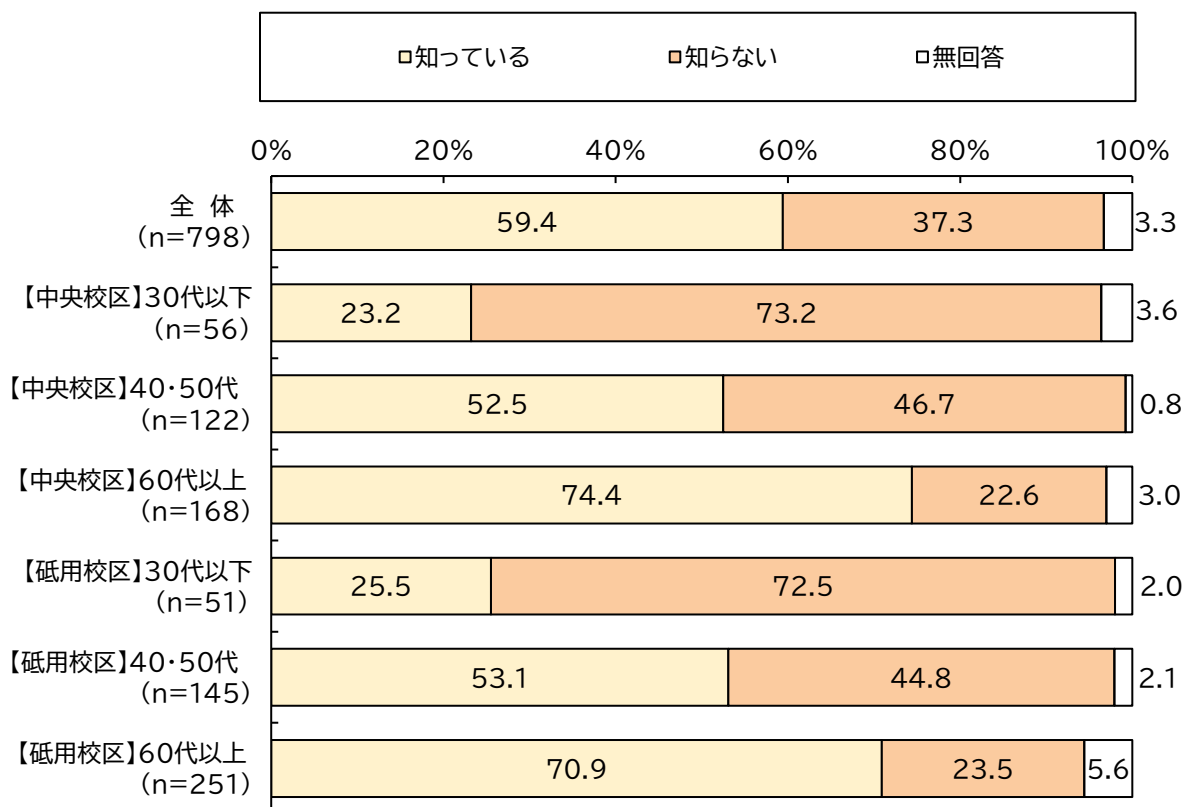
	取組内容	担当課	方向性
公助	● 広報誌やチラシ、ホームページ、LINE、デタボン、防災行政無線など、様々な方法で、福祉についての知識や、最新の情報などを周知・啓発します。	福祉課	継続
	● 町の福祉サービスや福祉の制度に関して、様々な方法で分かりやすく住民に伝えることができるよう努めます。	福祉課	継続
	● 福祉をテーマにした出前講座や学習会、講演会などを実施し、住民が福祉について学ぶ場や機会を提供します。	福祉課	継続
	● 福祉サービスの利用や支援について、情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問などによるきめ細かい情報提供に努めます。	福祉課	継続

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
○誰もが情報を手に入れやすい環境をつくる		
社協だよりや会員募集チラシの発行	地域に密着した社会福祉協議会となるため、毎月広報誌を発行し、社協活動の紹介や情報開示に努め、今後は SNS を活用した広報活動も検討します。また、毎年会費徴収時に会費の用途などを記載したチラシを作成します。	継続
ホームページの活用	ホームページを利用し、ボランティアや講習会の参加者募集、財政状況（収支計算書、財産目録、貸借対照表）の公表などを行い、情報更新を月 1 回は行えるように努めます。	継続

問 あなたは、自分の地域の民生委員・児童委員を知っていますか。（１つだけ○）

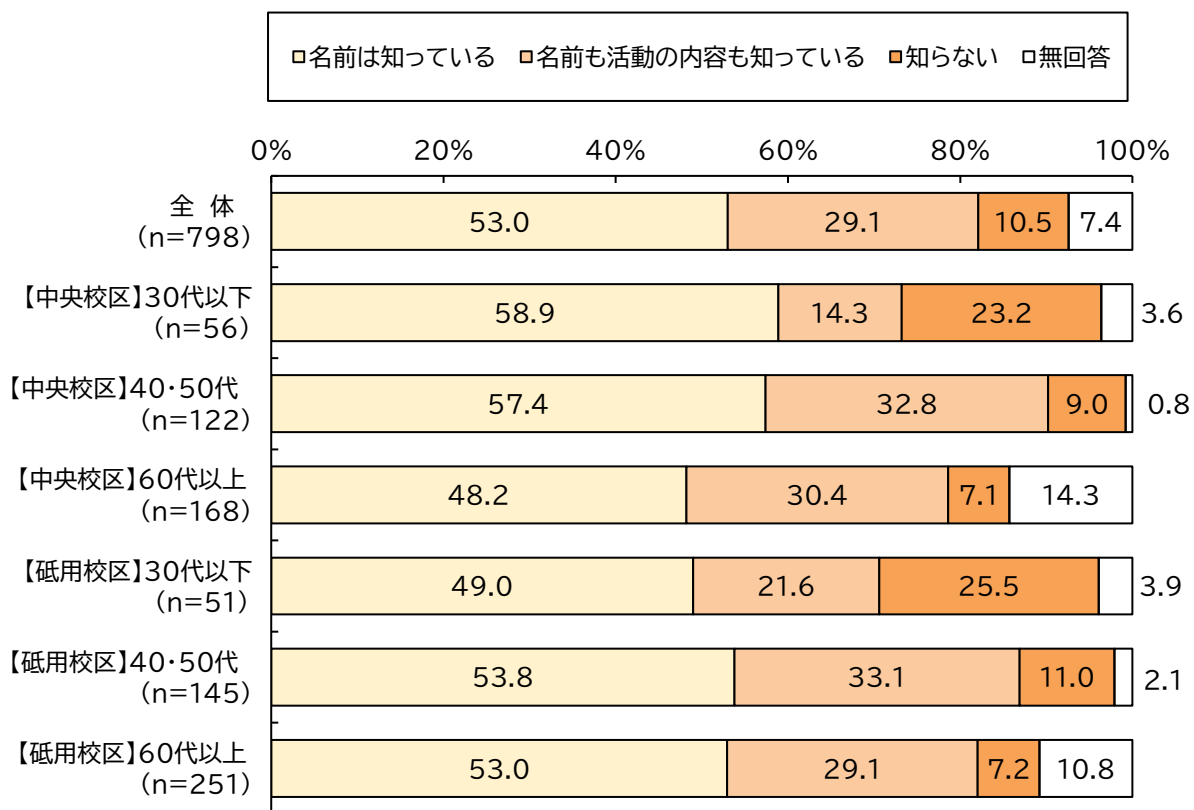
〈 地域の民生委員・児童委員の認知度／校区・年代別 〉



地域の民生委員・児童委員の認知度をみると、どちらの校区も、30 代以下の認知度が 30%以下、40・50代は 50%強、60代以上は 70%強となっています。

問 あなたは、美里町社会福祉協議会を知っていますか。（１つだけ○）

〈 美里町社会福祉協議会の認知度／校区・年代別 〉



美里町社会福祉協議会の認知度をみると、すべての校区・年代で大きな差はなく、約半数の町民が美里町社会福祉協議会の名前を知っています。

3 相談支援体制の充実

町役場や社会福祉協議会での相談窓口は、住民を福祉に関する支援につなぐ最初の段階として非常に重要であるとともに、近年は個人が抱える福祉に関する課題は複合的かつ多様化していることから、悩みを持っている人を適切な支援につなぐことができるような体制づくりも大切です。

取組の方針

住民が気軽に悩みを相談できるような環境づくり・体制づくりに努めるとともに、複合的な課題を抱える人に対して、適切な支援へと導くことができるよう、行政や関係団体の体制づくりに努めます。

それぞれの取組

自助 互助	● 悩みごとや困りごとを抱えた時は、町や社会福祉協議会の相談窓口を積極的に利用しましょう。 ● 近所で困っている人を見かけたときは、町や社会福祉協議会などにつなげましょう。 ● 周囲に悩みごとを抱える人がいたら、自分の知る相談窓口を積極的に紹介しましょう。
共助	● 相談活動などに携わる人たちは、自身の活動内容などについて日ごろから住民に発信しましょう。 ● 福祉サービス提供者やボランティア活動者は、地域の人と積極的に交流し、日々の関わりのなかで日常生活での悩みごとや困りごとの改善に努めましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 誰もが必要な時に気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや相談支援機関の情報、各種相談会の開催情報などを広報誌や、ホームページなどで周知していきます。	福祉課	継続
	● 地域の人からの相談に応じ、専門機関の支援へとつなぐなど、一人ひとりに対して適切な支援を行います。	福祉課	拡充
	● 拠点とセンターの機能を併せたこども家庭センターを設置（令和6年4月1日）し、専門員の配置と専門性の向上を図り、支援体制の整備を行います。	こども応援課	新規
	● 窓口まで相談になかなか来ることができない人たちに対して、直接地域に出向き、相談支援を行います。	福祉課	継続

	取組内容	担当課	方向性
公助	相談支援に携わる人たちに対して研修などを行い、対応のスキルアップを図ります。	福祉課	継続

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
○専門家による相談会の開催		
障がい者相談会	障がい関係の町内事業所と協力して、障がい者本人やその家族を対象とした相談会を開催し、福祉サービスの利用につなげるなど、障がい者の生活支援を実施します。	継続
もの忘れ相談会の開催	認知症に悩む方々やその家族を対象に、定期的なもの忘れ相談会を開催します。それぞれの問題に応じて認知症の専門家がアドバイスをを行い、適切なサービスや制度の利用につなげます。参加者のすそ野を広げるため、活動の周知に努めます。	継続
成年後見制度相談会	成年後見制度について知りたい方や、高齢や障がいにより生活や財産のことで不安を持っている方、またその方の支援者などのために、成年後見制度の相談会を開催します。それぞれの問題に応じて法律の専門家がアドバイスをを行い、適切なサービスや制度の利用につなげます。	新規

4 関係機関の連携体制の強化

近年、福祉を取り巻く課題は複合的となっており、個人が抱える悩みや課題に対し、様々な専門機関や支援機関からのアプローチが求められることが多くなっています。そのため、町や関係機関は課題を抱える人についての情報共有体制や、相談者を適切な支援につなぐためのネットワークを整えることが重要です。

取組の方針

町や関係機関は、町の福祉に関する現状や、課題を抱える人についての情報を共有する体制を整えていくとともに、相談者を適切な支援につなぐ体制づくりなど、課題を実効的に解決していくためのネットワーク体制を整えます。

それぞれの取組

自助 互助	● 悩みごとや困りごとを抱えた時は、町や社会福祉協議会、そのほか福祉に関する専門機関の相談窓口を積極的に利用しましょう。
共助	● 福祉サービス提供者やボランティア活動者は、地域の人と積極的に交流し、日常生活での悩みごとや困りごとの把握に努めましょう。 ● 福祉に携わる各団体や事業所で交流・連携し、福祉に関する課題の情報共有に努めましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 地域で活動している福祉関係機関や相談支援窓口のネットワークを構築し、各分野での連絡会議や研修会の実施、情報交換・共有を図ります。	福祉課	継続
	● 地域の人からの相談に応じ、専門機関の支援へとつながないたり、ケース検討会を開催するなど、一人ひとりに対して適切な支援を行います。	福祉課	継続
	● 相談に来た人や、生活に困窮する世帯の情報など、支援が必要な町民についての情報を庁内で共有し、全庁的かつ速やかな対応ができるよう努めます。	福祉課	継続

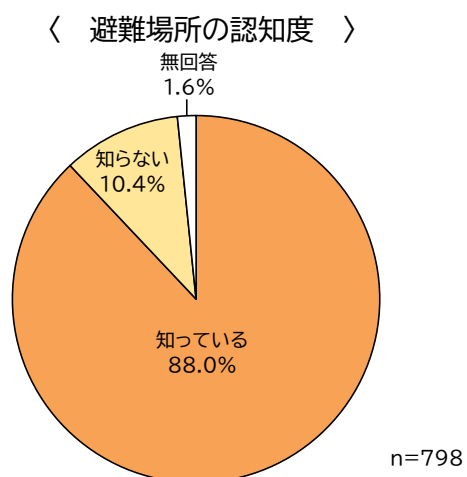
社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
見守りネットワーク会議の開催	だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の様々な団体、機関、事業所等の協力を得て見守りネットワークを構築し連絡会を実施します。	継続
ボランティア団体、当事者団体の支援と連携	ボランティア団体に対し、その活動資金の一部を助成するとともに、ボランティア連絡協議会の事務局として、ボランティアグループの交流を図ります。また、障がい者団体、ひとり親会などの当事者団体の活動支援や連携を強化し、各団体の枠を超えて誰でも気軽に参加できるようなボランティア活動を推進します。	継続
民生委員児童委員協議会との連携	地域福祉の推進役である民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、連携を深め、福祉の充実に努めます。	継続
○当事者団体の支援		
老人クラブ連合会の支援	「健康」「友愛」「奉仕」を三大活動方針とする老人クラブ連合会の事務局として、会の円滑な運営を図るため支援します。60代の加入率の向上を目指します。	継続
身体障がい者福祉協会の支援	身体障がい者福祉協会の円滑な運営を図るため、会の活動に協力し支援します。	継続
遺族会の支援	遺族会の円滑な運営を図るため、会の活動に協力し支援します。また、英霊顕彰会事務局として、美里町戦没者追悼式を開催します。	継続
ひとり親会の支援	ひとり親会の円滑な運営を図るため、地域の学習教室や子ども食堂など会の活動に協力し支援します。地域の学習教室に関しては指導者の負担にならない程度にひとり親家庭に周知を行い活動の充実に努めます。	継続

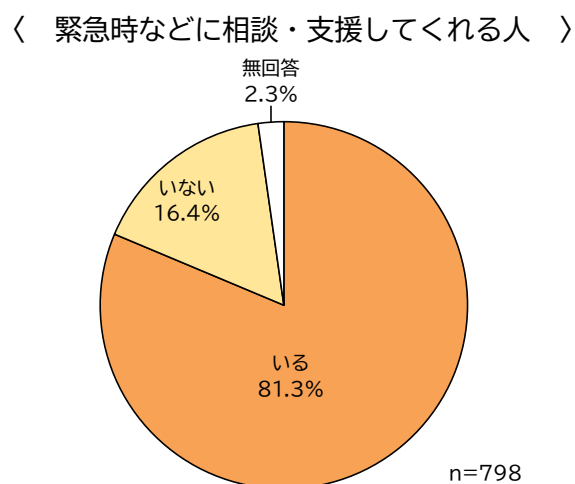
基本目標4 安心して暮らせる地域をつくる

アンケート結果より

問 あなたは、避難場所を知っていますか。（1つだけ○）



問 災害時や緊急時にすぐ相談できる人、支援してくれる人はいますか。（1つだけ○）



避難場所の認知度をみると、「知っている」が9割弱となっています。

緊急時などに相談・支援してくれる人をみると、「いる」が約8割となっています。

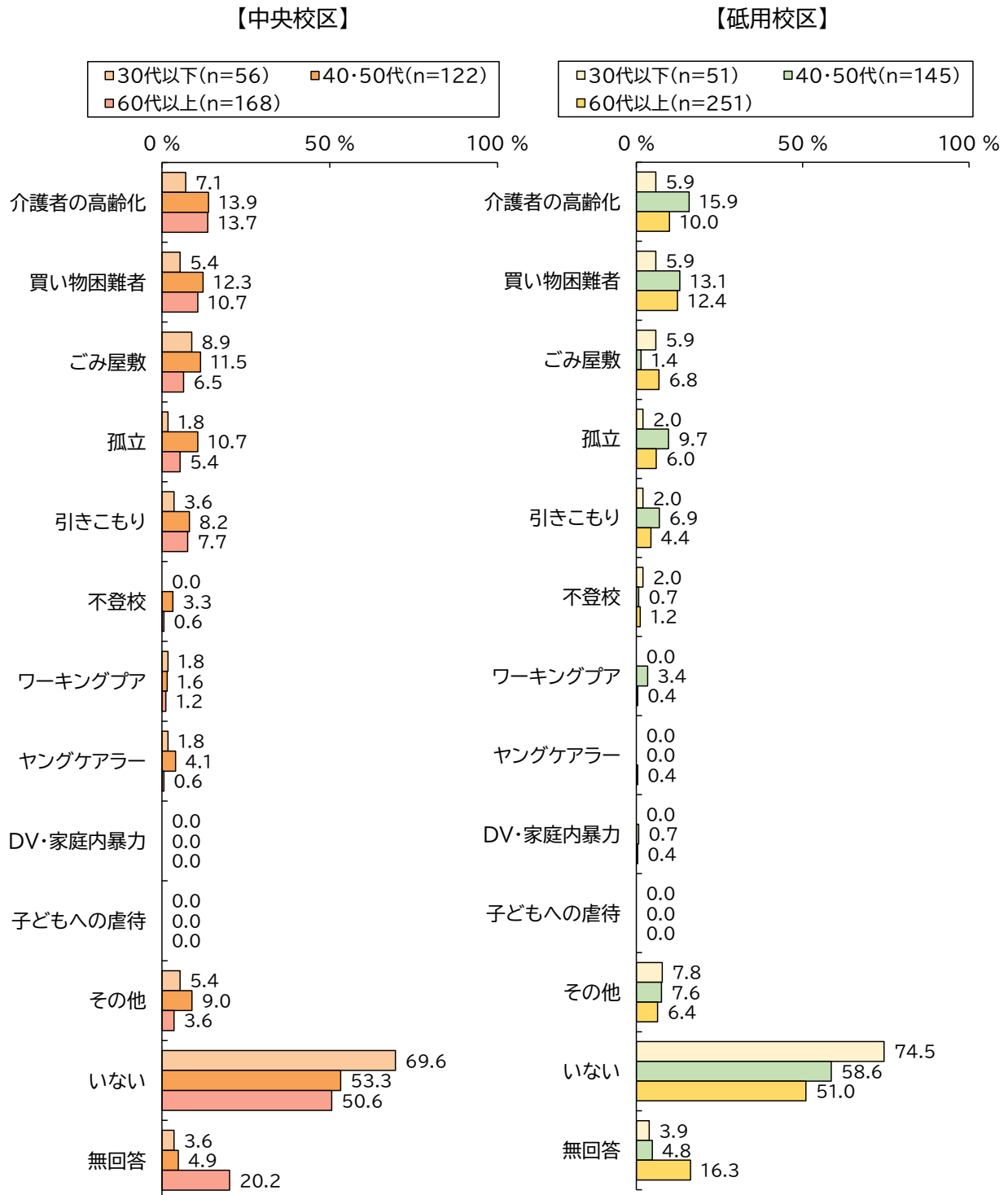
問 災害時や緊急時に、あれば助かると思う支援などがありますか。
また、災害時や緊急時の対応として「美里町」にどのようなことを期待しますか。

〈 災害時や緊急時の対応で「美里町」に期待すること（上位7項目） 〉

1位	支援物資に関すること	・ 物質(身の回りの生活用品)、食料の供給。 ・ すぐに駆けつけて、必要な物を支援してほしい。
2位	避難所運営に関すること	・ ただ避難場所を提供するだけではなく、避難場所の環境を良くする。 ・ 車で避難が多いと思いますので、駐車する場所が多くあったらいい。
3位	避難支援に関すること	・ 避難所までの移動支援。 ・ 高齢者など一人で避難できない人へのお手伝いなど。
4位	情報発信に関すること	・ 災害の状況や避難場所など、正確な情報の提供。 ・ 避難中や移動中でも得られるきめ細かな情報。
5位	ライフラインに関すること	・ インフラの復旧対応が遅く感じる時がある。特に水道。地区によって差がありすぎる。 ・ 即時、医療体制の確保。
6位	体制に関すること	・ 必要な情報を住民に伝え、困りごと等をすぐに収集し、支援する仕組みがいつでも機能するよう備えてほしい。 ・ 行政は全てに於いて皆に平等に支援と対応をして欲しい。
7位	金銭的援助に関すること	・ 物が壊れたり災害時の修復費用は自己負担だときつい。 ・ 生活が安定するまでの金銭面での支援。

問 あなたの住んでいる地域で次のような気になる家庭や人はいますか。
(あてはまるものすべてに○)

〈 地域で気になる家庭や人がいるか／校区・年代別 〉



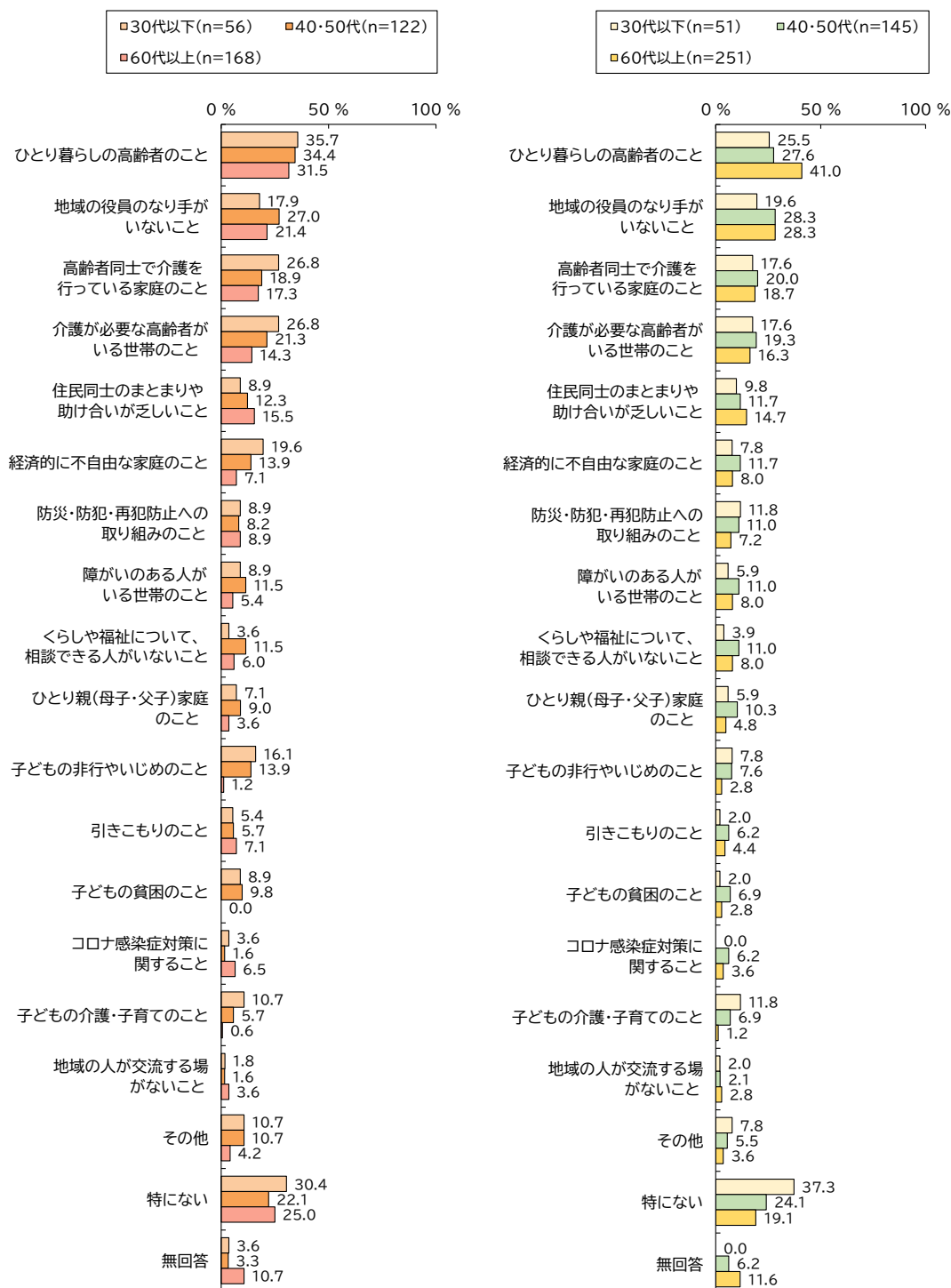
地域で気になる家庭や人がいるかをみると、どちらの校区も「介護者の高齢化」や「買い物困難者」のみ 1 割を超えています。様々な課題の中には表面化しにくいものもあるため、行政と地域が連携して、課題を抱えている人の支援や適切な支援機関へつなげていく必要があります。

問 あなたが住んでいる地域のこと、「何とかしなければならない」と感じている問題はありますか。(あてはまるものすべてに○)

〈 地域の問題について／校区別・年代別 〉

【中央校区】

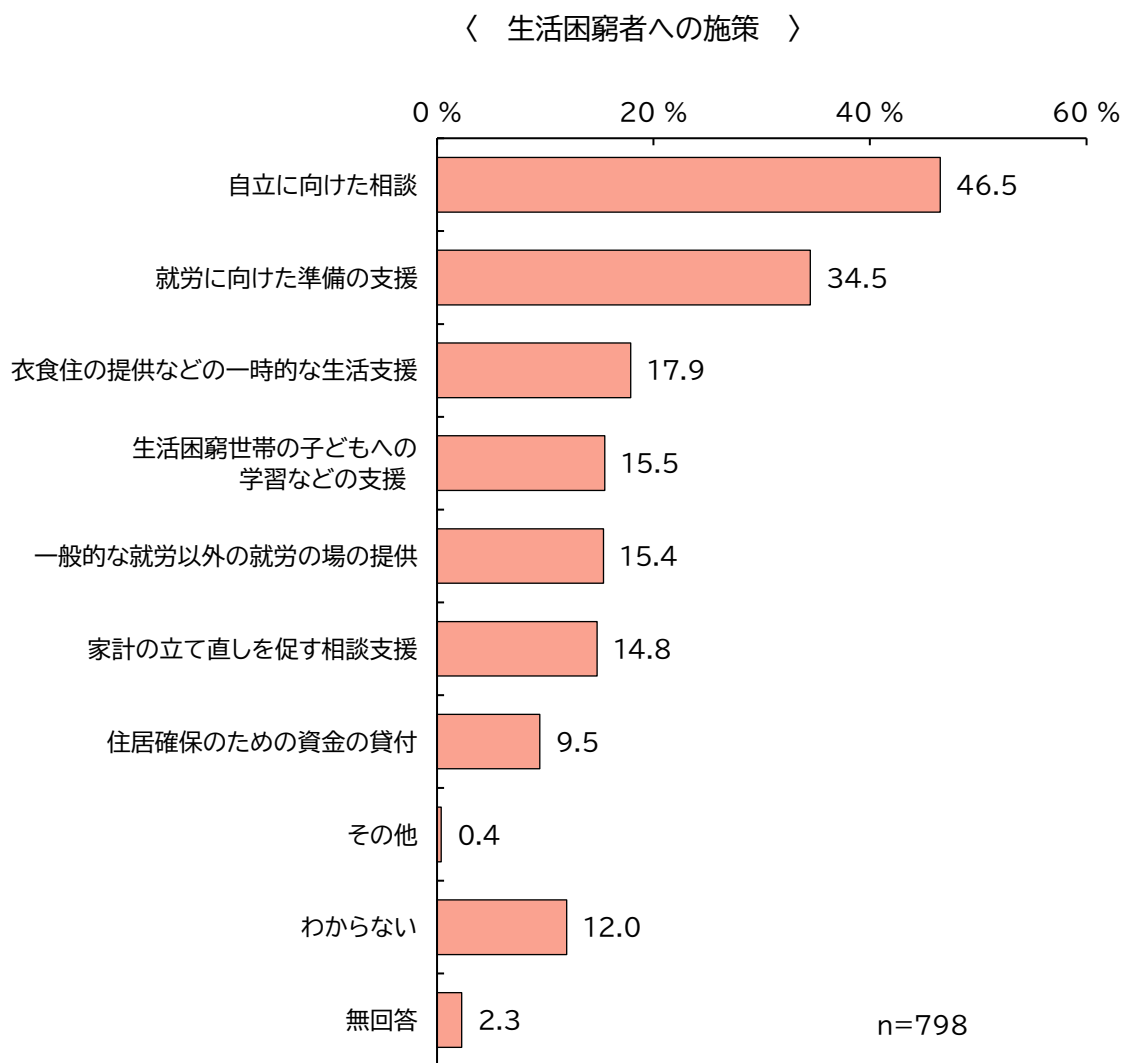
【砥用校区】



地域の問題についてみると、どちらの校区も「ひとり暮らしの高齢者のこと」が3割超、「地域の役員のなり手がいないこと」が2割超となっています。また、「高齢者同士で介護を行っている家庭のこと」や「介護が必要な高齢者がいる世帯のこと」も高くなっています。

その他にも、「子ども」「障がい」「地域交流」関連の問題なども一定数あがっています。

問 生活困窮者（就労したくてもできない、住居がない方など）を支援するため、どのような施策が必要だと思いますか。（主なものを2つまで○）



生活困窮者への施策をみると、「自立に向けた相談」が 46.5%で最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」（34.5%）、「衣食住の提供などの一時的な生活支援」（17.9%）となっています。

1 防災・減災の取組

平成 28 年（2016 年）に発生した熊本地震の経験を踏まえ、行政が行う防災・減災に向けた取組のほか、万が一災害が起きた時のため、地域での避難の方法や対応の方法について住民同士で共有しておくことが大切です。

取組の方針

行政が災害に備え、公共施設の整備や危険な場所の舗装などを進めていくと同時に、地域住民は災害時に円滑な避難行動ができるようにするため、災害時の対応について、システムを活用した情報共有や、平時からの避難訓練・防災訓練に努めます。

それぞれの取組

自助 互助	● 平時から災害に備えて、非常時の食料や衣服などの準備をしておきましょう。 ● 災害時、自分のいのちを守るための避難行動について、確認しておきましょう。 ● 災害時の地域での対応について把握しておき、自身の役割についても理解しておきましょう。 ● 地域の防災訓練や避難訓練に積極的に参加して、災害時の行動について必要な情報を整理しましょう。 ● 隣近所で災害時に支援が必要な人の情報について把握しましょう。
共助	● 災害時の対応やボランティアの役割について把握し、地域の人に伝えましょう。 ● 地域での防災訓練や避難訓練の実施に積極的に携わり、災害時の行動について必要な情報を共有しましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 相談に来た人や、生活に困窮する世帯の情報など、支援が必要な町民についての情報を庁内で共有し、全庁的かつ速やかな対応ができるよう努めます。	総務課	継続
	● Web 版のハザードマップなども活用し、避難場所・避難経路について町民に周知します。	総務課	継続
	● 地域での防災レクリエーションなど、自主防災訓練への支援を行い、自主防災組織活動の活性化を図ります。	総務課	継続

公助	住民の防災意識を高めるよう、広報誌や講座を通して防災や減災についての情報提供・啓発を図ります。また、各地域へ出向き、積極的に講座などを行います。	総務課	継続
	避難行動要支援者名簿をシステム化し、災害時に支援が必要な方（生活が困難な高齢者や障がいのある方など）を把握するとともに、必要な避難行動について情報共有を図ります。	福祉課	継続

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
福祉避難所の開設	大雨、台風、地震などの災害の際に、福祉保健センター湯の香苑を福祉避難所として活用し、避難を受け入れる体制を整え、住民の安心・安全な生活に寄与します。	継続
災害ボランティアセンターの開設及び設置訓練	災害により大きな被害が生じた際には、災害ボランティアセンターを開設し、町内外のボランティアを受け入れ、被災世帯などの支援を実施します。また、町の防災訓練に併せ、災害ボランティアセンター設置訓練を定期的に実施し、有事に備えます。	継続

2 防犯・交通環境の整備

安心して暮らすことができる地域づくりのためには、普段暮らしている地域をより安全にしていけることが大切です。特に高齢者や子どもたちが、交通事故や犯罪などに巻き込まれないよう、見守りの体制や環境の整備が必要です。

取組の方針

住民が安全に暮らすことができる地域をつくるため、環境の整備を進めていくとともに、地域住民で協力して、交通事故や犯罪を未然に防ぐことができるような見守り体制などを整えていきます。

それぞれの取組

自助 互助	● 近所の人へ、元気にあいさつをしましょう。 ● 事故や犯罪から自分自身を守ることができるよう、知識や情報を身につけましょう。 ● 安全運転を心がけましょう。 ● 地域の子どもや高齢者が事故や犯罪に巻き込まれないよう、日頃から注意したり、地域の見守り活動などに積極的に携わりましょう。 ● 町で事故が起きそうな危険な場所や、不審者を見かけたら、役場へ連絡しましょう。
共助	● 地域の人へ、元気にあいさつをしましょう。 ● 地域の子どもや高齢者が事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域の見守り活動などを行いましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 地域の安全をより推進するため、防災行政無線などの活用や、熊本県宇城警察署との連携により、事故の情報や不審者の情報を町に周知・発信します。	総務課	継続
	● 町で事故が起きそうな場所（危険な道路、街灯が無い場所など）を把握し、安全確保のために随時改善します。	総務課	継続
	● 地域の安全向上に向けた見守り体制づくりを支援します。	福祉課	継続

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
学習会の開催	地域でのふれあいいきいきサロンにおいて、熊本県宇城警察署の協力を得て、防犯・交通事故防止や悪質商法についての出張学習会を開催します。	継続

3 困難な状況にある人への支援

生活困窮者を取り巻く背景は近年複雑となっており、経済的な問題から福祉サービスの利用を控えることで、他の様々な福祉課題が誘発されるといったケースも見られています。どの世帯でも満足したサービスを受けられるよう、行政や団体からの支援が求められています。

取組の方針

経済的な困難を抱える世帯やひとり親家庭など、生活が困難な方々へのきめ細やかな対応ができる体制を整え、経済的な支援を行うのみならず、生活が困難な方々が複合的に抱える課題について把握し、関係機関へと支援をつなぐことができる連携体制を整えます。

それぞれの取組

自助 互助	● 自分や家族の力だけでは解決できない課題を抱え込まず、町や専門機関の相談窓口を利用しましょう。 ● 隣近所の人が生活上の課題を抱えていたら、町や専門機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合いましょう。 ● 生活困窮者に対する支援の制度や、相談窓口について、知識や情報を身につけましょう。
共助	● 地域活動のなかで、地域の生活困窮者について把握をしましょう。 ● 生活困窮者を支援する制度や活動、相談窓口について地域に知らせましょう。 ● 地域から孤立している人がいたら、支え合いましょう。

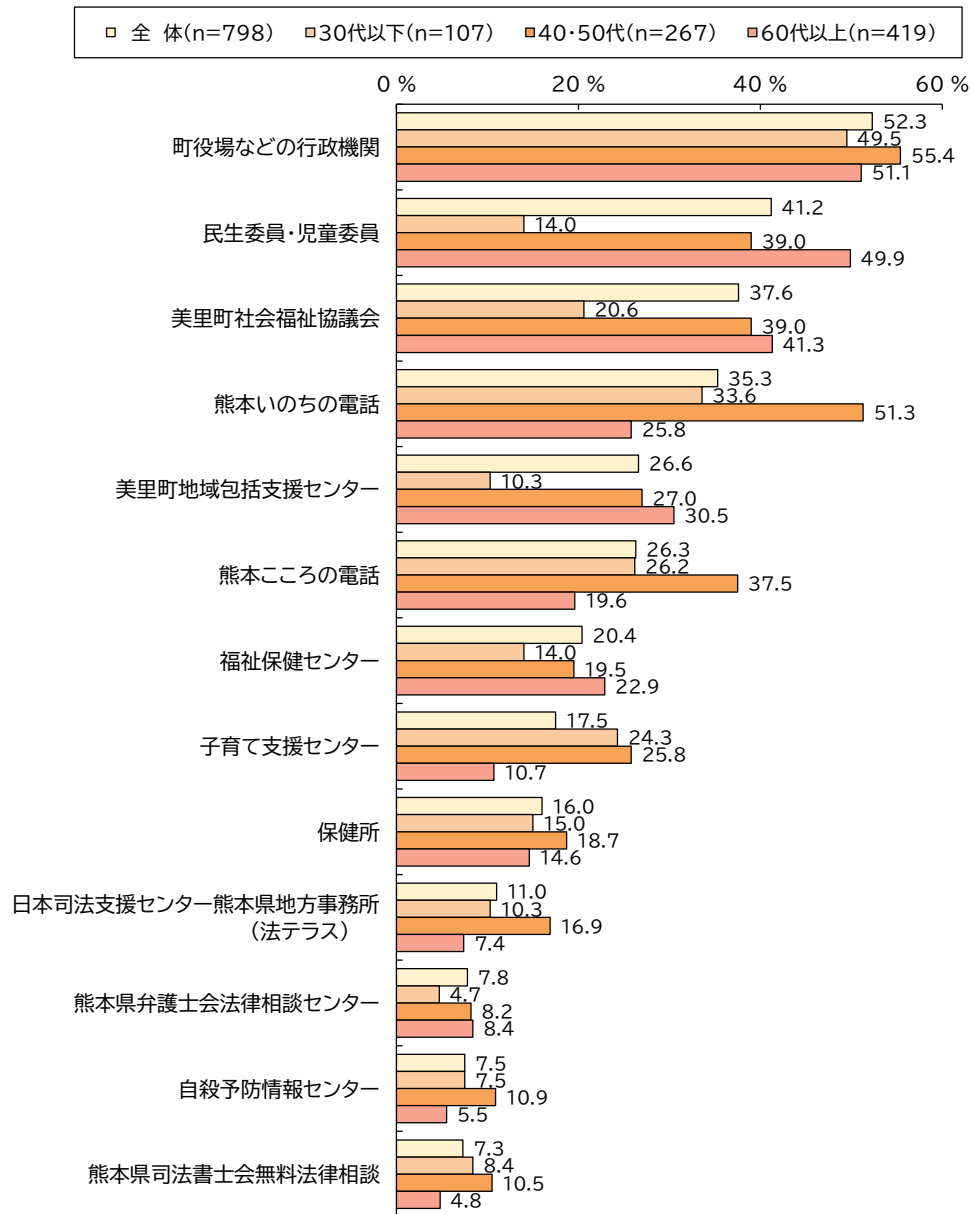
	取組内容	担当課	方向性
公助	● 生活困窮者の方々に対する支援の制度や窓口について、住民に周知します。	福祉課	継続
	● 生活困窮者の方々に対してきめ細やかな相談支援を行い、生活困窮者を取り巻く複合的な課題に対し、各支援機関から適切な支援ができるよう、連携体制の強化や、知識の習得などに取り組みます。	福祉課	継続

取組名	取組内容	方向性
○生活安定のための支援の充実		
生活困窮者への生活資金の一時貸付	生活保護費の受給までに一時的な生活資金が必要な場合、生活資金の一時立替として貸付を行います。	継続
生活困窮者の自立支援事業	生活困窮者が生活保護に至る前の段階で自立した生活が送れるように相談支援を行います。また、困窮の疑いがあるなど、生活に困っている方、声をあげたくてもあげられない方へのアウトリーチを検討します。	継続
生活支援ハウスでの生活支援	60 歳以上のひとり暮らし及び二人暮らし世帯などで身体が虚弱である方や住居環境や高齢などにより独立して生活することが難しい方を対象に生活支援ハウスでの居住を、家族、担当ケアマネジャーなどと連携し、支援します	継続
一時避難場所の提供	DV や虐待などの被害者に対して福祉保健センター湯の香苑を一時的な避難場所として提供します。	継続
フードバンクの実施	生活困窮者に対してお米などの食料品を支給し本人の生活を支えます。また、備蓄品を揃え相談があったら速やかに支援できる体制を整えます。	継続
成年後見人制度の活用	判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人としての尊厳を損なわれたりすることがないように成年後見制度の活用を進めます。また、法人後見として高齢者、障がいのある方などの財産管理や身上監護の支援を行います。	継続
ひとり親家庭バスハイクの開催	ひとり親家庭の親睦、親と子の交流を深めるために参加しやすい日帰りのバスハイクを実施します。	継続

基本目標5 町民のこころの健康を保つ

問 あなたは悩みや問題に直面した時、相談できる窓口として以下の相談機関を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

〈 悩みや問題の相談先／年代別 〉

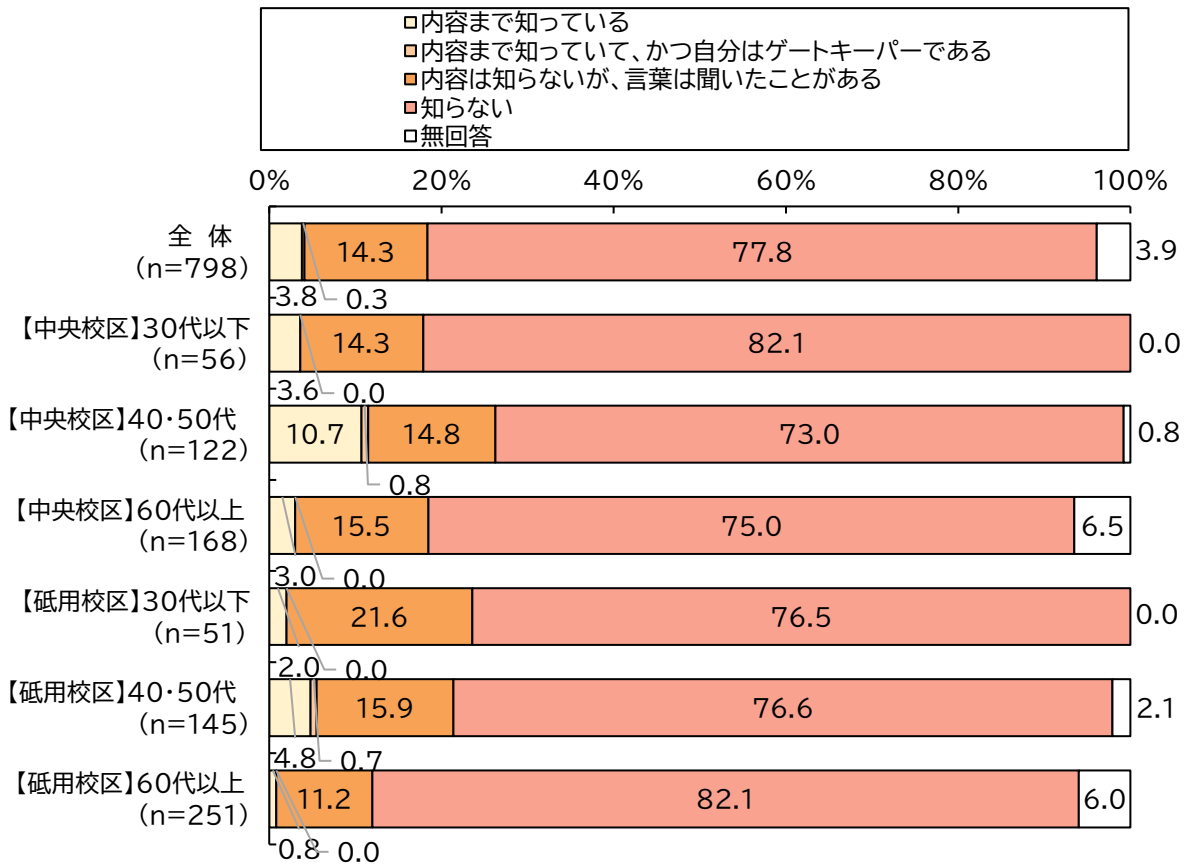


悩みや問題の相談先をみると、すべての年代で「町役場などの行政機関」が最も高くなっています。

30代以下は他の年代と比べて「民生委員・児童委員」、「美里町社会福祉協議会」の割合が低くなっています。また、40・50代では、「熊本いのちの電話」や「熊本こころの電話」、60代以上では、「民生委員・児童委員」の割合が他の年代と比べて高くなっています。

問 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人を「ゲートキーパー」といいます。あなたはこの言葉を知っていますか。（1つだけ○）

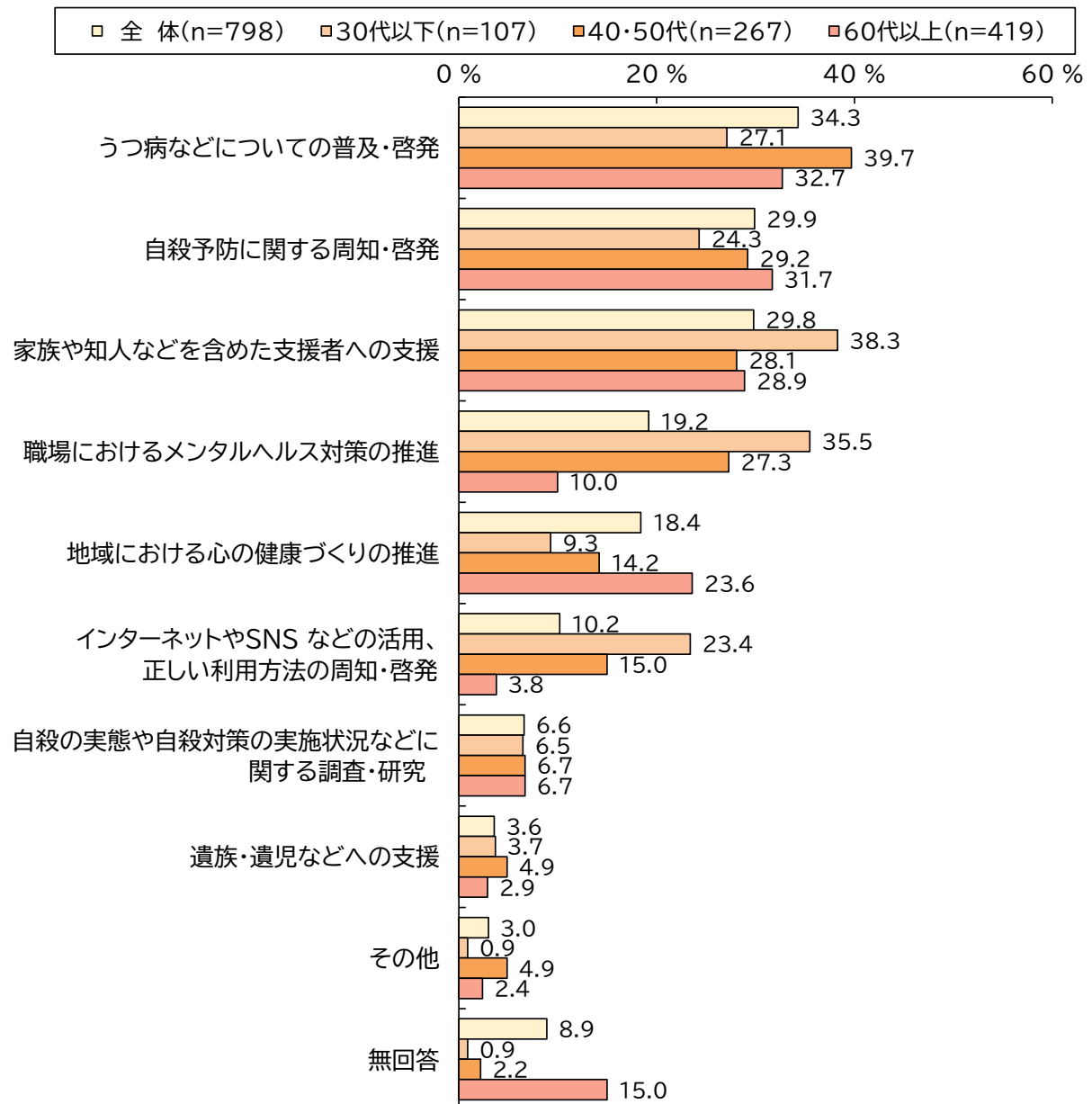
〈 ゲートキーパーの認知度／校区・年代別 〉



ゲートキーパーの認知度をみると、すべての校区・年代で「知らない」が7割～8割程度と最も高くなっています。

問 あなたは、地域で自殺を防いでいくためにどのような対策を充実すべきだと思いますか。①、②それぞれについてお答えください。(主なものを2つまで○)

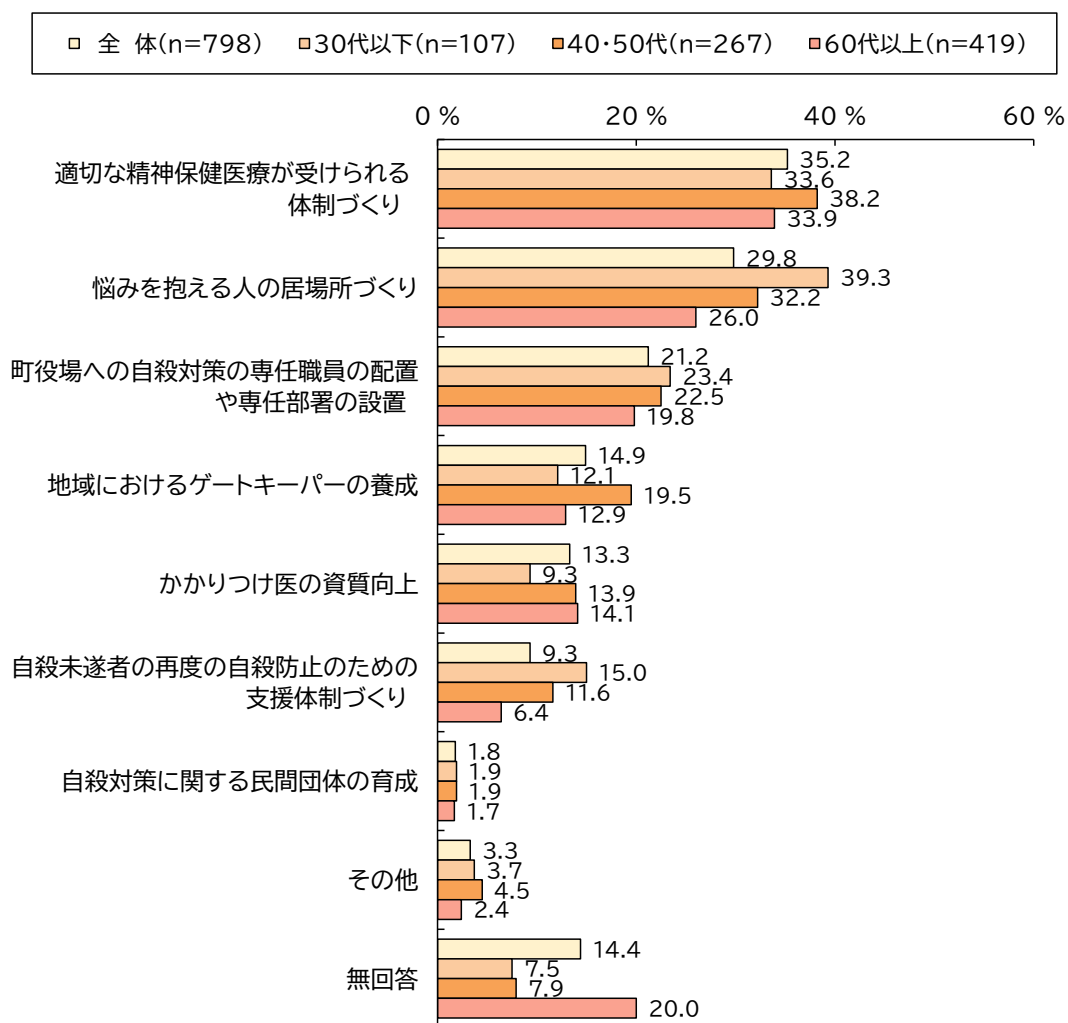
〈 ① 周知・啓発、支援などについて／年代別 〉



周知・啓発、支援などについてみると、すべての年代で「うつ病などについての普及・啓発」や「自殺予防に関する周知・啓発」、「家族や知人などを含めた支援者への支援」が高くなっています。

また、30代以下では「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」や「インターネットやSNSなどの活用、正しい利用方法の周知・啓発」が他の年代よりも高くなっています。

〈 ② 体制整備、人材確保・養成について／年代別 〉



体制整備、人材確保・養成についてみると、すべての年代で「適切な精神保健医療が受けられる体制づくり」や「悩みを抱える人の居場所づくり」、「町役場への自殺対策の専任職員の配置や専任部署の設置」が高くなっています。

1 自殺対策の推進

住民が抱えるこころの健康課題は、年齢やそれぞれが置かれている環境によって異なります。そのため、こころの健康を取り巻く現状の背景にある課題を把握し、適切な対応を行っていくと同時に、こころの健康についての意識啓発や、悩みやストレスを解決するための相談窓口の周知などが必要です。

取組の方針

自殺対策の推進のために、「①地域ネットワークの強化」、「②自殺対策を支える人材の育成」、「③住民への啓発と周知」、「④生きることの促進要因への支援」、「⑤児童・生徒の SOS の出し方に関する教育」の5つの視点から、取組を行います。

それぞれの取組

自助 互助	● 自身のこころの健康状態を把握し、悩みやストレスがあるときは町や専門の相談機関を積極的に利用しましょう。 ● 地域で悩みやストレスを抱えている人に対し、相談窓口を紹介し、利用するように声をかけ合いましょう。 ● 家族や隣近所とのコミュニケーションを心がけ、悩みを相談できる関係づくりを心がけましょう。 ● 地域行事やサロンに積極的に参加し、周囲とのコミュニケーションを図るとともに、生きがいづくりに努めましょう。 ● 自殺対策やゲートキーパーについて知識を身につけ、日常生活での見守りや気づきを促進しましょう。 ● 子どもたちに対して、いのちの大切さについて啓発しましょう。
共助	● ゲートキーパー研修など自殺対策に関わる講習会などに積極的に参加し、知識や情報を身につけましょう。 ● 地域で悩みやストレスを抱えている人に対し、相談窓口を紹介し、利用するよう促しましょう。 ● 地域の人々の悩みやストレスに対し、積極的に相談に乗りましょう。 ● 地域行事やサロンの開催に積極的に携わり、地域の人々の生きがいづくりに協力しましょう。

	取組内容	担当課	方向性
公助	● 自殺対策に関わる地域ネットワークを強化し、情報共有体制や緊急時の対応体制を整えます。また、必要に応じて家庭訪問を実施し、個別の検討が必要な場合はケース会議を開催し、対応を検討します。さらに、児童・生徒の自殺防止については、教育委員会、学校、PTAからの情報提供や注意喚起を行うとともに、児童・生徒が相談しやすい体制づくりに努めます。	福祉課 学校教育課	継続
	● ゲートキーパー研修や自殺対策に関する知識を身につけられる学習会などを開催し、庁内や団体で自殺対策に関わる人材を育成します。	福祉課 学校教育課	拡充
	● こころの健康・自殺対策に関わる講演会などの情報を住民へ周知・啓発し、参加につなげます。	福祉課 学校教育課	拡充
	● 悩みやストレスの相談先について広報誌やホームページで周知し、住民に対する相談支援体制を整え、住民のこころの健康を保ちます。また、各学校に児童・生徒向けの悩みやストレスの相談先の周知を推進します。	福祉課 学校教育課	継続
	● 地域活動や生涯学習活動を促進させ、住民の生きがいづくりを支援します。	学校教育課 社会教育課	拡充
	● 児童・生徒に対しいのちの大切さについて啓発を行うと同時に、悩みの相談先について周知します。	学校教育課	継続

美里町で実施している自殺対策に関連する取組

取組名	方向性
● 広報・ホームページによる情報提供	継続
● 県主催のゲートキーパー研修への参加	継続
● いきいきサロン事業	継続
● 小・中学校に相談員の配置	継続

社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	方向性
相談会の充実	福祉や人権、生活、家族関係など様々な分野についての悩みごとや心配ごとに対して、月2回開催している心配ごと相談会を充実させ住民が相談しやすい環境づくりに努めます。活動の認知度向上を目指し、地域住民が気軽に相談できる相談会を実施します。	継続
生活困窮者などの支援	相談者の状況に応じて柔軟で包括的な相談支援を行います。また、困窮の疑いがあるなど、生活に困っている方、声をあげたくてもあげられない方へのアウトリーチを検討します。	継続

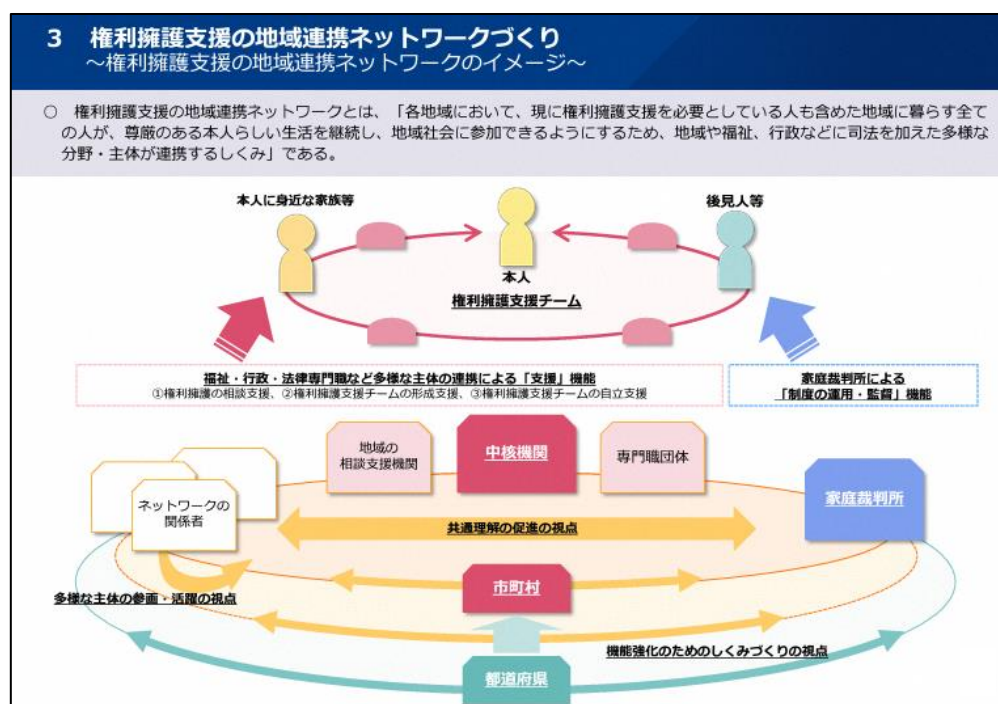
第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と趣旨

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加などを背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策などが進められています。地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係をを超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものです。

一方、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重などを基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。また、その利用促進の取組は、市民後見人などの地域住民の参画を得ながら、関係機関等との協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきです。このネットワークは、他の様々な支援・活動のネットワークと連動しながら、地域における包括的・重層的・多層的な支援体制をかたちづくっていくことによって、地域共生社会の実現につながります。成年後見制度の利用促進と地域連携ネットワークのさらなる充実のために取り組みます。

〈 地域連携ネットワーク 〉



資料：厚生労働省 権利擁護支援の地域連携ネットワークについて

2 取組内容

① 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

取組	内容
● 地域連携ネットワークの仕組みづくり	権利擁護を必要とする人が、成年後見制度を利用できるように、本人や身近な家族、後見人等を保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、適切な支援につなげる仕組みづくりを行います。
● 「中核機関」の機能の充実	地域の福祉や法律の専門職などと連携し、地域における制度の推進役として地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を設置し、権利擁護の取組を推進します。

② チーム協議会機能の充実

取組	内容
● 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける体制づくりを推進します。
● 地域における「協議会」等の体制づくり	後見等を開始する前の段階においては、本人の親族や福祉、保健、医療等の関係者が関わり、後見などが開始された後は、更に後見人が加わり「チーム」として支援する体制づくりを推進します。 また、法的な権限を持つ後見人と、地域の関係者が連携して本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握できる体制づくりを推進します。

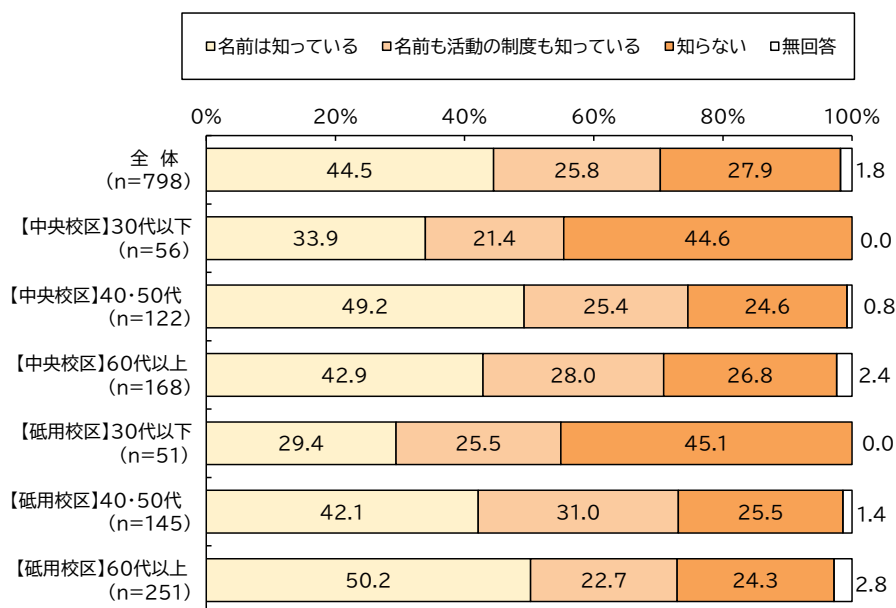
③ 相談体制の整備

取組	内容
● 支援が必要な人の発見体制づくり	地域住民や家族からの相談、社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員・児童委員からの相談など、体制の整備にあたっては、関係機関と連携した早期発見の仕組みづくりに努めます。
● 相談支援体制の整備	支援が必要な人やその家族などが、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、関係機関と連携します。
● ニーズに応じた支援体制の整備	本人の状況確認と個別のニーズを把握しながら、丁寧な制度の説明とともに、きめ細かな支援に努め、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた制度の運用を図ります。

④ 成年後見制度の利用促進

取組	内容
● 町長申立て	判断能力が不十分な方が、成年後見人などを必要としている状況にもかかわらず、本人や親族などが申立てをすることが難しい場合、町長が家庭裁判所に申立てます。
● 報酬助成	成年後見制度の利用が必要な人で、その費用負担が困難な方に対し、成年後見人などに対する報酬費用を助成します。
● 後見人支援	家庭裁判所との連携を強化し、受任後の成年後見人などへの活動支援をできるよう体制整備を整えます。
● 市民後見人養成支援	利用促進を図るため、研修を実施し市民後見人候補者の活動支援、相談などに応じます。
● 成年後見制度の広報・啓発活動の推進	成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、広報誌やホームページなどにより周知を行います。
● 相談窓口の周知	広報誌やホームページなどで成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知を行います。
● 職員等を対象とした研修等による制度の理解促進	職員をはじめ、関係者などを対象とした研修会や講演会の開催し、成年後見制度の理解を深めます。

〈 成年後見制度の認知度／地区・年代別 〉



成年後見制度の認知度をみると、30代以下ではどちらの地区も「知らない」が4割を超えています。

第6章 再犯防止推進計画

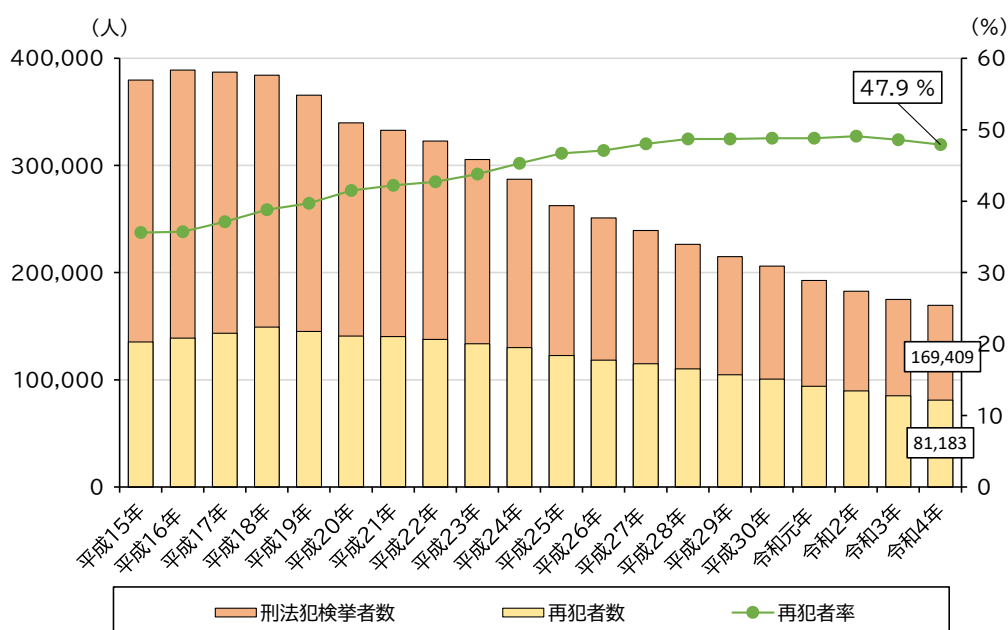
1 計画策定の背景と趣旨

国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現のためには、再犯防止対策を推進する取組が重要であることから、国は、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」を制定し、平成 29 年 12 月には、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」（平成 29 年 12 月閣議決定）を策定しました。

再犯防止推進法では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定するとともに、都道府県及び市町村は、国の計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされました。

本町では、地域の状況を踏まえ、国、関係団体、その他の関係者と緊密に連携しながら、犯罪をした者などの円滑な社会復帰を促進するための具体的な取組を総合的かつ計画的に推進し、犯罪をした者が再び罪を犯すことなく暮らせる社会を実現するとともに、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、再犯防止推進計画を策定します。

〈 刑法犯検挙者人員中の再犯者人員・再犯率の推移（全国） 〉



資料：令和5年度版再犯防止推進白書

※警察庁・犯罪統計による。

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

2 取組内容

① 就労と住居の確保

就労に関して、全国状況として、刑務所に再び入所した者のうち約 7 割が再犯時に無職であった者となっており、無職の者の再犯率は、有職の者と比べて約 3 倍と高く、「安定した就職先がないこと」が再犯のリスク要因となっています。単に収入を得ること以外に、社会の一員としての役割を持つことで、社会や地域とのつながりなどを育み、再犯のリスクを下げる効果もあります。このことから、犯罪をした者などが安定した就労をすることができるような支援を行うことが重要です。

また、住居に関して、全国状況として、刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合は、令和 4 年で 2,678 人、刑務所出所者総数の 15.6% になっています。更生保護施設や自立準備ホームはありますが、あくまでも一時的な帰住先であり、地域社会において安定した生活を送るためには、適切な住居の確保が不可欠です。

〈 就労と住居の確保に対する支援 〉

	取組名	取組内容
就労	● 生活困窮者自立支援事業を活用した支援	関係機関・団体との連携を図りながら要支援者の把握に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく各種支援につなげます。
	● ハローワーク宇城と連携した支援	ジョブカフェ・宇城ランチ等の関係団体と連携し、就労を希望される方の現在の状況に応じた各種支援につなげます。
	● 就労移行支援・就労継続支援（障がい福祉サービス）	就労を希望する障がいのある方、または、障がいの疑いのある方へ関係機関と連携し、就労に向けて支援を行います。
住居	● 町営住宅での受け入れ	住居を必要とされる方の現在の状況を把握し、必要な情報の提供を行います。
	● 生活困窮者自立支援事業を活用した支援	関係機関・団体との連携を図りながら要支援者の把握に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく各種支援につなげます。

② 保健医療・福祉サービス利用の促進

全国の状況として、刑務所出所後2年以内の年齢層別再入率は、65歳以上が19.7%、50～64歳が16.1%、30～49歳が12.6%、29歳以下が7.9%と高齢者の割合が最も高くなっています。

犯罪をした者のうち、医療や福祉の支援を必要としている高齢者・障がいのある方などが、保健医療・福祉サービスについて十分な情報などを持っていないことなどにより、支援が行き届かず再犯につながっているケースもあることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が求められます。

また、薬物依存の回復のためには、関係機関などと密に連携し支援を行う必要があります。

〈 保健医療・福祉サービス利用の促進 〉

取組名	取組内容
● 地域と連携した見守り活動の推進	地域住民や民生委員・児童委員などと連携し、地域で支援を必要とする人を早期発見し、必要な支援につなげます。
● 地域における福祉的支援	罪を犯した者やその家族で福祉に関する支援を必要とする場合は、町の福祉関係窓口のほか、保護司などと連携しながら適切に対応します。
● 福祉・保健医療サービスの充実	町民すべてがそれぞれの状況を踏まえた保健、医療、福祉などのサービスの提供につなげるとともに、各種サービスの充実を図ります。
● 相談支援体制の構築	地域で自立した生活を送ろうとする人の課題に対応するため、関係機関と連携した相談体制を構築します。
● 更生保護施設の実施	宇城地区更生保護サポートセンターなどの関係機関・団体と連携を図り、更生保護施設などの周知に努めます。
● 成年後見人制度などの利用に向けた支援事業	高齢者や知的障がいその他の精神障がいで判断能力が不十分な方については、成年後見制度などの利用に向けた支援について関係機関と連携を図ります。

③ 非行防止と学校などと連携した修学支援

近年の非行総数は平成 15 年以降、全国、県内ともに減少傾向にあります。

しかし、万引きなどの初発型非行が高水準で推移するとともに、スマートフォンが少年にも広がる中、インターネット利用による犯罪被害も多発しています。

少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体などと連携し取り組むことが必要となっています。

〈 非行防止と学校などと連携した修学支援 〉

取組名	取組内容
● 児童生徒の非行の未然防止等	小中学校へ相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。また、問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所などの関係機関との連携を図ります。
● 相談窓口の周知	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化を図り、相談窓口の周知に努めます。
● 学校と連携した非行防止の取組	児童・生徒の非行を防止するため、学校において、家庭・地域などと連携を図りながら、協働して定期的な補導パトロールを実施するなど、非行防止教育を一体的に推進します。

④ 広報・啓発活動の推進

再犯防止は町民にとって必ずしも身近ではないため、「社会を明るくする運動」や広報誌による情報発信を通じて再犯防止の意義・必要性の啓発活動を行います。

〈 広報・啓発活動の推進 〉

取組名	取組内容
● 社会を明るくする運動	「社会を明るくする運動」における美里町推進委員会の様々な活動を周知し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする運動を通して地域の理解促進に努めます。
● 広報誌を使った情報発信	町ホームページや広報誌において、社会を明るくする運動美里町推進委員会や保護司会の更生保護に関する諸活動の情報発信を行い、町民や地域企業等の理解促進を図ります。

⑤ 関係団体などとの連携

地域での再犯防止活動の推進には、関係する機関などとの連携強化が重要になります。

〈 関係団体などとの連携 〉

取組名	取組内容
● 更生保護関係団体等との連携	保護司会などの活動の促進や支援を行います。
● 関係機関との連携の強化	関係機関などで、把握している課題の情報共有を行うなど連携を強化し、更生支援の取り組みを推進します。
● 民間協力者との連携の構築	再犯防止推進のために欠くことのできない存在である民間協力者との適切な役割分担によって、効果的な連携体制を構築します。

第7章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、住民との協働が不可欠になります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者といった福祉の担い手の協力が必要です。

計画を推進していくにあたって、地域福祉を担う各主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

(1) 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加することが期待されます。

特に、高齢者の人たちには、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に地域福祉活動に参画することが期待されます。

(2) 地域の組織・団体役割

行政区や民生委員児童委員、老人会などは、地域における福祉活動を推進していく中心的な組織です。地域における福祉課題に対しては、それぞれの組織や団体が個々に活動するだけではなく、個々の組織の特徴を活かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが期待されます。

(3) ボランティア団体の役割

住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動に留まらず、活動内容の住民への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

(4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが求められます。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事

業のさらなる充実や新たなサービスの創出に取り組んでいくことが期待されます。

（５）社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域住民のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

（６）行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地区の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

また、地域住民・団体・事業者などそれぞれが抱える課題に対し、きめ細やかな対応ができるよう、福祉・教育・保健分野などとの連携体制を強めることで、安心かつこころ豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

2 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、本計画の進捗状況や、住民や福祉関係団体などの意見を踏まえ、必要に応じて取組の見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

【PDCAサイクルによる計画の推進とは】

まず計画段階で目標設定と具体的な計画を立て、次に実行段階で計画を実施します。その後、評価段階で結果を客観的に評価し、得られた情報をもとに改善策を立案・実行します。そして再び新しい計画を立て、このサイクルを繰り返して持続的な改善を実現します。



1. 策定委員会委員名簿

役職	氏 名	職 務
会長	坂田 竜義	美里町議会 産業厚生常任委員会 委員長
副会長	吉住 慎二	美里町副町長
委員	富田 康仁	美里町社会福祉協議会 事務局長
委員	松本 佑允	(福) 十百千会 障がい者総合支援センター ゆきその 施設長
委員	麻生 尚哉	(福) 伸生紀 特別養護老人ホームこもれび 施設長
委員	峯松 小枝	(医) 美里みどり会 間部病院 地域連携室 社会福祉士
委員	本山 公政	美里町商工会 会長
委員	宮崎 袈吉	美里町身体障害者福祉協会 会長
委員	藤田 富子	女性の会 会長
委員	大木 真美	美里町民生委員児童委員協議会 会長
委員	池田 裕彦	美里町囀託会 会長
委員	日方 和義	美里町老人クラブ連合会 会長
委員	吉田 嘉穂	美里町PTA連合会 会長
委員	佐々木 聡	(福) 三山会 青空保育園 園長
委員	瀬戸 里美	宇城地域療育ネットワーク 委員

2. 計画策定の経緯

開催日	内 容	
和5年9月29日（金）～ 10月28日（土）	アンケート調査 ●調査地域 美里町 ●調査対象 町在住の18歳以上の男女 2,000人 ●調査方法 郵送（郵送配布・郵送回収）及びWEB回答	
令和5年10月5日（木）～ 11月7日（火）	アンケート調査 ●調査地域 美里町 ●調査対象 地域福祉の関係機関・団体 19団体 ●調査方法 郵送（郵送配布・郵送回収）及びWEB回答	
令和5年11月2日（木）	第1回ワークショップ	身近な地域で行っている福祉活動や参加者が思う地域のいいところや身近な地域で感じる困りごとや心配ごと、近い将来のことで気になることなどを話し合う。
令和5年11月28日（火）	第2回ワークショップ	将来像（キャッチフレーズ）の作成や自分たちができることなどを話し合う。
令和6年11月29日（水）	第1回策定委員会	①美里町地域福祉計画について ②美里町地域福祉計画の基本方針について ③美里町の地域福祉を取り巻く現状について ④アンケート調査の結果の概要について ⑤前回計画の評価 ⑥その他
令和5年12月26日（火）	第2回策定委員会	①現行計画（第3期）の取組・進捗評価について ②町民アンケート調査結果について ③現行計画（第3期）の施策の体系と今後の方針等 ④その他
令和6年2月22日（木）	第3回策定委員会	①計画素案の検討 ②その他
令和6年3月1日（金）～ 3月14日（木）	パブリックコメントの実施	
令和6年3月18日（月）	第4回策定委員会	①計画案の検討 ②その他

第4期 美里町
地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 美里町 福祉課
〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和 420 番地
電話番号:0964-47-1116 ファックス:0964-47-0110

美里町社会福祉協議会
〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和 420 番地
(美里町役場砥用庁舎1階)
電話番号:0964-47-0065 ファックス:0964-47-0073

